

パブリックコメント用

第5次嘉手納町
総合計画

後期基本計画（素案）

沖縄県嘉手納町



第5次嘉手納町 総合計画

後期基本計画

ひと、みらい輝く交流のまち かてな

目次

序論	8
第1章 総合計画策定について	8
1. 計画策定の背景と意義、役割	8
(1) 計画策定の背景と意義	8
(2) 計画の役割	8
2. 計画期間の構成と推進に向けて	9
(1) 計画期間の構成	9
(2) 計画の推進に向けて	10
3. 総合計画（基本計画）と総合戦略の一本化	10
4. 嘉手納町の概要	11
(1) 位置・地勢	11
(2) 沿革	11
第2章 計画策定における基本事項	13
1. 時代の潮流	13
(1) 人口動向	13
(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展	13
(3) 健康・福祉・子育て環境の充実	13
(4) 教育・文化の振興	14
(5) 安全・安心な住環境の構築	15
(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組	15
(7) 産業・就業構造の変化	16
(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営	17
(9) 基地問題等	18
2. SDGsの推進	19
3. まちづくりに対するニーズ	20
4. 嘉手納町の現状と課題	27
(1) 人口動向	27
(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展 【現状】	28
(3) 健康・福祉・子育て環境の充実 【現状】	29
(4) 教育・文化の振興	30
(5) 安全・安心な住環境の構築	31
(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組	31
(7) 産業・就業構造の変化	32
(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営	33
(9) 基地問題等	34

基本構想	37
第1章 嘉手納町の目指す姿	37
1. 将来像と基本理念	37
(1) 将来像	37
(2) 基本理念	37
2. 基本目標	38
(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり（保健・医療・福祉・子育て）	39
(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり（教育・文化）	40
(3) 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）	41
(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり（産業）	43
(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり（行財政運営）	44
3. 人口ビジョン	45
第2章 土地利用構想	46
後期基本計画	48
第1章 後期基本計画について	48
1. 計画の目的と役割	48
2. 計画の期間	48
3. 後期基本計画の構成	48
第2章 リーディングプランと施策体系、土地利用計画	49
1. リーディングプラン	49
2. 施策体系	52
3. 土地利用計画	53
(1) 現況と課題	53
(2) 土地利用の方針	53
第3章 基本目標別計画	56
総合戦略	146
第1章 基本的な考え方	146
1. 地方版創生総合戦略策定の趣旨	146
2. 第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略と国・県の総合戦略との関係	146
3. 嘉手納町人口ビジョンと総合戦略の位置づけ	149
第2章 嘉手納町人口ビジョン	150
1. 嘉手納町人口ビジョンについて	150
2. 嘉手納町人口ビジョンの対象期間	150
3. 人口の現状及び分析	151
(1) 男女別人口・世帯数の推移	151

(2)	年齢（5歳階級）・男女別人口の推移	155
(3)	総人口・年齢別3区分人口の推移	163
(4)	家族類型別世帯数の推移	165
(5)	区別人口の推移	167
(7)	合計特殊出生率の推移	174
(8)	産業別就業者数の推移	178
(9)	男女別・産業大分類別人口	180
(10)	年齢階級別産業人口	181
(11)	従業者数及び事業所数の推移	183
4.	嘉手納町人口ビジョンの考え方	186
5.	総合戦略との関連性	188
6.	人口の将来展望	189
7.	嘉手納町人口ビジョン	194
第3章	第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略	195
1.	第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略について	195
2.	第3期嘉手納町デジタル田園都市構想総合戦略の計画期間	196
3.	総合計画との関係	196
4.	戦略の構成	196
5.	人口ビジョンを踏まえた課題と今後の方向性	196
6.	デジタルの力を活用した主な施策	198
7.	嘉手納町におけるデジタルの方針	200
8.	基本目標及び具体的な施策の展開	201
9.	各種施策の客観的な効果の検証	230
(1)	地域との連携	230
(2)	PDCAサイクルの構築	230
(3)	PDCAサイクルの実施と戦略の見直し・改善	230

序 論

第1章 総合計画策定について

第2章 計画策定における基本事項

序論

第1章 総合計画策定について

1. 計画策定の背景と意義、役割

(1) 計画策定の背景と意義

嘉手納町（以下、「本町」という。）では、これまで第1次、第2次の総合計画における将来像を「安らぎと生き甲斐にみちたまち、嘉手納」として、町勢発展のため、まちづくりに努めてきました。第3次、第4次総合計画では、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として、施設整備や生活環境の向上に努めてきました。

近年においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来や、地方分権の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、デジタル技術の浸透・進展など、まちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な形で地域振興に大きな影響をおよぼすことが予想されています。このような社会情勢の変化に、適切で柔軟に対応していくためには、本町が目指す将来像や方向性を明確にし、必要な施策を効果的に推進していく必要があります。

第5次総合計画においては、第3次及び第4次総合計画で掲げた将来像の実現を目指して鋭意取り組み、着実に築き上げた礎を活かし、引き続き「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまでのまちづくりを更に継続発展させ、福祉や教育、住生活の向上や産業振興など、町民と協働し、より良い暮らしを実感できる施策を展開する必要があります。

(2) 計画の役割

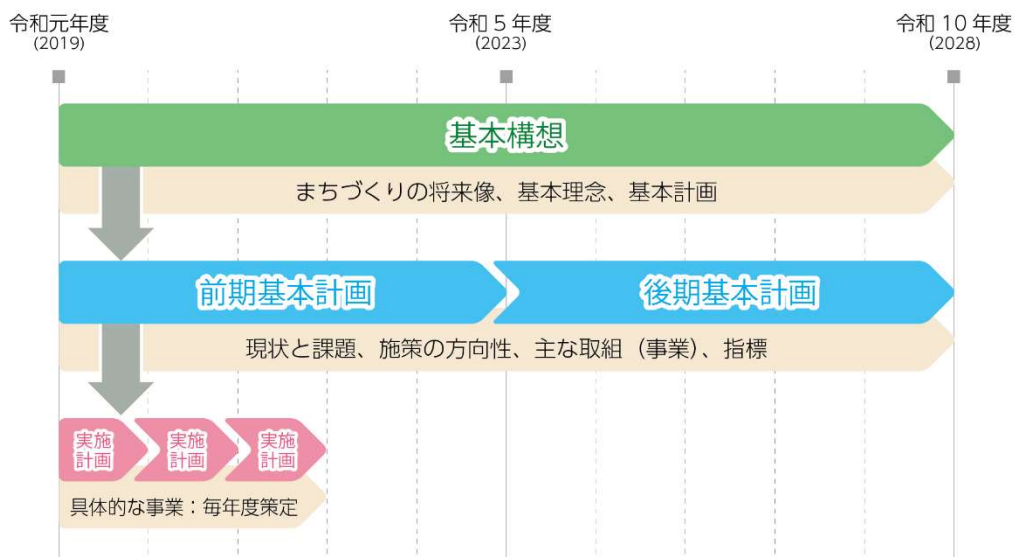
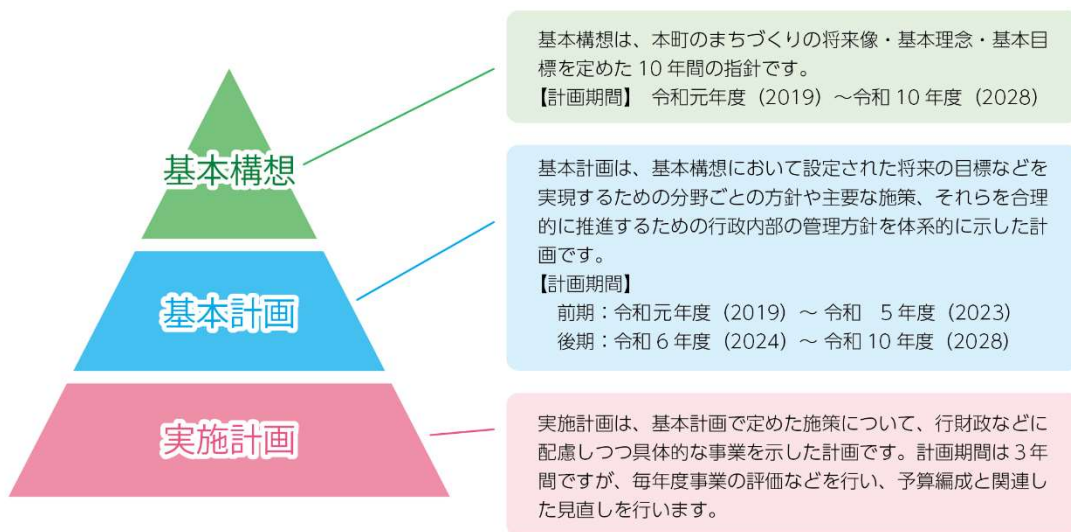
第5次嘉手納町総合計画は、将来像である「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現に向けて長期的・総合的な方向性や取り組みを示す、本町の行政計画の最上位となる計画です。

令和元年度から令和5年度までを計画期間とした前期基本計画が終了を迎えたため、これらの取組を引き継ぎつつ、最新の本町の特性や課題、社会の動き、町民のニーズ等を踏まえて、本町の理想的なまちづくりの実現を図るため、「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」を新たに策定します。

2. 計画期間の構成と推進に向けて

(1) 計画期間の構成

第5次嘉手納町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。基本構想は10年間を計画期間としています。基本計画は5年間を計画期間とした前期計画と後期計画からなります。基本計画で定めた施策について具体的な事業を示した「実施計画」を毎年度策定します。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。



(2) 計画の推進に向けて

まちづくりについては、総合計画の内容を熟知するとともに、それを基に策定された施策ごとの目標達成に向けて進捗管理と行政評価^{※1}を行い、有効性を高めるための改善や見直しを柔軟に行う必要があります。また、それらの内容を町民へ周知し、透明性を高めるとともに、協働体制を強化していく必要があります。

本町では、後期基本計画の策定に向けて、令和5年度より行政評価を実施しており、本評価を通じて、基本計画に掲げる施策・事業の進捗状況を的確に把握するとともに、事業の検証・評価を実施し、適切な進捗管理に努めます。

3. 総合計画（基本計画）と総合戦略の一本化

本町では、令和元年度に令和3年度を目標とする、地方版総合戦略「第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。「第2期嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけること等を目的に、嘉手納町人口ビジョンの将来展望を踏まえ、目標や施策の基本的方向、具体的な施策等を示す計画です。

第5次嘉手納町総合計画は、本町における喫緊の課題として、「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」をあげており、第5次嘉手納町総合計画の将来像「ひと、みらい輝く交流のまちかでな」は、それらの課題を踏まえて定めています。

「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」へ対応する計画であるという点で、両者の目的は一致しています。そのため、総合計画と総合戦略のそれぞれにおいて設定される課題は共通するものが多く、両計画は一体的に推進する必要があるとともに、進行管理を一本化することで事務の効率化が見込めます。

また、国の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」において、総合計画を見直す際に、見直し後の計画において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、総合計画と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能とされています。

これらの理由から、「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」と「第3期嘉手納町総合戦略」を策定するにあたり、本町は、総合計画と総合戦略を一本化することとします。

※1 行政評価：行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

4. 嘉手納町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、沖縄本島の中部に位置し、東シナ海に面する海岸線沿いであって、県都の那覇市から北へ約 23 kmの地点に位置しています。北は比謝川を境に読谷村、南東部は嘉手納飛行場内で北谷町、沖縄市と境界を接しています。

面積は、15.12 km²で南北に約 8 km、東西においては、北の方で約 2 km、南の端では約 5 kmの南北に細長い逆 L 字型になっています。町域を流れる比謝川は、沖縄市に源を発し、東シナ海へ注ぐ本島最大の流域面積を有する河川であり、流量も豊富で 2 級河川の指定を受けています。



(2) 沿革

戦前の本町は旧北谷村の一行政区域であり、字嘉手納を除くと純農村でした。しかしながら、沖縄本島の中部という立地条件に恵まれていたため、交通の要衝として県営鉄道嘉手納線の終点にもなっていました。

また、沖縄県立農林学校をはじめ、官立沖縄青年師範学校、嘉手納警察署、沖縄製糖株式会社嘉手納工場等が所在し、中頭郡における経済、文化、教育の中心地として役割を果たしていました。

さらに、沖縄八景に数えられた水量豊富で風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ汽帆船が比謝橋付近まで出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地として賑わい、人と自然と産業の調和のとれたまちとして発展を遂げてきました。しかし、第二次大戦において住家をはじめ一木一草に至るまで焼き尽くされ、まちは文字通り灰燼に帰し、昭和 20 年の終戦を迎えることとなりました。

戦後は、米軍嘉手納飛行場の建設により北谷村は分断され、飛行場内の部分的通行も禁止となったため、住民の日常生活や行財政運営にも著しく支障をきたし、昭和 23 年 12 月 4 日を期して、人口約 3,800 人をもって北谷村から分村し、「嘉手納村」としての第一歩を踏み出すこととなりました。

分村間もない昭和 25 年には、朝鮮戦争の勃発によって、米軍は嘉手納飛行場を「極東最大の空軍基地」として逐次整備拡張し、その都度、宅地や農地が軍用地に姿を変えていき、狭小な住宅地域を一層狭め、住民は残された僅かな地域で窮屈な生活を強いられてきました。

また、住宅地域が同飛行場に近接していることから、昼夜を問わず発生する爆音、飛行機墜落事故、燃料流出、井戸汚染、あるいは B-52 戦略爆撃機の飛来など、幾多の基地被害を被り、そのため「基地のまち」というイメージが強く、嘉手納は、「沖縄の縮図」といわれてきました。

一方、戦後の混乱期は、産業皆無の状態であり、必然的に基地依存の生活に頼らざるを得ず、そこに就業の場を求めて人口と各種事業所が急増し、村の様相も次第に都市的形態を整えるようになってきました。

こうした都市的形態に応じた新しい時代の新しいまちづくりを目指し、一層の発展向上を図るため、昭和 51 年 1 月 1 日を期し、「嘉手納村」から「嘉手納町」へと移行し、県下で 7 番目の「町」としてスタートし、今日に至っています。

平成 20 年 3 月には、広大な米軍基地の所在による閉塞感を緩和し、町の活性化の促進を目的とした沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により、総事業費 218 億円余をかけたタウンセンター開発事業、マルチメディア関連企業誘致事業、総合再生事業を実施しました。近年では、ハード事業の成果を町民に還元し、人々が潤い、喜びと希望を持って暮らしていけるようなソフト事業にシフトした施策を新たに展開し、後期高齢者に対する保険料の一部助成や妊婦健康診査の公費助成、ひとり親家庭などへの支援、医療から介護への切れ目のない支援など、これまで以上に保健・医療・福祉に取り組んでいます。

また、安心して子育てに取り組める環境の充実を目的として認可保育所の開園など待機児童の解消に向けた取り組みや医療費・給食費の無料化の実現、予防接種費用の助成なども実施しています。

教育では、幼保・幼小連携や独自の小中一貫教育を推進し、本町教育の充実と発展に尽力しています。加えて、児童・生徒の学力向上と安定した学びの場を提供するため、各種サポーターの配置やデジタル教材などの ICT^{※1} 機器を活用した教育を展開しています。文化振興では、かでな文化センターのバリアフリー化や音楽によるまちづくりの推進、文化協会や関係団体と連携を図り文化発表の場を増やすよう努め、文化振興による地域活性化に取り組んでいます。

その他にも定住促進に向けた施策を推進するほか、老朽化した公共施設の再整備、資源循環型社会^{※2}の構築の推進に取り組んでいます。

※1 ICT：ICT（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略。

※2 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

第2章 計画策定における基本事項

1. 時代の潮流

(1) 人口動向

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年4月に公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位））によると、我が国の総人口は長期の減少過程に入っており、令和13年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には1億人を割って9,965万人となり、令和52年には8,700万人になるとなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されています。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、生産年齢人口^{※1}の減少が、我が国の経済成長の制約になることが懸念されています。

65歳以上人口は、昭和25年には総人口の5%に満たなかったですが、平成6年には14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和4年には29.0%に達しています。総人口が減少する中で65歳以上の者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。令和25年以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年には38.7%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推計されています。

15～64歳人口は平成7年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、令和4年には7,421万人と総人口の59.4%となっています。

少子化についても、女性の就業機会の向上などライフスタイルの変化や非婚化、晩婚化に伴う出生数の減少により進んでいます。令和4年の出生数は77万759人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率は1.26と過去最低となっています。

人口が減少する中で、国は、東京圏への人口の過度の一極型を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生の取り組みを進めていますが、東京圏と地方との転出入均衡達成目標はまだまだ達成できておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となっています。急激な人口減少社会に対応するため、新たにデジタル行財政改革として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現することが必要とされています。

(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

「団塊の世代」の全員が75歳以上となる令和7年には、高齢化は更に進行し、およそ5.6人に1人が75歳以上高齢者となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独

※1 生産年齢人口：生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されています。

このような社会構造の変化や高齢者のニーズに応えるために、令和7年を目途に「地域包括ケアシステム^{※1}」の構築が目指されています。

さらに、その先の年頃を見通すと、いわゆる団塊ジュニア世代の全員が65歳以上となることに加え、85歳以上人口が急増し、認知機能が低下した高齢者や要介護高齢者がさらに増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。(2040年問題)

沖縄県の人口は増加基調にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、県の65歳以上人口の割合(高齢化率)は、平成27年の19.7%(全国26.6%)から令和12年には26.2%(全国31.2%)へと、全国を上回るペースで上昇することが見込まれており、全国と同様の問題が発生すると考えられます。

今後は、加齢に伴う心身機能や認知機能の低下を予防し、健康寿命の延伸を実現するため、高齢者の社会参加活動を促進する取組等をより一層推進していく必要があります。

また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大しています。とりわけ、全国で3歳未満の子どもを持つ女性の約6～7割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくありません。各地方公共団体の特性に応じたきめ細かな支援による保育の受け皿確保、それに伴い必要となる保育人材の確保・処遇改善、保育所等のICT化により、保育の質の向上を図る必要があります。

(4) 教育・文化の振興

令和22年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となります。社会の現状や変化を踏まえて令和22年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えます。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

将来を見越した地域活性化のためには、その基盤となる子供たちの教育の質を、教育DX(デジタル・トランスフォーメーション)を通じて全国どこでも向上させることが必要です。このため、学校における1人1台端末環境の持続的な活用やネットワーク環境の改善を進めるとともに、デジタル教科書・教材の活用、校務DXの推進等により、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくことが求められています。

また、地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするために、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが必要です。国が令和4年6月に閣議決定した「デジタル田園

^{※1} 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。

都市国家構想基本方針」においては、デジタル技術を活用し、地域の特性を生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められています。

(5) 安全・安心な住環境の構築

近年、気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、この傾向が続くことが見込まれています。また、今後発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模地震や火山噴火への備えも必要です。今後もさらに高まる自然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められています。

災害が激甚化、頻発化する中で、国民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を、一人でも減らすことは、多くの人々が地方で暮らす上で不可欠な要素です。このため、防災・減災、国土強靱化の取組を強化していくことが必要であり、国土強靱化基本計画に「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」が新たに位置付けられたことを踏まえ、デジタル技術を最大限活用するとともに、単なるデジタル技術の活用にとどまらない防災 DX の取組を進めることが求められています。

また、地域防災力の向上のためには、住民一人一人による「自助」の取組の促進に加えて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って「共助」の防災活動を行うことが重要です。このため、コミュニティにおける自主的な防災活動を支える自主防災組織の育成が進められており、その組織数及び活動カバー率は年々上昇しています。

「地域活動の活性化」、「地域コミュニティ^{※1}と行政の連携」、「事業者と地域住民との連携・共生の促進」が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

平成27年以降戦後最少を更新し続けてきた刑法犯の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた令和2～3年からの揺り戻しにより増加した可能性が考えられるものの、令和4年に20年ぶりに前年を上回りました。児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺等は、検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあります。交通事故発生件数及び負傷者数は減少傾向にあり、昭和23年以降で最少であるものの、交通事故死者のうち高齢者が占める割合は、56.4%と依然として高いです。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化が進むと予想されており、地域活力の維持とともに、医療・福祉・商業など生活機能を確保し、公共交通と連携して、車を持たなくても暮らしやすい生活環境を実現することと財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するために、立地適正化計画の実効性向上の実効性向上や都市機能の高度化等、コンパクトでゆ

※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

とりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要です。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワーク^{※1}の深化及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりが推進されています。

環境問題については、世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

この地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成27年にパリ協定が採択され、この実現に向けて世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。沖縄県の温室効果ガス^{※2}排出量については、令和13年度までに産業、運輸、民生の各部門の取組による削減効果により、34%減（平成25年度比）になると見込まれます。我が国が目指す令和32年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に対して、更なる高みに向けた取組が求められています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われていきます。沖縄県は、県が有する緑豊かな島々やサンゴ礁が発達した海域、マングローブ林が広がる河口域など、多くの固有種や希少種が生息・生育する生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代に継承するため、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を目指しています。

(7) 産業・就業構造の変化

日本の社会経済は、東アジアを中心とした新興国の技術革新や労働生産性の向上による国際競争力の低下及び人口減少、少子高齢化に伴う労働力人口の減少などを背景に潜在成長率の低下が見込まれており、なお厳しい状況にあるといえます。特に、我が国経済全体の生産性の足かせとなっている、地方に多いサービス業の生産性の低迷は、地方創生はもとより、我が国経済全体の生産性及び賃金水準の低迷を引き起こしている深刻な課題です。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大したことに伴い、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。

沖縄県においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会経済が著しく停滞しました。特に入域観光客数は過去最大の落ち込みとなり、個人消費や雇用情勢も悪化しました。現在は、入域観光客数をコロナ前の水準に回復することを目指す取組を進めており、令和5年（暦年）の入域観光客数は823万5,100人と、これまで最多を記録した令和元年

※1 コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

※2 温室効果ガス：赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素(CO₂)、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

に対して 81.0%の水準まで回復し、過去 5 番目となりました。

他方感染症の影響により、デジタル・オンラインの活用が進み、時間と場所にとらわれない働き方が可能になるとともに、テレワーク^{※1} やワーケーションが普及したことで、多地域居住・多地域就労が現実のものになりました。

また、ICT の進化やネットワーク化により、経済や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）が到来する中、ICT を最大限に活用し、第 4 次産業革命というべき変化を先導していく取組等が進められています。地方でも、官民の様々な主体により、デジタル技術の活用が多方面で進み、他地域の見本となる優れた取組が生じる等、Society5.0 の実現に向けた取組が進められており、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しています。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

平成 12 年に地方分権一括法^{※2} が施行され、本格的な地方分権の時代に入り、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。平成 18 年に地方分権改革推進法が成立、平成 22 年には地域主権戦略大綱^{※3} が閣議決定され、国と地方自治体のあり方は変化しています。

地方自治体においても、新型コロナウイルス対応の際に地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体の DX が求められています。

また、令和 22 年頃にかけて顕在化する人口構造等の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地方公共団体間の多様な広域連携を推進する必要があります。そのためには地方公共団体が、定住自立圏・連携中枢都市圏や、相互補完的・双務的な役割分担に基づく連携など、地域の実情に応じた広域連携を検討していくことが考えられます。

地方の魅力を高める上で、温かみのある良質な地域コミュニティづくりは、重要な要素です。人口減少や高齢化等により地域の担い手が不足することに伴い、地域コミュニティの活力が失われ、地域の経済・社会のバックアップ機能が失われつつあります。

そこで、多様な組織や主体がデジタル技術も活用して効果的に連携し、地域コミュニティの補完的な取組を進め、安心して暮らせる地域をつくることが求められています。近年、デジタルの力を活用して地域の共助の取組など目に見えない価値を拾い上げ、キャッシュレスのデジタル地域通貨として流通させることにより、地域コミュニティの活性化に取り組む地域も現れています。

※1 テレワーク：組織や企業の戦略的な情報通信技術（ICT）活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。

※2 地方分権一括法：平成 11（1999）年 7 月に成立し、平成 12（2000）年 4 月から施行されている。全部で 475 本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。

※3 地域主権戦略大綱：地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成 22（2010）年 6 月 22 日の閣議において決定。第 1 から第 10 までの 10 項目で構成されている。

(9) 基地問題等

日米両政府は平成25年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地から南にある米軍施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。

沖縄県の中南部都市圏の米軍基地が所在する9市町村には、市街地を分断する形で約6,593haもの米軍基地が存在しており、その割合は当該市町村面積の約22.5%にもなりません。総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業用地の確保など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。さらに、航空機などによる騒音や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人などによる刑事事件や、地位協定上の不公平からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民に多大な影響を与えています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、一日も早い基地問題の解決が求められています。

沖縄県は、引き続き米軍基地の更なる整理・縮小に向けた取組を進め、地域社会への多大な影響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心を確保することを目指しています。日米地位協定の見直しは、沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護に関する国民的な問題であるという考えのもと、全国知事会などの全国的な団体とも連携し、あらゆる機会を通じ日米両政府に日米地位協定の見直しを粘り強く求めていきたいとしています。また、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然防止等のため、米軍にも日本の国内法を適用させることなどを国に対して求めています。

加えて、日本では戦後生まれの人口が9割に迫り、戦争の実体験を語ることのできる人が減っていく中で、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取り組みが一層求められています。

2. SDGsの推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



【SDGs ポスター】

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができます。

近年、日本では多くの地方自治体が、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を行う上でSDGsを取り入れています。沖縄県も積極的にSDGsを推進しており、令和4年度には、「おきなわSDGsアクションプラン」の策定や、SDGsに関連する活動に取り組んでいる企業・団体・自治体・個人等の「情報共有」及び「交流・連携」を図る場である「おきなわSDGsプラットフォーム」の創設等を行っています。

これらの動向を踏まえて、本町においても、「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」の各施策に、SDGsの目指す17のゴールを関連付けることで、「総合計画」、「地方創生」、「SDGs」を一体的に推進していきます。

3. まちづくりに対するニーズ

「第5次嘉手納町総合計画後期基本計画」の策定に向け、町民のニーズを踏まえ、町が目指すべき施策の方向性を点検し、重点化すべき施策をとりまとめるために、町民を対象にアンケート調査を実施しました。

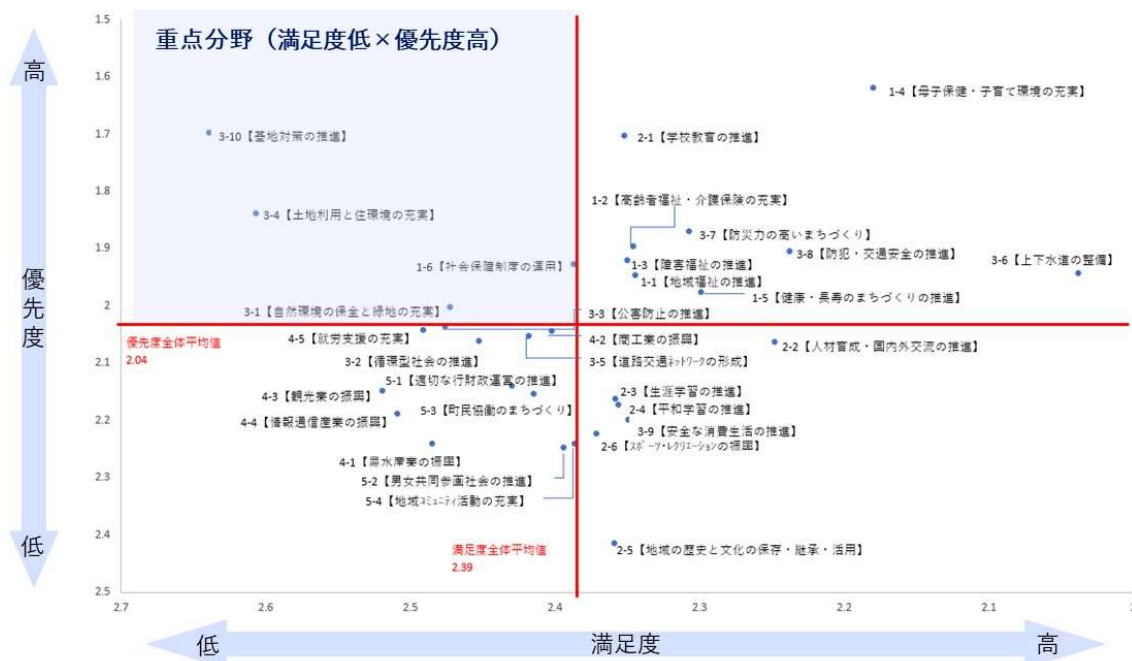
対象者	嘉手納町民の中から無作為抽出された 2,825 名
回答数	655 件
回答期間	令和4年9月13日(火)～9月30日(金) ^{※1}
設問	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的なことがらについて(性別、年齢、居住地域、家族構成、職業、勤務地・就学地等)・ 買い物地、住みやすさについて(日常買い物地、町内買い物地、町の住みやすさ、住みやすい理由、住みにくい理由等)・ 嘉手納町への居住継続意向について(居住継続意向、今後の居住予定、居住予定についての課題)・ 基地返還について(基地返還意向、基地返還後の利用方式、基地返還後の土地利用内容)・ コミュニティ活動、まちづくり、町政情報について(現在実施している地域活動、今後のまちづくり、町政情報の入手先等)・ 基本施策ごとの満足度、優先度等

※1 ただし、遅れて回答のあった調査票についても全て集計対象とした。

< 基本施策の満足度と優先度 >

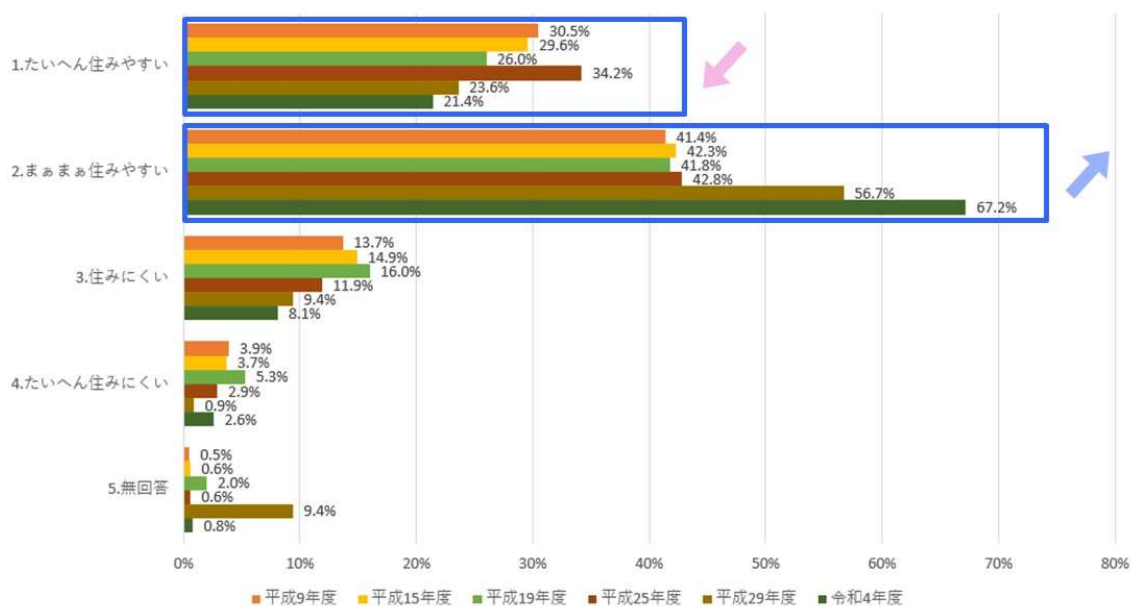
アンケートにて、「第5次嘉手納町総合計画前期基本計画」の計31個の基本施策ごとの、満足度、優先度を調査しました。

優先度は高いが満足度が低い結果となった政策は、「3-10 基地対策の推進」、「3-4 土地利用と住環境の充実」、「3-1 自然環境の保全と緑地の充実」、「1-6 社会保障制度の運用」の4つでした。優先度が高く満足度が低い領域を、本町の重点分野に位置付けます。



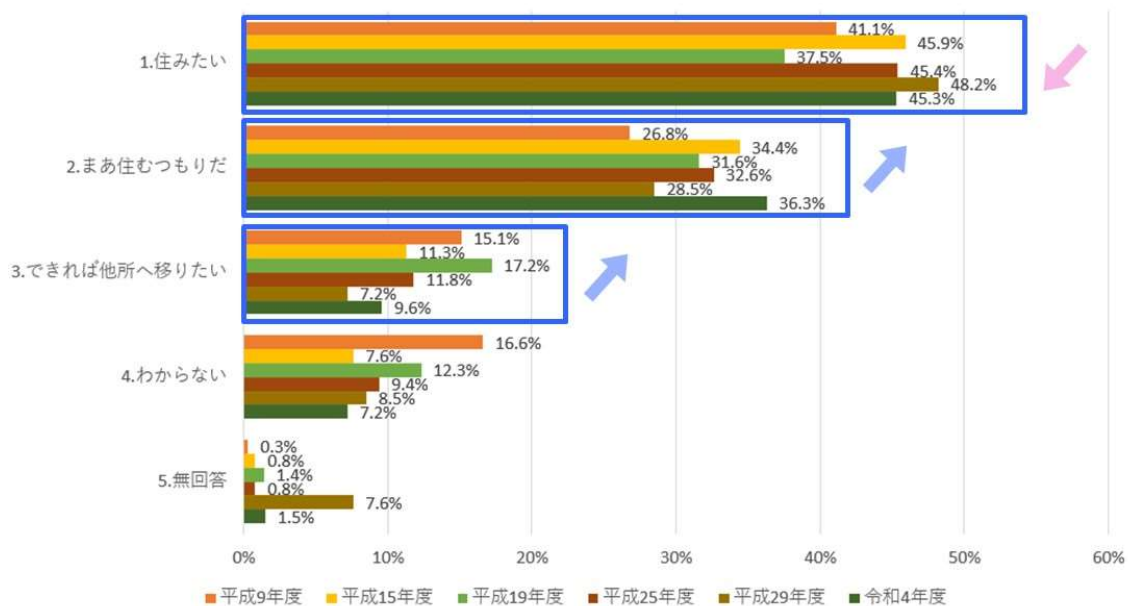
<住みよさと定住意向の経年比較結果>

「嘉手納町は住みやすい地域だと思うか」という質問に対して、「たいへん住みやすい」と回答した町民が平成 25 年から減少している一方で、「まあまあ住みやすい」と回答した町民は平成 25 年から増加している。住みやすさについては、総じて「住みやすい」という回答が多い結果となっている。



「嘉手納町に今後住み続けたいか」という質問について、平成 29 年から「まあ住むつもりだ」と回答した町民が増加した一方で、「住みたい」と回答した町民が減少している。

「できれば他所へ移りたい」と回答した住民は、平成 19 年から平成 29 年まで継続して減少していたものの、令和 4 年度においては増加している。



<若年層（20歳未満-20歳代）の特徴>

「嘉手納町は住みやすい地域だと思うか」という質問について、20歳未満は、他年代と比較して「住みにくい」の割合が高く、若年層において町の環境への不満が大きい結果となっている。「嘉手納町が住みにくい地域だと思う理由は何か」という質問について、20歳未満-20歳代は、全ての年代の傾向と同様に「公共交通の充実」「日常生活の利便性」への満足度が低い。

3.1 住みやすさ

	たいへん住みやすい	まあまあ住みやすい	住みにくい	たいへん住みにくい	回答者数
20歳未満	0.0%	66.7%	25.0%	8.3%	24
20歳代	23.6%	65.2%	7.9%	3.4%	89
30歳代	18.5%	72.3%	5.9%	3.4%	119
40歳代	23.5%	66.2%	8.8%	1.5%	136
50歳代	23.6%	69.3%	6.3%	0.8%	127
60歳代	14.3%	72.9%	8.6%	4.3%	70
70歳代	30.1%	59.0%	8.4%	2.4%	83

3.3 住みにくさの理由

	自然や景観などの環境が良くない	公園の遊具が整っていない	公共交通が充実していない	道路網が整っていない	情報通信網が整っていない	消防・防災体制が整っていない	医療機関が整っていない	福祉サービスが整っていない	子育て・教育環境が整っていない	文化・スポーツ環境が整っていない	歴史・文化資源が充実していない	雇用環境が充実していない	商業施設が充実しておらず買物などの日常生活が不便	地域の連帯感が乏しい	住み慣れず愛着があまりない	緑地が少ない	その他	回答者数
20歳未満	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	12.5%	0.0%	0.0%	8
20歳代	20.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	10
30歳代	27.3%	54.5%	27.3%	9.1%	9.1%	0.0%	45.5%	9.1%	36.4%	18.2%	9.1%	18.2%	63.6%	18.2%	0.0%	0.0%	18.2%	11
40歳代	14.3%	28.6%	50.0%	21.4%	7.1%	0.0%	35.7%	21.4%	35.7%	0.0%	14.3%	28.6%	50.0%	14.3%	28.6%	0.0%	0.0%	14
50歳代	33.3%	22.2%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%	88.9%	11.1%	22.2%	11.1%	11.1%	9
60歳代	11.1%	0.0%	44.4%	22.2%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	44.4%	55.6%	22.2%	11.1%	22.2%	22.2%	9
70歳代	44.4%	33.3%	33.3%	66.7%	22.2%	33.3%	44.4%	22.2%	22.2%	22.2%	11.1%	55.6%	77.8%	11.1%	22.2%	22.2%	22.2%	9

<子育て世代（30-40 歳代）の特徴>

「嘉手納町が住みやすい地域だと思う理由は何か」という質問について、30-40 歳代は、全ての年代の傾向と同様に「子育て・教育環境が整っている」「住み慣れて愛着がある」の割合が高い。「基地返還が実現した後、その土地をどのように利用するのが良いと思うか」という質問について、30-40 歳代は、他の選択肢と比較して「公園・緑の広場」の割合が最も高い。

3.2 住みやすさの理由

	自然や景観などの環境が良い	公園の遊具が整っている	公共交通機関が充実している	道路網が整っている	情報通信網が整っている	消防・防災体制が整っている	医療機関が整っている	福祉サービスが整っている	子育て・教育環境が整っている	文化・スポーツ環境が整っている	歴史・文化資源が充実している	雇用環境が充実している	商業施設が充実しており買物などの日常生活が便利	地域の連帯感がある	住み慣れた愛着がある	緑地が多い	その他	回答者数
20歳未満	6.3%	18.8%	31.3%	18.8%	0.0%	12.5%	0.0%	25.0%	18.8%	25.0%	6.3%	12.5%	12.5%	6.3%	43.8%	12.5%	6.3%	16
20歳代	25.3%	3.8%	8.9%	16.5%	10.1%	19.0%	6.3%	11.4%	27.8%	12.7%	8.9%	11.4%	22.8%	22.8%	44.3%	11.4%	1.3%	79
30歳代	9.3%	2.8%	2.8%	14.8%	2.8%	7.4%	0.9%	13.0%	40.7%	4.6%	1.9%	7.4%	22.2%	11.1%	49.1%	7.4%	3.7%	108
40歳代	18.9%	4.1%	8.2%	19.7%	4.1%	12.3%	6.6%	13.9%	50.8%	9.0%	4.1%	4.1%	17.2%	15.6%	53.3%	9.0%	8.2%	122
50歳代	18.6%	2.5%	13.6%	23.7%	8.5%	24.6%	9.3%	25.4%	42.4%	22.0%	6.8%	4.2%	19.5%	21.2%	69.5%	10.2%	5.9%	118
60歳代	13.1%	3.3%	14.8%	23.0%	6.6%	24.6%	13.1%	26.2%	31.1%	18.0%	9.8%	0.0%	27.9%	21.3%	67.2%	8.2%	8.2%	61
70歳代	25.7%	6.8%	33.8%	35.1%	25.7%	32.4%	18.9%	39.2%	25.7%	24.3%	10.8%	1.4%	44.6%	24.3%	73.0%	6.8%	1.4%	74

5.3 基地返還後の土地利用内容について

	公園・緑の広場	教育・文化施設	社会福祉施設	体育施設	公立病院	住宅団地	工業団地	ショッピング街	農用地	民間空港施設	観光レジャー・レクリエーション施設	その他	回答者数
20歳未満	37.5%	16.7%	8.3%	37.5%	29.2%	29.2%	16.7%	75.0%	8.3%	16.7%	62.5%	8.3%	24
20歳代	38.6%	23.9%	13.6%	19.3%	25.0%	29.5%	11.4%	63.6%	14.8%	10.2%	52.3%	4.5%	88
30歳代	59.3%	28.0%	22.0%	16.1%	32.2%	36.4%	5.9%	49.2%	5.9%	6.8%	40.7%	7.6%	118
40歳代	59.3%	34.8%	27.4%	14.1%	36.3%	34.8%	10.4%	45.9%	11.9%	11.9%	44.4%	8.9%	135
50歳代	55.6%	31.5%	34.7%	28.2%	48.4%	41.1%	8.1%	58.1%	10.5%	14.5%	40.3%	4.8%	124
60歳代	58.0%	37.7%	39.1%	17.4%	55.1%	53.6%	8.7%	43.5%	15.9%	11.6%	33.3%	1.4%	69
70歳代	38.6%	36.1%	36.1%	13.3%	49.4%	33.7%	4.8%	44.6%	10.8%	14.5%	27.7%	4.8%	83

<高齢層（60-70歳代）の特徴>

あなたは町政情報をどこから入手しているか」という質問について、若年層は「町のホームページ」「LINEなどのSNS」の割合が高いのに対し、60-70歳代は「町の広報紙」の割合が高い。

「行政手続きの電子申請サービスを使わなかった理由は何か」という質問について、60-70歳代は、「手続きが正確にできているか不安だから」「必要な機器を持っていなかったから」の割合が他年代と比較して高く、デジタルデバイド（情報格差）への対応が必要と考えられる。

8.1 町政情報の入手場所について

	町の広報紙	町のホームページ	LINEなどのSNS	公共施設にあるポスターやチラシ	テレビのデータ放送や新聞、ラジオ	町の大型ビジョンや電光掲示板	回答者数
20歳未満		26.1%	56.5%	73.9%	17.4%	8.7%	23
20歳代		53.9%	44.9%	68.5%	19.1%	11.2%	89
30歳代		75.9%	55.2%	66.4%	16.4%	17.2%	116
40歳代		82.2%	35.6%	54.1%	17.0%	9.6%	135
50歳代		90.5%	35.7%	46.8%	19.8%	7.9%	126
60歳代		92.8%	31.9%	34.8%	15.9%	13.0%	69
70歳代		96.4%	23.8%	15.5%	32.1%	26.2%	84

10.4 電子申請を使わない理由

	電子申請できる行政手続きが限られているから	電子申請できること自体を知らなかったから	電子申請の方法が煩雑で使いづらかったと感じたから	手続きが正確にできているか不安だから	必要な機器を持っていなかったから	セキュリティが不安だったから	その他	回答者数
20歳未満	4.2%	87.5%	8.3%	0.0%	4.2%	8.3%	0.0%	24
20歳代	24.7%	61.6%	12.3%	15.1%	4.1%	6.8%	4.1%	73
30歳代	24.2%	49.5%	22.0%	24.2%	14.3%	17.6%	2.2%	91
40歳代	23.8%	55.2%	13.3%	26.7%	16.2%	17.1%	7.6%	105
50歳代	10.4%	44.8%	25.0%	31.3%	17.7%	25.0%	2.1%	96
60歳代	7.0%	42.1%	28.1%	36.8%	22.8%	14.0%	8.8%	57
70歳代	8.0%	34.7%	30.7%	22.7%	48.0%	18.7%	5.3%	75

<その他の主要な特徴>

○コミュニティ活動

現在のコミュニティ活動について、男女別・年代別すべてで「特になし」の割合が突出して高く、コミュニティづくりが課題となっている。

一方で、「自治会活動」「スポーツ」については、一定の数の活動者がいると見られる。

	自治会活動	PTA、子ども会育成活動	老人クラブ活動	婦人会活動	青年会活動	スポーツ	文化活動	趣味等の同好会	福祉関連のボランティア活動	清掃などのボランティア活動	郷友会活動	同業者組合	商工会	NPO活動	特になし	その他	回答者数
男性	14.3%	4.5%	1.0%	0.0%	1.7%	9.8%	2.1%	5.6%	1.4%	4.2%	6.6%	1.0%	5.2%	0.7%	61.7%	1.7%	287
女性	5.5%	6.6%	2.3%	2.9%	0.9%	4.3%	2.0%	4.6%	2.6%	2.9%	1.4%	0.3%	1.4%	0.3%	74.6%	0.9%	347
無回答	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	55.6%	0.0%	9
20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	91.7%	0.0%	24
20歳代	7.9%	1.1%	0.0%	0.0%	3.4%	4.5%	2.2%	1.1%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	2.2%	1.1%	78.7%	1.1%	89
30歳代	5.1%	6.0%	0.0%	0.9%	2.6%	10.3%	0.0%	1.7%	0.0%	0.9%	0.9%	1.7%	5.1%	0.0%	72.6%	1.7%	117
40歳代	11.9%	17.2%	0.0%	0.7%	0.7%	7.5%	1.5%	3.7%	0.7%	3.7%	0.7%	0.7%	3.0%	0.7%	61.2%	1.5%	134
50歳代	9.6%	3.2%	0.0%	1.6%	0.8%	7.2%	2.4%	4.0%	0.0%	7.2%	5.6%	0.8%	5.6%	0.8%	67.2%	1.6%	125
60歳代	5.8%	1.4%	1.4%	2.9%	0.0%	5.8%	4.3%	8.7%	2.9%	2.9%	7.2%	0.0%	1.4%	0.0%	76.8%	0.0%	69
70歳代	19.0%	0.0%	11.9%	4.8%	0.0%	2.4%	3.6%	16.7%	11.9%	3.6%	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%	52.4%	1.2%	84

○電子申請

電子申請の利用状況について、男女別・年代別すべてで「いいえ」の割合が突出して高く、電子申請の普及が今後の課題となっている。また、電子申請を使わない理由については、男女別・年代別すべてで「電子申請できること自体を知らなかったから」の割合が突出して高く、電子申請の町民への周知が今後の課題となっている。

10.3 電子申請の利用状況

	はい	いいえ	回答者数	
男性		20.2%	79.8%	282
女性		15.5%	84.5%	343
無回答		12.5%	87.5%	8
20歳未満		0.0%	100.0%	24
20歳代		17.0%	83.0%	88
30歳代		22.2%	77.8%	117
40歳代		22.2%	77.8%	135
50歳代		22.6%	77.4%	124
60歳代		12.3%	87.7%	65
70歳代		5.1%	94.9%	79

10.4 電子申請を使わない理由

	電子申請できる行政手続きが限られているから	電子申請できること自体を知らなかったから	電子申請の法が煩雑で使いづらいと感じたから	手続きが正確にできていないから	必要な機器を持っていないから	セキュリティが不安だったから	その他	回答者数
男性	13.3%	56.0%	21.3%	21.3%	22.7%	14.7%	4.0%	225
女性	18.6%	46.2%	20.3%	26.6%	16.9%	17.2%	5.2%	290
無回答	28.6%	28.6%	28.6%	71.4%	14.3%	71.4%	0.0%	7
20歳未満	4.2%	87.5%	8.3%	0.0%	4.2%	8.3%	0.0%	24
20歳代	24.7%	61.6%	12.3%	15.1%	4.1%	6.8%	4.1%	73
30歳代	24.2%	49.5%	22.0%	24.2%	14.3%	17.6%	2.2%	91
40歳代	23.8%	55.2%	13.3%	26.7%	16.2%	17.1%	7.6%	105
50歳代	10.4%	44.8%	25.0%	31.3%	17.7%	25.0%	2.1%	96
60歳代	7.0%	42.1%	28.1%	36.8%	22.8%	14.0%	8.8%	57
70歳代	8.0%	34.7%	30.7%	22.7%	48.0%	18.7%	5.3%	75

4. 嘉手納町の現状と課題

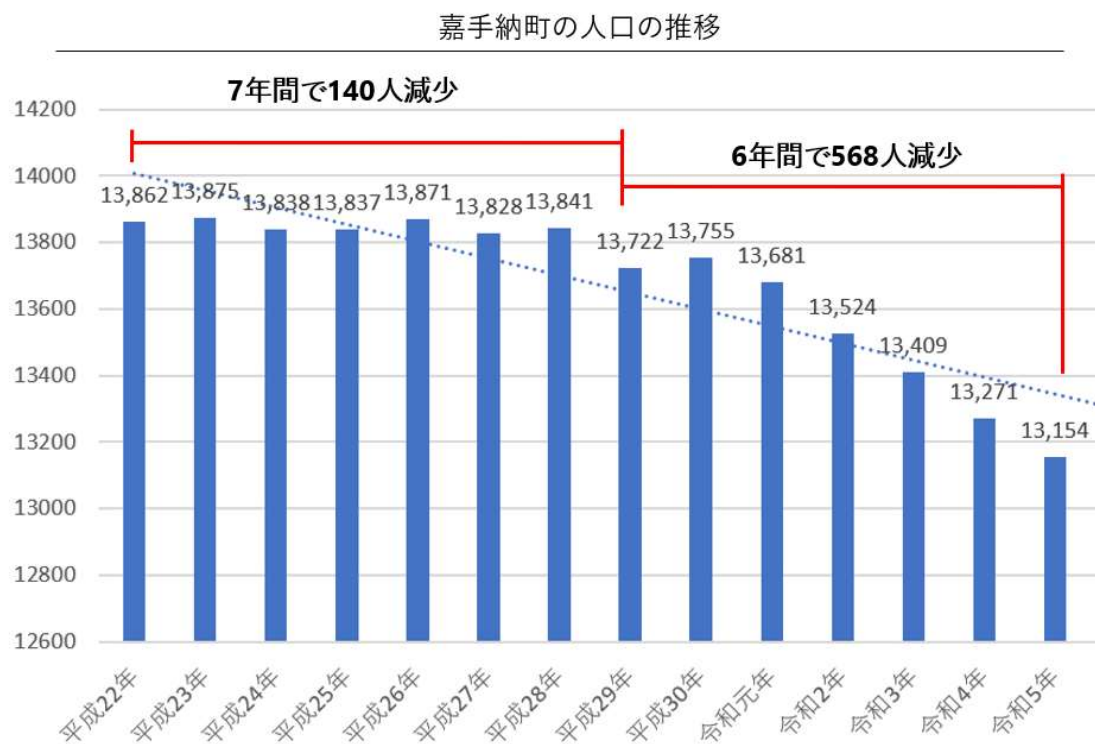
(1) 人口動向

【現状】

令和5年1月における本町の人口は13,154人となっており、平成22年1月からの13年間で708人減少しています。また、毎年の減少数に注目すると、平成29年1月からの6年間には708人のうち568人が減少しており、減少幅が徐々に大きくなってきていることが分かり、このままでは急速に人口減少が進むことが予想されます。

【課題】

人口減少の対策に向けて抜本的な取組を実施する必要があります。



(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

【現状】

令和5年1月における本町の人口は、平成29年1月時点の人口と比較すると568人減少しています。また令和5年1月時点における本町の年齢構造を3区分別年齢人口で見ると、年少人口の比率は16.8%、生産年齢人口は58.0%、老年人口は25.2%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

更に平成10年1月時点の人口と比較すると、年少人口は2.9%、生産年齢人口は7.5%減少し、逆に老年人口が10.4%増加したことで、年少人口と老年人口の割合が逆転しています。

また、平成29年から令和3年までの合計特殊出生率は、平成25年から平成29年までの合計特殊出生率と比較して1.6ポイント減少しており、今後も引き続き人口減少することが懸念されます。

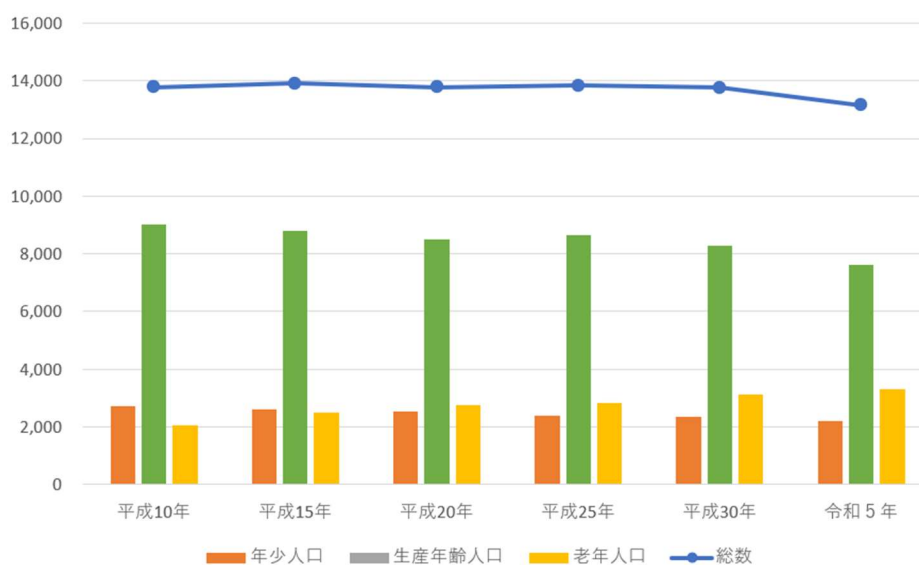
また、人口統計による将来の人口推計によると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口の増加が予想され、引き続き少子高齢化が進行するものと考えられます。

本町においても、デジタルの力を活用して、「仕事」や「人の流れ」をつくり、更に結婚や出産、子育ての希望もかなえられる魅力あるまちづくりに取り組むため「嘉手納町人口ビジョン」及び「第3期嘉手納町総合戦略」を策定しています。

【課題】

今後さらに少子高齢化の進行が予測されることから、若い世代の定住化に向けて安定した雇用の創出や住み良いまちの創出、結婚、出産、子育て環境の充実を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

総人口・年齢別3区分人口の推移（嘉手納町）



(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

【現状】

本町の人口構成においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあります。加えて、世帯数の増加に伴い独居老人世帯が増加している傾向にあります。そのため本町では平成27年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的にした「第1次嘉手納町地域福祉推進計画」を策定し、令和2年度から第2次計画がスタートしており、「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでいます。また、障害者については、自立し共生できる社会を目指して、生涯のライフステージ^{※1}全般にわたる一貫した支援体制の構築に取り組んでいます。

そのほか、福祉事業所・教育・医療等の各関係機関とも連携を密にし、地域福祉の推進を行っています。また、地域包括ケアシステム構築のために導入された生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業への取り組みを推進しています。

特定健診、特定保健指導を引き続き重点的に取り組み、町民の健康意識向上を図るとともに、生活習慣病の早期発見のため、集団健診へ足を運んでいただくよう様々な施策を行い、受診率向上を目指しています。さらに、医療費分析により本町の課題を把握し、町民の健康保持と医療費の適正化を図っています。

母子保健については、各種健診やその他の母子保健事業の充実を目指し、健やかな子の育ちを支援し、安心して子育てできる環境整備に努めています。

保育においては、「第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備による待機児童の解消や、保育士の資質向上による保育内容の充実に取り組んでいます。

本町における子どもの貧困対策として、子どもたちの実態を把握し、「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

【課題】

町民ニーズの把握に努め、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉・介護サービスの充実を図り、すべてのひとが心身ともに健やかに生きがいを持ちながら、安心して住み続けられる生活環境を確保する必要があります。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き待機児童問題解消への取り組みの検討やサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティを活用しながら、共に支え合う環境づくりを進めていく必要があります。

※1 ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

(4) 教育・文化の振興

【現状】

本町内には町立の小学校が2校、中学校が1校あり、近年の児童生徒数は横ばいで推移しています。

本町では、教育大綱に「嘉手納を愛し、心豊かで力強く生き抜く子、学び続ける町民を育む」を教育目標として掲げ、進取の気性と国際性に富み、社会に貢献できる活力ある人材育成と生涯学習の振興に取り組んでいます。

学校教育においては、確かな学力を身につけ、豊かな心を持ち、自ら目的意識や学ぶ意欲に満ちた自主性、社会性のある幼児・児童・生徒を育てるため、学校をはじめ保護者や地域社会と連携を図りながら教育活動を推進しています。

また教育施設などの改築や耐震化を進めるとともに、小中学校では、学びのセーフティネットの構築^{※1}に向けて、教育環境の整備や経済面の支援及び学力向上のため学習支援員やスクールカウンセラーの配置、特別な支援を要する児童に対し特別支援教育支援員を配置するなど、きめ細やかな指導のもと、教育環境の向上に努めています。

加えて、グローバルな人材育成の一環として嘉手納外語塾を開講し、実践英語や海外短期留学、基地内インターンシップ、ビジネスマナー等の計画的な教育カリキュラムを構築し、多くの資格取得をはじめ国内外大学への進学や県内外へ就職しており、多くの人材を輩出しています。

社会教育の充実を図るために、各種スポーツ大会やスポーツ教室、国内外への交流派遣事業の実施及び各種講座を開催しています。

文化面では、文化協会による文化祭の開催や、サークルなどによる三線、琴、茶道のほか、各自治会におけるエイサー活動など文化活動の推進をしています。また著名人を招いた公演会やコンサートを行うなど、様々な分野において芸術文化に親しむ機会を創出しています。

平和教育についても、戦争の悲惨さを忘れることなく、次世代へ継承していくよう、その大切さに触れる機会づくりなどの取り組みを行っています。

【課題】

令和5年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数において全国平均・沖縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取り組みが必要です。

地域内の教育力向上を目指し、町の教育目標を共有し、地域社会や家庭と連携を図るコミュニティ・スクール^{※2}などの推進を強化する必要があります。

※1 学びのセーフティネットの構築：意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

※2 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6））に基づいた仕組み。

また、伝統芸能や地域文化などの継承者不足など様々な問題があり、地域の歴史と文化を学べる環境づくりを推進する必要があります。

(5) 安全・安心な住環境の構築

【現状】

東日本大震災を契機とした防災への関心向上を踏まえ、本町においても「嘉手納町地域防災計画」の見直しを行い、社会構造の変化に対応しつつ、地震・津波や風水害、基地災害等から住民の生命及び財産を守るため、迅速かつ円滑な防災応急対策などを策定しています。

また、大規模災害時における災害応急対策活動の場となる防災拠点の整備や ICT の利活用などを図ることで、災害に強いまちづくりに取り組みとともに自主防災組織^{※1}の育成及び要配慮者^{※2}の情報提供に関する取り組みを進めています。

加えて、新型コロナウイルスの流行に伴って減少していた観光客の回復に伴い、国内外の観光客の安全確保のために、防災関連情報の多言語化の取組も進めています。

さらに、自助・共助・公助の実現に向けて、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、学校、警察、ボランティア団体等との協力のもと交通安全・防犯対策の充実など、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できる環境の構築を推進しています。

【課題】

避難場所などの周知、災害発生時における危機管理体制の充実、地域で生活している避難行動要支援者^{※3}の支援体制を構築する必要があります。

コミュニティが希薄化する中、ひとり親家庭や独居老人等の様々な支援を必要とする世帯が増加しており、困難を抱えた人を地域で孤立させないために、自治会を中心に各種交流事業に取り組み、誰もが安心して共に暮らせるまちを構築する必要があります。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

【現状】

本町の面積は、15.12 km²であり、その 82.0%にのぼる膨大な面積が米軍基地となっており、狭隘な土地の中で、快適な生活環境の整備に向けて、密集市街地などの課題解決に向けた居住地区の整理や商業施設の活性化、上下水道、都市公園等のインフラ整備を行ってきました。

※1 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連のNPOなどがその例である。

※2 要配慮者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※3 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。

また、防衛局による買上げ用地^{※1}を活用した町民農園の整備や町民ニーズを踏まえた、老朽化した公共施設などの長寿命化及び建替えにも着手しており、将来を展望したりリニューアル整備も計画・推進しています。

さらに、定住化に向けた取り組みとして、各種補助金の交付や地域環境への配慮、公共施設などの整備にも取り組んでいます。

一方で、都市化の進展に伴い、ごみ排出量の問題をはじめ、様々な環境問題が発生するようになりました。これらの状況を受け、町民意識の向上やごみの減量化、民間企業と連携したゴミの削減に取り組むとともに温室効果ガスの削減などを推進するため「嘉手納町温暖化防止実行計画」を策定し、取り組んでいます。

【課題】

生活環境向上のため、墓地が隣接している住環境や狭隘道路、接道要件を満たしていない建替え困難な住宅や老朽化による危険家屋が存在する密集市街地問題の解消や防衛局による買上げ用地のさらなる有効利用などを検討する必要があります。

また、交通という観点では、町民の移動手段として、公共交通のニーズは依然として高い一方で、少子化や運転手不足の深刻化の影響により、民間の交通事業者が収益を確保できる形で、公共交通を担うことが難しくなっています。そのような中で、交通弱者^{※2}が不自由なく移動ができるよう、既存の公共交通だけでなく、新たな公共交通の検討を進める必要があります。

加えて、防災という観点では、自然災害や生活公害、基地公害等へのさらなる対応など町民が快適に住み続けられる住環境づくりを推進する必要があります。

他にも、複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するため、町民意識のさらなる向上に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民及び事業所と連携しながら環境保全対策を推進する必要があります。

(7) 産業・就業構造の変化

【現状】

「令和2年国勢調査」によると、本町の15～64歳の生産年齢人口については、平成22年は増加に転じたものの、平成27年には再度減少しており、令和2年も引き続き減少しています。また、産業別就業者数の推移をみると第1次産業は21%減少、第2次産業は7%減少、第3次産業は5%減少となっており、すべての産業において就業者数が減少しています。「サービス業」や「卸売業・小売業」を中心とする第3次産業が、主

※1 防衛局による買上げ用地：法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域（第三種区域を含む。以下同じ。）という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

※2 交通弱者：自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。

要な産業となっています。

産業振興としては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向けた対応に取り組んでおり、商工会や商工業者と連携を図りながら、各種イベントの開催や商品券事業、販路拡大支援等を実施しています。ほかにも町として優良特産品推奨事業なども手掛けています。

また農業、漁業等に対しても生産意欲向上及び増産を図るための各種支援を実施しています。情報通信産業では、町民の情報リテラシー^{※1}の向上、就職支援や資格取得支援のため各種講座を実施しています。

観光業としては、観光需要の高まりもあり「道の駅かでな」をはじめ「比謝川自然体験センター」などの、観光資源の活用を図っています。同時に、町内各種団体が実施する音楽イベントへの支援など精力的に取り組んでいます。

【課題】

将来的な就業人口の減少が予想されている中、本町の産業振興及び就業人口の確保を図っていくためには、既存産業の振興を行っていくとともに、新規産業の誘致や創業者への支援の実施及び働く意欲のある町民に対して就労に関する支援を引き続き実施する必要があります。観光産業では、国内外の来訪者がより快適に観光を楽しめるように、外国語版の「嘉手納ガイドブック」の作成、平和ガイドに関する取組への支援など、インバウンド旅行客や教育旅行等の受入体制の更なる充実を図る必要があります。また、多くの観光資源や魅力ある特産品はありますが、情報発信力が脆弱なために効果的なPRができていない現状があります。また来訪している観光客が本町を回遊し滞在する時間の延伸を図るため各種イベントや魅力ある商品、観光地の創出、宿泊できる環境の検討をするなど将来を見据えた施策を積極的かつ戦略的に展開する必要があります。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

【現状】

少子高齢化の進展に伴う社会保障費などの増加や公共施設の老朽化などに伴う改築・維持補修費の増加などにより、多額の財政支出を必要としています。さらに自主財源の柱である町税収入についても、生産年齢人口の減少が予想されており大幅な増加は期待できないことから、今後は厳しい財政状況が続くことが予想されています。複雑化・多様化する町民ニーズに対応しながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、ICTなどの利用による事務事業の効率化等による、持続可能な行財政運営が求められています。

今後は、近隣市町村との広域連携の検討をはじめ、国・県が創設する各種補助金制度や民間活力などを活用し、本町の実情に即した効果的な施策を展開する必要があります。

また、本町においては、地域コミュニティ活動の推進のため各種取り組みを進めています。

※1 情報リテラシー：情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

【課題】

今後は、人口減少や少子高齢化に伴う財政への影響や権限移譲に伴う行政事務の増大などが考えられるため、限られた財源と人材を活用した行政サービスの維持向上を図る必要があります。

地方自治体が自治体 DX に取り組むことが求められている中で、オンライン手続きの推進は不可欠であり、それに関連して、デジタルデバインドへの対応も求められています。町民の利便性向上や業務効率化の観点から ICT や AI などを活用した自治体 DX の取り組みも検討が必要です。

また地方分権改革が推進される中、多様化する町民ニーズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力が求められるとともに、町民や事業者がまちづくりに参画する機会を増やし、更なる協働のまちづくりを推進する必要があります。

(9) 基地問題等

【現状】

本町を取り巻く基地問題は、航空機騒音や排気ガスの悪臭を始め、353 特殊作戦航空団駐機場等拡張整備計画やパラシュート降下訓練、航空機墜落事故、米軍人による飲酒運転や交通事故などが挙げられ、戦後 70 年以上を迎えた今でも厳しい状況が続いており、町民への負担は依然大きいものがあります。

令和 4 年 12 月から開始された F-15 戦闘機の段階的な退役に伴い、F-35 戦闘機や F-22 戦闘機、F-16 戦闘機等が暫定展開されて以降、これらの戦闘機訓練により、周辺地域住民への多大な騒音被害が続いています。更に令和元年には第 353 特殊作戦航空団駐機場の拡張整備計画を契機として住宅地に隣接したエリアである通称パパループにおいて航空機の使用が始まり、令和 4 年には同エリアにて防錆整備格納庫の移設計画が予定されるなど、航空機の離着陸、訓練による騒音は、地域住民に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっています。

航空機騒音の軽減緩和策として、平成 8 年 3 月日米合同委員会で「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」が合意され、更に平成 22 年 5 月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、例年訓練移転が実施されていますが、その効果を実感するまでには至っていないのが実情となっています。

航空機の排気ガスによる悪臭問題についても、航空機騒音と並んで、大きな問題の一つであり、大型機駐機場から発生する航空機のエンジン調整の際の排気ガスは、鼻・喉・目を刺激するような強烈な悪臭で耐え難いものがあり大きな基地被害となっています。このような中、大学機関の協力を得て、本町は、嘉手納町住居地域に達する嘉手納基地由来の臭気物質について、発生源と考えられる機種を同定するために、空軍大型機駐機場を取り囲む 3 地点において、臭気物質などの測定を実施しました。調査結果は、空軍大型機駐機場の E-3 早期警戒管制機の駐機場付近に臭気発生源があることを強く示唆するものとなりました。

また、南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察の強化を目的に、令和 5 年 10 月

から無人偵察機 MQ-9 の嘉手納飛行場への配備が無期限で開始されています。

こうした様々な問題については、航空機騒音自動監視システムの設置や測定局の増加、町民向けの苦情受付窓口を設置して、データを収集した上で、町独自にあるいは、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）^{※1} 及び沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）^{※2} と連携し、国や関係機関に対し問題の解決に向け要請行動などを行っています。

広大な米軍基地を抱える中、平和を希求する本町は、昭和 62 年 3 月に「非核平和町宣言」を行っており、悲惨な戦争の歴史的事実を風化させることなく後世に伝えるべく、生命の尊厳と平和の尊さを考える契機となる嘉手納町平和資料展を開催しています。

【課題】

広大な米軍嘉手納基地の所在に起因して発生する諸問題は、本町のまちづくりや町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このため、町勢のさらなる発展を図っていくためには、地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還などを求め、基地の整理・縮小に努めていく必要があります。

また、航空機騒音や排気ガスの悪臭問題など、様々な基地問題の解決に向けて、嘉手納基地の運用状況に関する資料収集機能の充実を図りながら取り組んでいく必要があります。

平和行政については、嘉手納町平和資料展を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを発信してきました。これからも沖縄戦の歴史的事実を風化させることがないように平和行政の充実に努める必要があります。

※1 三市町連絡協議会（三連協）：嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。

※2 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）：県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にし、その利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び 27 市町村で構成。

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

第2章 土地利用構想

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

1. 将来像と基本理念

(1) 将来像

将来像は、まちづくりの方向性や本町の将来の姿を分かりやすく表現したもので、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。本町では、第4次総合計画において「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまで築き上げた成果をもとに、人々が互いに協働しながら、創意工夫を図り、活力に満ちた賑わいのあるまちづくりの実現を目指して、子育て環境や教育・福祉の向上、人材育成・文化振興、地域産業・中心商店街の活性化、公共施設の整備、基地問題への対応等の様々なことに鋭意取り組んできました。地方自治体も変革の時期を迎え、社会情勢としても人口減少や少子高齢化社会の進展への対応が求められており、地域に愛着と誇りを持ち、人々が互いに尊重・補完し合いながら、対等な立場で協力し行動することが必要不可欠となります。これからのまちづくりにおいては、町民と協働し、すべての町民が「^{ちむ}肝ぐる^{*1}」の精神をもち、健康で安全に安心して暮らしていける住みやすいまちづくりを目指すことが必要です。したがって、『ひと』が夢や希望を持ち『交流』を育くむことでさらに『輝く』みらいを創っていくことを目指し、第4次総合計画で掲げた将来像を継続発展させ、新たな視点による施策の展開を図り、本町を目指すまちづくりの達成に向けて第5次総合計画の将来像を、以下のとおり定めます。

第5次総合計画の将来像

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

(2) 基本理念

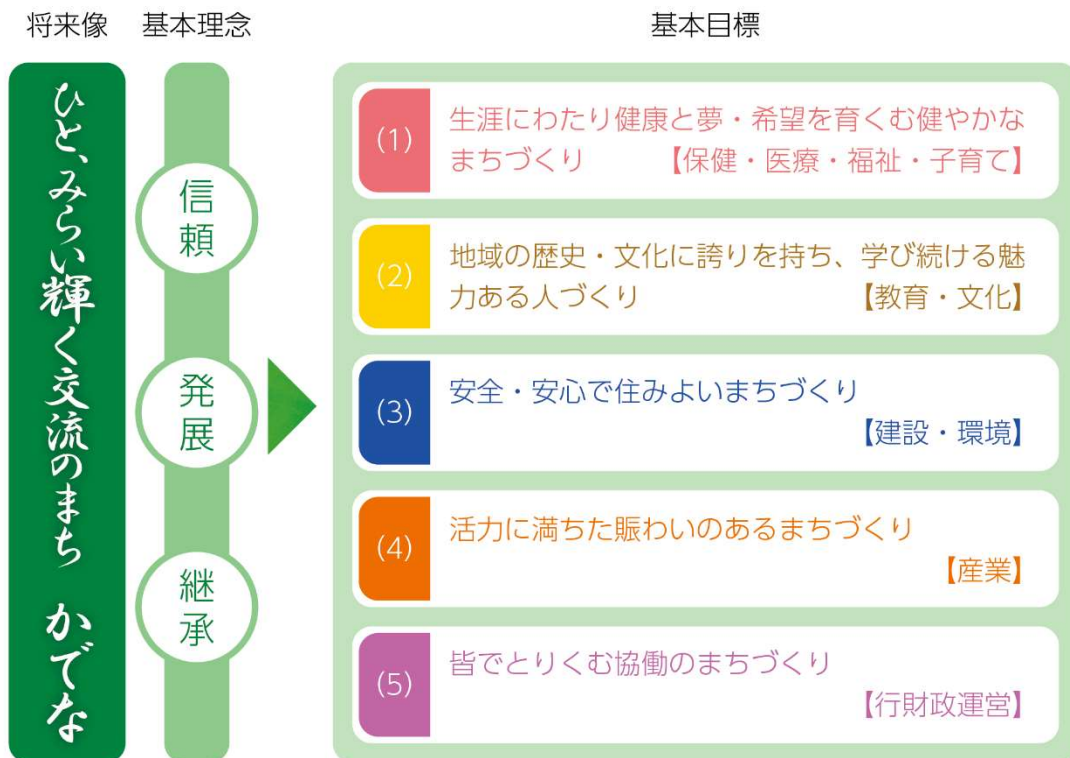
本町のまちづくりは、みらいを輝かせる『ひと』、交流を育くむ『ひと』が集い、まちづくりに取り組むことで『みらい輝くまち』の構築を目指し進めていくものです。まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取り組みを進めていく必要があります。このため、これまで20年間にわたってまちづくりの将来像を「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」と定め、町民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。第5次総合計画においても引き続き同じ将来像を掲げ、根幹である『ひと』が互いを信頼し、信頼が支え合いを生み出し、支え合いが協働の精神を育くみ、協働によるまちづくりが成されることで環境をつくり、生活や文化、歴史が調和し、継承・発展を遂

^{*1} 肝ぐる：心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。

げながら活気に満ちた未来へつながっていきます。そのような希望を持ち、その実現に向けての基本理念を「信頼」「発展」「継承」とし、今後 10 年間の指針であるとともに、行財政運営を行う上で普遍的な姿勢として位置づけます。

2. 基本目標

将来像「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を受け、分野別に次の 5 つの基本目標「生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり」「地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「活力に満ちた賑わいのあるまちづくり」「皆でとりくむ協働のまちづくり」を設定しました。町民、事業所、行政等の本町に関心のある人々とともに、これらの目標の実現を推進していきます。



- (1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり（保健・医療・福祉・子育て）

【目指す姿】

高齢化に伴う介護や子育てニーズが高まる中、すべての人が、人間として尊厳と権利が守られ、健康でいきいきと活動し、その人らしく充実し、輝いた生涯を送ることができるよう、生きる喜びと希望に満ちたまちづくりを目指します。そのため、町民の健康づくり活動や福祉の充実などにより、安心して子育てができ、互いに支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。また、地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援や介護が必要となる場合でも、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 地域福祉の推進

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

2) 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。

3) 障害福祉の推進

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることのできる社会の実現に向けて取り組みます。

4) 母子保健・子育て環境の充実

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

5) 健康・長寿のまちづくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防に向けた対策の充実にも取り組みます。

6) 社会保障制度の運用

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者^{※1}にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり（教育・文化）

【目指す姿】

超スマート社会といった変革の時期を迎えている中、学校教育の充実を図り、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、夢や希望を持ち、自分の可能性に挑戦する児童生徒の育成を目指します。また地域への愛着や誇りを子どもたちに育むとともに、地域コミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の実現を推進します。さらに社会教育を推進するとともに、歴史や文化の継承と活用により、町民が生涯学び、これからの時代の変化に柔軟に対応し、国際的な視点で物事を捉え、自身で未来を開拓していく力を持った「ひと」づくりを目指します。そのため、学校教育施設の充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。また、本町の文化を伝え、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者などすべての「ひと」が夢と希望を持ち、情操豊かで、生きがいを持った人づくりを目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育むとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育^{※2}の推進に取り組みます。

2) 人材育成・国内外交流の推進

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組みます。

3) 生涯学習の推進

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

4) 平和学習の推進

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、

※1 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

※2 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組めます。

5) 地域の歴史と文化の保存・継承・活用

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとぅば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組めます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりにに向けて取り組めます。

6) スポーツ・レクリエーションの振興

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組む、健康で生きがいのある豊かな社会づくりにに向けて取り組めます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組めます。



(3) 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）

【目指す姿】

密集市街地の解消や住環境及び道路、公園をはじめとした生活基盤整備、バリアフリー化、公共交通等の充実を図ることで、定住化を促進し、誰もが快適に生活できる住環境の整備を目指します。また地球環境にやさしく、あらゆる災害に強い安全・安心なまちを目指すとともに、自然と都市が調和したまちづくりを推進します。そのため、基地から派生する航空機の騒音や排気ガスといった諸問題の解決をはじめ、防犯・交通安全対策を推進するとともに、地域の防災力向上に取り組めます。また、環境への負荷を少なくする取り組みとして、ゴミの減量化やリサイクルの推進など、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 自然環境の保全と緑地の充実

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境

の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

2) 循環型社会の推進

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

3) 公害防止の推進

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。

4) 土地利用と住環境の充実

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組みます。

5) 道路交通ネットワークの形成

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

6) 上下水道の整備

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向けて取り組みます。

7) 防災力の高いまちづくり

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築や ICT 技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。

8) 防犯・交通安全の推進

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

9) 安全な消費生活の推進

町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

10) 基地対策の推進

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。



(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり（産業）

【目指す姿】

商工業については、人、企業、地域が「交流」を深めながら、個性と活力のあるまちを創出し、「みらい」に向けて持続的に発展する産業の構築を目指します。また本町の有する魅力的な地域資源の活用やエンターテイメント^{※1}性のあるイベントの実施など観光産業の振興を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 農水産業の振興

農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組みます。

水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組みます。

2) 商工業の振興

嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活気に満ちたまちづくりに向けて取り組みます。

※1 エンターテイメント：人々を楽しませる娯楽のこと。

3) 観光業の振興

地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT 技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組みます。

4) 情報通信産業の振興

町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組みます。



5) 就労支援の充実

あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組みます

(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり（行財政運営）

【目指す姿】

町民と行政などが「協働」することで、住民自治の向上を図り、共に築き上げるまちを目指します。さらに、時代のニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、効率的・効果的かつ健全な行財政運営を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 適切な行財政運営の推進

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組みます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

3) 町民協働のまちづくり

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

4) 地域コミュニティ活動の充実

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。



3. 人口ビジョン

平成 27 年度「嘉手納町人口ビジョン」を基に、第 5 次嘉手納町総合計画では、目標年次令和 10 年における嘉手納町の将来総人口を 14,000 人と設定します。

第2章 土地利用構想

町土は、町民の暮らしをはじめ、経済・文化など多様な活動の基盤となります。住みよいまちづくりを展開していくにあたっては、町土が現在及び将来における町民の限られた貴重な資源であるという認識のもと、秩序ある発展を図るため、自然環境などに留意しつつ、公共の福祉優先を基本とした土地利用を進めていくことが重要です。土地利用は、長期的且つ広域的な視点に立ち、開発と保全の調和に基づいた様々な土地需要の調整を行うことにより、自然環境と共生するまちづくりや、歴史・社会的特性を踏まえたまちづくり、活力ある都市活動と町民生活を支えるまちづくりを進めます。

○本町においては、町土の 82.0%が米軍用地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫、陸軍貯油施設）に占有されている特異な状況にあります。一方で、それらの地域は本町の地域開発上及び環境保全上、極めて重要な地域となっています。したがって、軍用地も含む町土全体について、均衡ある発展と文化的な生活の確保に資する利用を進めていくものとします。

○限られた利用可能用地について、より有効な土地利用を図り、良好なまちづくりを進めるためにも、地域特性を活かし、再開発地区を起爆剤とした商業地域の再生、住宅・住環境整備などによる既成市街地の改善、面整備の検討などによる計画的な新市街地の形成などを図ります。そして、比謝川の水辺などを骨格とした緑のネットワークを形成し、良好な住環境の実現を目指すものとします。

○こうした土地利用を実現するために、市街地に接する軍用地の一部返還又は共同使用に取り組むとともに、米軍用地返還の見通しなどを踏まえ、計画的な利用・転用の検討を進めるものとします。



後期基本計画

第1章 後期基本計画について

第2章 リーディングプランと
施策体系、土地利用計画

第3章 基本目標別計画

後期基本計画

第1章 後期基本計画について

1. 計画の目的と役割

第5次嘉手納町総合計画の基本構想では、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これを実現するために、分野別に5つの「基本目標」を設定しました。

基本計画は、基本構想で定めた基本目標を達成するために、施策の方向性を示したものです。

2. 計画の期間

後期基本計画の計画期間は、令和6年度から5年間とします。

3. 後期基本計画の構成

●リーディングプラン

後期基本計画で各分野を横断的・総合的に取り組むべき施策・事業を示しています。

●施策体系

「将来像」、「基本理念」、「基本目標」、「基本施策」及び「施策の方向性」の体系を示しています。

●土地利用計画

令和15年（2033年）を目標年次とした「第2次嘉手納町土地利用基本計画」における土地利用の方針を示しています。

●基本目標別計画

基本施策ごとに「基本方向」、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取組（事業）」、「指標」及び「関連する個別計画等」で構成し、施策の展開を示しています。

第2章 リーディングプランと施策体系、土地利用計画

1. リーディングプラン

「リーディングプラン」は、基本構想で示した将来像及び基本目標を踏まえ、後期基本計画の計画期間の中で成果が特に強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的・総合的に進めることにより相乗効果を発揮し、実効性を高めるものとして位置づけます。

【リーディングプランのテーマと4つのプラン】

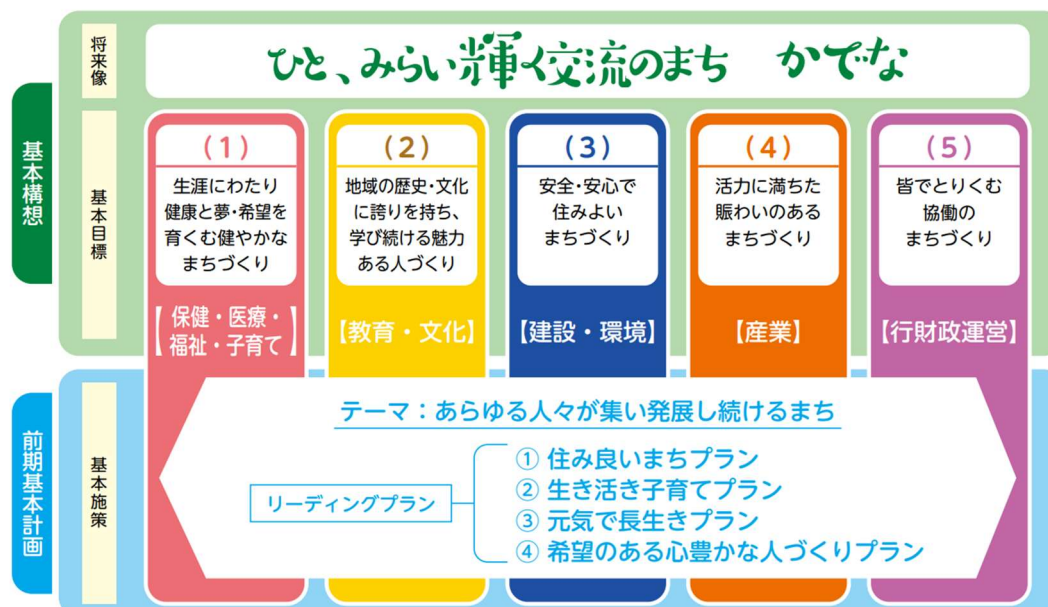
本町における喫緊の課題として「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」があげられます。

人口減少問題の解決のためには、若い世代が安心して住みたい・住み続けたいと思う魅力的なまちづくりが必要です。そこで、町民の生活基盤となる住環境の更なる向上を目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりをより進めていく事が最重要です。

また、少子高齢化社会に向けた取り組みとして、全町民が生涯に渡って生きがいを持ち、健康で学び続ける事のできる環境づくりと、本町に誇りを持った心豊かな人づくり、人材育成を推進していくことが大切です。

今後も継続・発展し、活気に溢れたまちの実現を目指して、後期基本計画におけるリーディングプランのテーマと、取り組む4つのプランを次のように設定し、行政をはじめ町民・事業者等と協働の下で取り組みます。

【後期基本計画におけるリーディングプランの位置づけ】



① 住み良いまちプラン

町域の約 82%が米軍基地に接収されており、狭隘な土地の中で、人々が集い、賑わいや発展を続けるためには、居住地の確保や住環境の向上、産業の活性化等、生活環境を整え、さらなる充実を図っていくことが重要となります。

そこで、基地から発生する諸問題や密集市街地等の解消による良好な居住地の確保・提供や、道路及び上下水道など社会生活の基盤の維持・管理、生活利便施設の充実等、住環境の向上を目指します。また併せて産業の振興によるまちの活性化や交通手段の充実を図り、町民の利便性と生活環境の向上に取り組みます。

【主な施策・事業】

●安全・安心で住み良いまちづくりの推進

(各種公共施設の整備を推進、定住促進事業及び町営住宅の建替事業、密集市街地の整備改善、公園等整備の推進、道路整備及び上下水道の維持・管理など)

●人や自然にやさしい生活環境の推進

(廃棄物リサイクル事業など循環型社会の推進、公害防止の推進、高齢者外出支援タクシー料金助成事業など)

●産業の新興と持続的発展に向けた取り組みの推進

(観光プロモーション等の観光業の振興、各種関係機関と連携した商工業の振興等)

●基地から派生する諸問題の解決に向けた取り組みの推進

(航空機騒音規制措置の厳守、大型航空機駐機場の移転等悪臭軽減を図るための有効な対策の実施、防音住宅に関わる空調施設維持管理費の助成対象枠拡大への取り組みなど)

② 生き生き子育てプラン

町民が安心して、生き生きと子どもを産み育てることができる支援や仕組みを整え、家庭、学校、地域が一体となって連携し、ともに支え合いながら生活できるような環境づくりが重要となります。そこで、待機児童解消に向けた取り組みや母子保健及び社会保障の充実など総合的な子育て支援の充実に向けて取り組みます。

【主な施策・事業】

●安心して子どもを産み育てられる母子保健の充実

(乳幼児一般健診や子どもフッ化物塗布助成事業、児童生徒給食費無料化、子ども医療費の自己負担分全額助成の継続、ワクチン接種の助成など)

●保育サービスや地域社会における子育て支援の充実

(学童クラブの増設、保育士の養成・確保など)

③ 元気で長生きプラン

高齢化社会の進展により、あらゆる人々が皆で支え合い、助け合う地域コミュニティの形成及び活性化を図る必要があります。併せて生涯学習やスポーツ等、生きがいを持ち、元気で健康的な生活が営めるよう保健・医療・福祉の充実を図り、健康長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

【主な施策・事業】

●福祉力の高い人にやさしいまちづくり

(地域福祉の推進や高齢者福祉・介護保険の充実、障害福祉の推進、社会保障制度の運用、生涯学習の推進等)

●生きがいのある希望あふれるまちづくり

(各種講座及び公演会の開催や社会教育施設の充実、各スポーツ・レクリエーションの振興等)

●誰もが健やかに生活できるまちづくり

(健康診査・がん検診等・歯周疾患健診事業・人間ドック等助成事業の実施や健康イベントの開催、町民農園の利用促進、食育の推進等)

④ 希望のある心豊かな人づくりプラン

本町の将来を担う子どもたちが地元で愛着と誇りを持ち、変革の時代をたくましく生き抜く力を養い、自主性・協調性・創造性に富んだ心身ともに健やかな人材の育成が図れる環境づくりに向けて取り組みます。

【主な施策・事業】

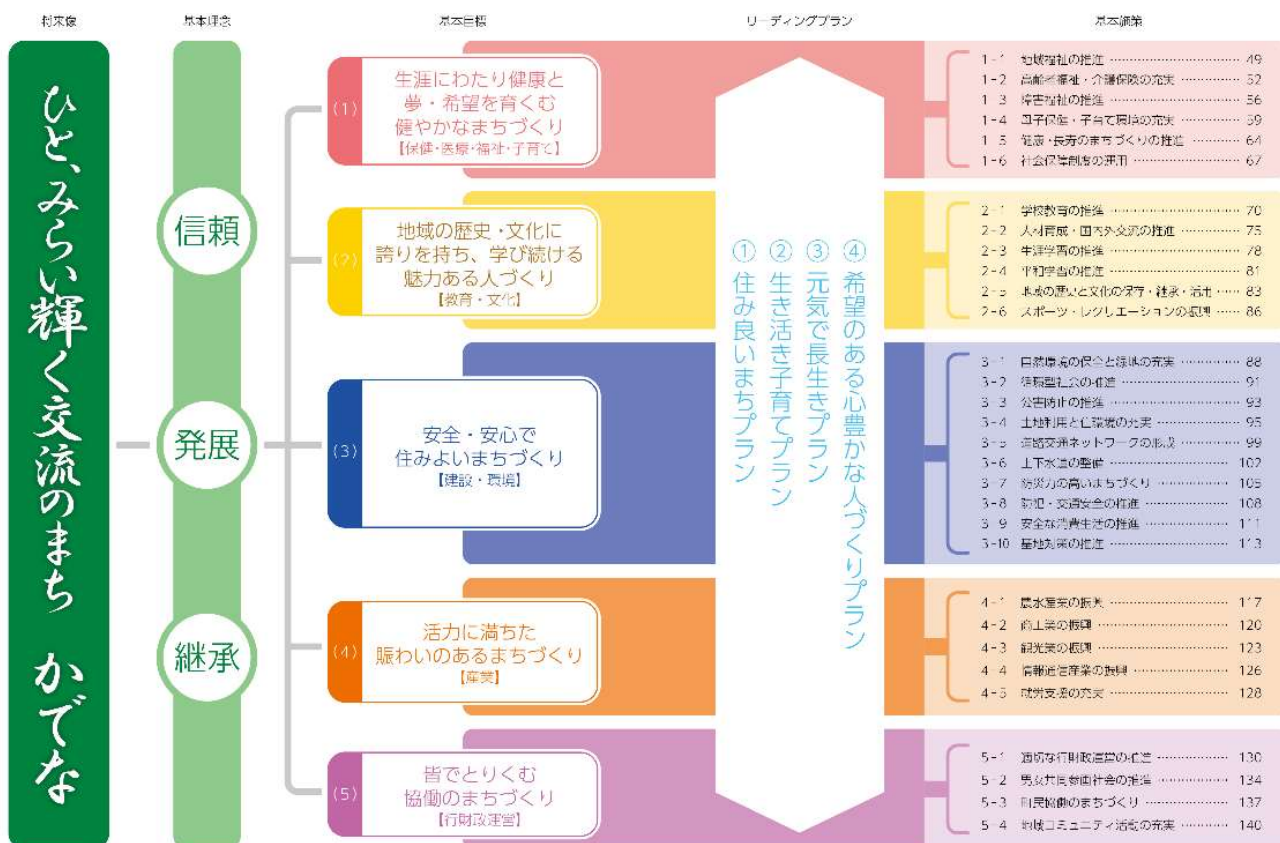
●「生きる力」を育くむ魅力ある人づくりの推進

(幼児教育の充実及びかでな型学力の推進やキャリア教育の推進、学校教育の推進、人材育成・国内外交流の推進など)

●地域と共に育くむ人づくり

(コミュニティ・スクールの推進など)

2. 施策体系



3. 土地利用計画

(1) 現況と課題

●本町の土地利用は、町土の大部分が米軍基地となっています。次いで、住宅用地、道路用地、公共・公益用地となっています。このように、町土の大部分を米軍基地に占有されていることから、利用可能な土地は限られ、まちづくりの大きな制約条件となっています。その中で嘉手納ロータリーの東西に広がる市街地は、過密な低層住宅地が存在し、建物の老朽度も高く、狭隘道路も多く存在することから、住環境や防災上の課題を有しています。

●特に、4m未満の狭隘道路については、2項道路^{※1}の要件を満たさない道路が多く存在し、接道要件を満たさないことによる、建物の新築や建替えができないことや、市街地内に空地が存在するなどの現象が見られ、土地が少ないうえに有効利用が図れないといった課題が生じています。

●また、市街地に墓地が点在、あるいは集積して存在することから、適正な土地利用の集積及び誘導が必要です。

(2) 土地利用の方針

1) ゾーン及び拠点

① 低層住宅地ゾーン

低層の戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る低層住宅ゾーンとして、水釜の埋立地区、字嘉手納の国道58号東側の一部、字屋良の住宅地を位置づけます。

② 低中層住宅地ゾーン

低層の戸建住宅と低層・中層の集合住宅が調和した良好な住環境の形成を図る低中層住宅ゾーンとして、字水釜の住宅地、字嘉手納の国道58号西側の一部、字嘉手納の国道58号東側密集市街地の一部を位置づけます。

③ 中層住宅地ゾーン

中層集合住宅主体の良好な住環境の形成を図る中層住宅地ゾーンとして、密集市街地の集積が高い字嘉手納2番地地区とその周辺を位置づけます。なお、地域ニーズの高い戸建住宅にも対応するものとしします。

④ 沿道商業ゾーン

沿道利用型の商業・業務施設等が集積する沿道商業ゾーンとして、国道58号および県道74号沖縄嘉手納線、町道埋立2号線の沿道を位置づけます。

⑤ 商業拠点ゾーン

商業・住宅の複合的な土地利用を図る商業拠点ゾーンとして、新町・ロータリー地区区域及び兼久地区広域商業機能区域、道の駅区域を位置づけます。

⑥ 工業ゾーン

環境の悪化をもたらすことのない工業施設の立地を図る工業ゾーンとして、町の東端の工

※1 2項道路：幅員4m未満で、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したものの。

業地区を工業ゾーンとして位置づけます。

⑦ リフレッシュゾーン

良好な自然環境の保全を基本とし、遊歩道の充実、親水性の向上等、地域住民の憩いや安らぎ、ニーズに沿った有効利用をもたらすリフレッシュゾーンとして、都市公園である野國總管公園、屋良城跡公園、嘉手納運動公園を位置づけます。

⑧ 農業促進ゾーン

農業環境の保全を図る農業促進ゾーンとして、町の東端にあらためて農業地区を位置づけます。

⑨ 自然緑地保全ゾーン

自然緑地の保全と活用を図る自然緑地保全ゾーンとして、比謝川沿いの緑地を位置づけます。

⑩ 公共公益施設ゾーン

公共公益施設ゾーンとして、嘉手納小学校、屋良小学校、嘉手納高等学校、嘉手納町役場、久得霊園等を位置づけます。

⑪ 文化・観光交流拠点

観光客をはじめとする来町者の滞留空間の確保を図る文化・観光交流拠点として、ロータリープラザ、比謝川、野國總管公園、屋良城跡公園等を位置づけます。

⑫ 軍用地嘉手納基地ゾーン

米軍の嘉手納飛行場及び同関連施設、カデナマリーナ、陸軍貯油施設を軍用地嘉手納基地ゾーンとして位置づけます。

⑬ 軍用地嘉手納弾薬庫ゾーン

米軍の空軍弾薬庫として利用され、自然度が高く緑地の保全を図る地域を軍用地嘉手納弾薬庫ゾーンとして位置づけます。

2) 交通体系

① 主要幹線道路

都市の骨格を形成するとともに、周辺市町村を有機的に結び、都市活動の主要な役割を担う主要幹線道路として、国道 58 号、県道 74 号沖縄嘉手納線を位置づけます。

② 幹線道路

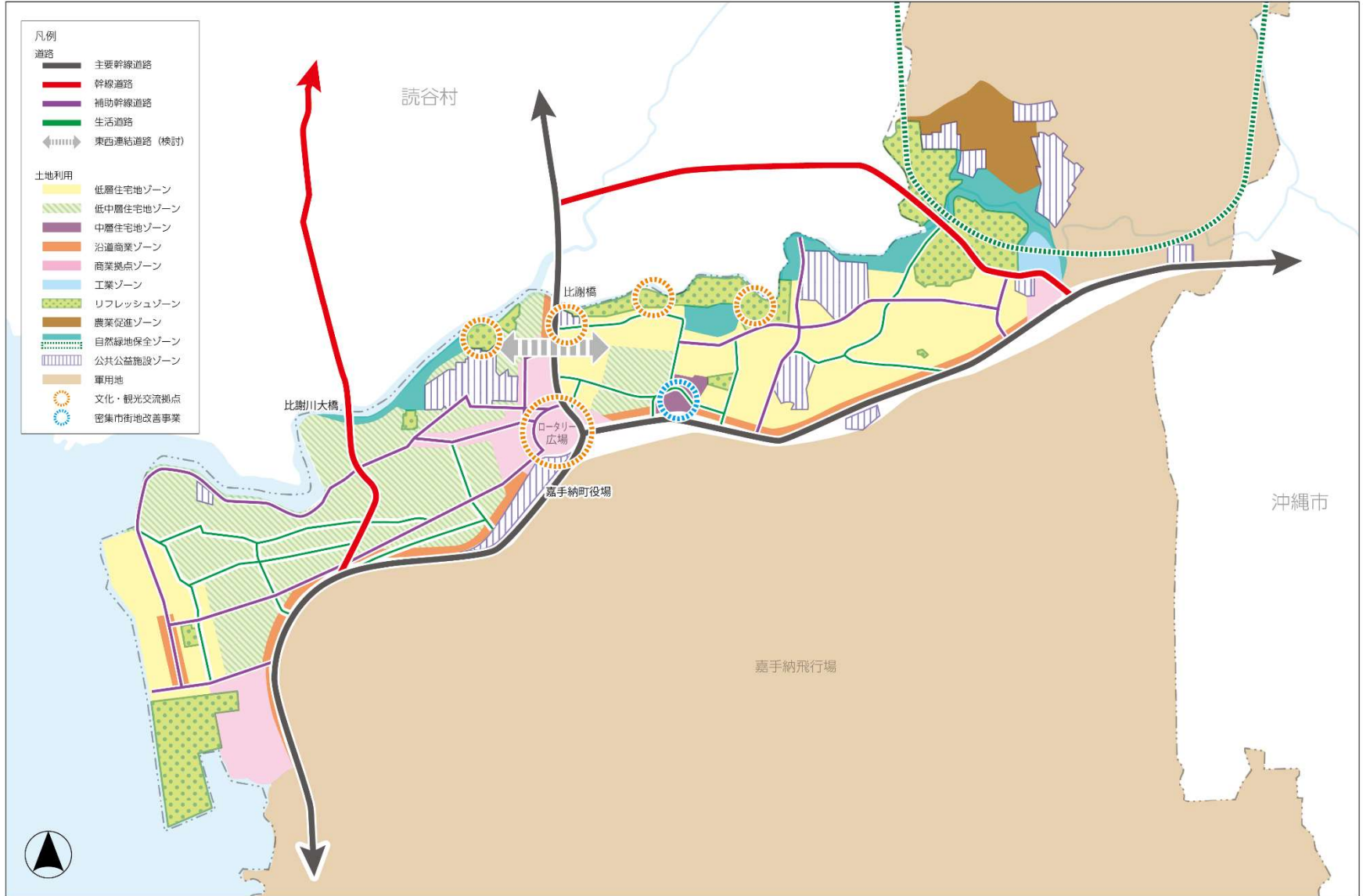
主要幹線道路との円滑な交通処理を行う幹線道路については、機能の維持・向上と、日常生活の円滑化を図ります。

③ 補助幹線道路

幹線道路を補完し、近隣住区を形成する道路として位置づけ、幅員が狭く歩道が整備されていない路線については、道路の拡幅及び歩道の整備を図ります。

④ 生活道路

生活道路は、住民の身近な交通の中心となる道路です。狭隘道路や一方通行等が見られることから、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保、一方通行の解消等、住民の日常生活にとって利用しやすい道路空間の確保を図ります。



第3章 基本目標別計画

指標の目標値については、原則、後期基本計画の計画期間である「令和10年」時点の値を設定しますが、町民へのアンケート等を実施する必要がある指標については、その実施年である「令和9年」時点の値を設定します。

基本目標 1 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり
基本施策 1-1 地域福祉の推進
基本方向 住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。 また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none">● 少子高齢化社会の進展や家族構成の変化に伴い、高齢者世帯や単身世帯が増加しています。本町は、相互扶助の意識が高い地域ではありますが、生活スタイルや就業環境の多様化に伴い、自治会活動や地域活動に参加できない状況が見られるなど、これまで地域や隣近所の人々とながりで結びついていた地域コミュニティの希薄化が進み、相互に気づかい・支え合うという扶助機能を十分に活かせない環境が広がりつつあります。● 地域の福祉ニーズは多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士の支え合いがますます重要となってきます。そのため本町では平成27年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的にした「第1次嘉手納町地域福祉推進計画」を策定し、令和2年度から第2次計画がスタートしており、「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでいます。● 地域住民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題などを解決していくための仕組みをつくり、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての町民が安心して暮らすことができる地域づくりが必要となります。また、町民アンケートでは、現在のコミュニティ活動について、全体の67%が「特になし」で、「福祉関連のボランティア活動」も全体の9%であったため、民生委員・児童委員の担い手不足の解消のためにも、ボランティア育成支援内容を検討し、更なる地域コミュニティの活性化を図る施策が必要です。● 福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域に寄り添い、地域の課題に気づき・発

見し問題を抱える町民が孤立することがないように、その問題解決に向け住民をはじめ自治会、企業等が連携・協働することで、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていくことができるように、支え合いのある共生社会の実現に向けた取り組みが強く求められています。

- 判断能力の低下による高齢者や障害者の人権擁護に取り組んできていますが、制度の周知や利用促進を図るとともに、人材の育成や組織体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

1. 福祉の担い手育成の仕組みづくり

町社会福祉協議会と連携を図り、幅広い世代が地域福祉に関わっていけるよう、地域福祉活動に興味を持ち、参加を促す取り組みを行います。また、人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援を行います。

2. 見守り、支え合い等の仕組みづくり

地域住民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体等が相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組むとともに、福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備を行います。

3. 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、地域における安全対策の充実を図ります。また、判断能力が十分ではない方の権利の侵害を防止するため、成年後見制度及び日常生活支援事業の普及・利用の促進を図るとともに、支援組織及び人材の育成・確保に取り組めます。

また、判断能力が十分ではない状態であったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることを支援するため成年後見制度の利用促進を図るための体制整備及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実に取り組めます。

主な取組（事業）

1-1-1 福祉の担い手育成の仕組みづくり

- ボランティア育成事業の実施
- コミュニティソーシャルワーク事業^{※1}の実施

1-1-2 見守り、支え合い等の仕組みづくり

- 住民・自治会・企業等とのネットワーク構築への支援
- 地域活動支援事業（ミニデイサービス）への支援
- 総合相談事業の実施

※1 コミュニティソーシャルワーク事業：引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。

1-1-3 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

- 小地域福祉活動（見守り隊）などの地域福祉活動への支援
- 避難行動要支援者名簿への登録及び個別避難計画作成について、関係機関などと連携の実施
- 権利擁護支援の充実

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	民生委員・児童委員の充足率	%	75 (R5)	100
2	小地域福祉活動を実施する自治会数	箇所	4 (R5)	6
3	成年後見制度利用	人	34 (R5.10. 1時点)	54

関連する個別計画等

- 第2次嘉手納町地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

<p>基本目標 1 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり</p>
<p>基本施策 1-2 高齢者福祉・介護保険の充実</p>
<p>基本方向</p> <p>高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町は、沖縄県介護保険広域連合（以下、介護保険広域連合）に参画しており、介護保険広域連合が3年毎に策定する「介護保険事業計画」と整合性を図りながら「老人福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を示すものとして位置づけています。 ● 本町の高齢化率は、25.1%を示しており、沖縄県の高齢化率 23.1%（令和4年10月1日時点）と比べ高い状況にあります。 ● 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が増加しており、沖縄県全体の割合と比較しても高い状況にあります。（町：高齢者単身世帯 19.4%・高齢者夫婦のみ世帯 8.6% 沖縄県：高齢者単身世帯 11.2%・高齢者夫婦のみ世帯 8.9%） ● 高齢化は進展していくものと考えられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、住み慣れた地域での生活が継続できるような地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいます。また、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症についての普及啓発、認知症初期への対応、認知症介護者への支援、虐待への対応等の課題が挙がっています。 ● 高齢者の在宅生活を支える住環境は重要な基盤となるものです。高齢者が地域の中で、安全に住み続けることができるよう、高齢者に配慮した住宅の整備を促進するとともに、住環境の改善に対する支援が重要です。 ● 高齢者の生きがい活動の場づくりについては、老人クラブ活動の充実支援、介護予防普及啓発事業の推進、レクリエーション等を実施しています。今後は、活動場所の確保・拡充等が課題となっています。 ● 高齢化が進展していく中で交通弱者は増加しています。住み慣れた地域でいきいきと生活していくために、必要な交通手段を確保し、社会との交流（気軽に外出）により生きがいを持って暮らしていけるようにするため、交通弱者に対する支援が重要となっています。

施策の方向性

1. 介護予防の推進

高齢期を健康でいきいきと迎え過ごすために、自身や地域ぐるみの健康づくりや、疾病の早期発見・治療、重症化防止対策等、介護予防と健康づくりの総合的な取り組みを推進します。

2. 長寿を支える仕組みづくり

地域包括支援センターを中心として、地域全体での高齢者の見守り、支えのネットワーク、高齢者のひとり暮らしや介護家族への支援の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。さらに、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策、高齢者の権利擁護対策の取り組みを推進します。

3. 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者が生涯にわたって生きがいと社会との関わりを持って暮らせるよう、高齢者のボランティア活動、幅広い世代間交流、レクリエーション活動等、様々な活動・体験ができる場や環境づくりを推進します。また、移動手段の確保が困難な高齢者に対して、タクシー料金助成事業を実施しており、対象者の条件緩和や内容の充実について検討してまいります。

主な取組（事業）

1-2-1 介護予防の推進

- 介護予防普及啓発事業の推進

1-2-2 長寿を支える仕組みづくり

- 生活支援体制整備事業の実施
- 在宅医療介護連携推進事業の実施
- 認知症総合支援事業の実施
- 地域包括ケア会議の実施

1-2-3 高齢者の生きがいつくりの推進

- 地域交流や世代を超えた多様な機会の提供
- 老人クラブ活動支援の実施
- 高齢者外出支援タクシー料金助成事業の継続実施

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	介護予防普及啓発事業参加延べ人数	人	2,899 (R4)	4,257
2	地域包括ケア会議開催回数	回	2 (R4)	4
3	認知症サポーター数	人	1,137 (R4)	1,387
4	高齢者外出支援タクシー料金助成券 利用率	%	82.9 (R4)	90

関連する個別計画等

- 第9期嘉手納町老人福祉計画

<p>基本目標 1</p> <p>生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり</p>
<p>基本施策 1-3</p> <p>障害者福祉の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉においても、障害者（児）の生活の場を地域へ移行するための福祉サービスの多様化が求められています。このような社会のニーズに対応するため、平成 25 年 4 月から障害者自立支援法が障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）へ改正され、障害児については、児童福祉法を整理し直すことで制度の谷間を埋め、これまで以上に障害のある人への細やかな支援の整備が行われます。本町では、令和 4 年 3 月に「嘉手納町障害者計画 2022」、令和 3 年 3 月に「第 6 期嘉手納町障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション^{※1}」「機会均等」「エンパワーメント^{※2}」「障害に対する差別の解消」の 4 点を基本視点として、障害者（児）及びその家族に対する支援を計画的に実施しています。 ● 障害福祉計画では、今後見込まれる各種サービスの利用量を定めており、継続した事業実施、各種サービスの対象者への適切な周知、福祉事業所・教育・医療等の各関係機関との連携による体制強化に努めています。 ● 障害者（児）の自立と社会参加の促進については、地域での活動や行事等による地域との交流、生きがいづくり等の気軽に参加できる場の充実が求められるとともに、雇用の場においてマンパワー不足等の課題も生じているため、障害者の地域生活・就労移行・就労定着の更なる支援に努める必要があります。 ● 障害者（児）の生活の場の地域移行促進に伴い、設置している障害者自立支援協議会を中心とした多面的な支援体制の推進の取り組みに努めています。 ● 障害児については、早期発見・早期対応が求められるため、保育所や教育委員会等関係機関と連携し、情報の共有に努めています。

※1 ノーマライゼーション：障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前で暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方をいう。

※2 エンパワーメント：障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に付けていくこと。

施策の方向性

1. 障害福祉サービスの充実

障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉資源の確保に努め、障害者（児）の自立と日常生活を支援する障害福祉サービスなどの充実を図ります。また、きめ細かい相談支援体制を継続し、福祉事業所・教育・医療等の各関係機関との連携を強化することで、地域での生活全般において、障害者（児）に必要な支援が行き届くよう、更なる支援の充実に取り組んでいきます。

2. 障害者の就労支援

障害者が生きがいを持って生活できるよう、障害者一人ひとりの適正に応じた就労相談や就労移行・就労定着への適切な支援体制の充実を図ります。

3. 社会参加の促進

障害者（児）やその家族が地域の住民と共に、地域での交流の場や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等に参画しやすい環境づくりを進め、障害者（児）の社会参加に向けた取り組みを推進します。

主な取組（事業）

1-3-1 障害福祉サービスの充実

- 障害者自立支援給付費事業（居宅介護・生活介護等）の実施
- 障害児通所支援事業の実施（放課後等デイサービス・自走発達支援等）の実施

1-3-2 障害者の就労支援

- 障害者自立支援給付費事業のうち就労に関する支援（就労継続支援・就労定着支援等）実施

1-3-3 社会参加の促進

- 地域生活支援事業の実施

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	施設入所者などの地域生活への移行率	%	0	4
2	障害者の一般就労における就労定着数 ※1	人	3	5
3	地域生活支援事業啓発活動	回	2	3

※1 就労定着数：採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。

関連する個別計画等

- 嘉手納町障害者計画 2022
- 第 6 期嘉手納町障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画

<p>基本目標</p> <p>生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり</p>
<p>基本施策 1-4</p> <p>母子保健・子育て環境の充実</p>
<p>基本方向</p> <p>子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年の出生数が平成 29 年度では 162 人に対し、令和 4 年度では 114 人となっており、減少傾向にあると考えられます。今後は、子育て世帯にやさしい地域社会づくりに取り組み、若い世代が将来にわたり、本町で子育てをしたいと思う環境づくりが求められています。 ● 子ども家庭課母子保健係において、令和 2 年 4 月から母子健康包括支援センター事業実施しています。また同課児童福祉係では令和 5 年 4 月から子ども家庭総合支援拠点事業を実施しており、妊娠期から出産、子育てに関する相談事業を行っています。今後は更に 2 つの事業を一体的に行う必要があります。 ● 本町では、妊娠、出産、育児の期間を通じて、身近で相談に応じ、様々なニーズに対応する伴走型相談支援を実施しています。また経済的な支援として、出産・子育て応援給付金事業も行っています。 ● 乳幼児期の各種健診など実施していますが、乳幼児健診は、乳幼児の成長発達を親と確認する場であり、育児支援の場ともなるため、更なる健診受診率向上に向けた取り組みが必要となります。 ● 子どもの健康保持のため、子ども医療費助成制度を実施しています。これまで対象を中学生までとしていましたが、令和 5 年 4 月より満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までにある者へ対象を拡大し医療費に係る自己負担額の助成を行っています。 ● 特定不妊治療費助成事業については、令和 4 年 4 月からの保険適用にともない、事業終了となっておりますが、今後別の方法で助成事業を実施することを検討いたします。 ● 本町では、子どものう蝕^{※1}を予防するとともに、保護者の歯科保健に対する意識を高め、子どもの健康の保持増進を図るために子どもフッ化物塗布助成事業を行っています。 ● 平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子育て支援の環境や体制の整備を進めています。

※1 う蝕：一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。

- 平成 26 年度から平成 29 年度にかけて、認可保育所や小規模保育事業所等を 6 園整備し、入所定員数の拡大を図ってきました。平成 30 年度には 47 名であった待機児童は、令和 5 年度においては、7 人となり、待機児童解消がはかられてきました。令和 6 年度には認可保育所 1 園の整備を進めており、引き続き待機児童解消への取組に努めるとともに安定した保育の提供体制の確保のための事業を進める必要があります。
- 町民アンケート調査結果によると、子育て環境の取り組み内容としては、「保育所定員の拡充などによる待機児童の解消」の 26.5%が最も多く、次いで「子育てと仕事を両立できる職場環境づくり」の 23.8%などとなっています。保護者の就労状況の動向を踏まえた子育て支援のあり方を検討する必要があります。
- 嘉手納町さんさん保育所（第三保育所）は、令和 6 年 4 月より定員数を 110 名から 130 名へ拡充し、待機児童解消及び保育環境の充実に取り組んでいます。
- 保育士不足の解消を図ることを目的に保育士試験対策講座を実施し、町内で保育所に就労する者に対して講習を実施し、資格取得支援をしています。一方で、潜在保育士の掘り起こしについては、成果につながっていない事業があるため、事業内容の見直しを図る必要があります。
- 本町においても、子ども・子育て支援事業、児童家庭相談事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業^{※1}等を実施しています。今後も、関係機関と連携した子育て支援体制の充実に図り、より子育てしやすい地域づくりを進める必要があります。
- 現行の保育制度は、就労等の保育の必要性がある者を対象としていますが、近年、就園していない子どもを含めた全ての子ども・子育て世帯への支援の強化が求められていることから、国は「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設に向けて準備を進めています。本町においても、国の動向を注視しながらニーズに合った制度の実施に向けて準備を進めていく必要があります。
- 近年、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対する町民ニーズは高まっており、就学期以降においても、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実が求められます。平成 30 年度から令和 4 年度にかけて民間学童クラブ 4 施設が開設しており、今後も引き続き学童クラブの充実に向けた取り組みを進める必要があります。
- こども基本法に基づき、全ての子どもが置かれている環境等にかかわらず、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、適切に養育されること、生活を保障されること等、子どもの最善の利益が尊重される支援体制の推進に取り組む必要があります。
- 子育て支援センターで、育児等の相談を受け、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子育て親子の交流の場の提供、育児に役立つ情報や講習会の実施をしています。今後は、こども家庭センターと連携・協働を深め、相談体制の強

※1 ファミリーサポートセンター事業：育児の援助を受けたい人（乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦）と育児の援助を行いたい人（資格不要だが活動に必要な講習を受ける）が会員となり、会員同士の相互援助活動（連絡、調整等）を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成 27 年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の 1 つとして実施している。

化を図る必要があります。

- 児童虐待などの対応として、児童家庭相談を実施していますが、近年、相談内容が複雑かつ多様化してきていることから、専門職員の配置・資質の向上や人材の確保等が課題となっています。
- また、「子どもの貧困^{※1}」への対応として、沖縄県子どもの貧困対策計画に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 複雑かつ複合化した課題を抱えた環境の中にある子ども達が安全で安心して過ごせる居場所や信頼できる大人との関係性を構築できる場を提供し、多様な学びや社会で生き抜く力を育む機会の創設が求められます。
- 本町のおたふくかぜ接種率は、過去5年において徐々に上昇しており、令和4年度における接種率は過去最高の84.7%となりました。しかし、おたふくかぜの流行をワクチン接種によって制御するためには90%以上の接種率が必要なことから、さらなる接種率向上に向けた対策を強化する必要があります。
- 誰もが安心して子どもを産み育てやすくするため、更なる経済的支援に取り組む必要があります。
- 令和元年10月より、国における幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象となっていますが、子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、さらなる支援策を検討する必要があります。

施策の方向性

1. 母子保健の充実

妊娠・出産に対する不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、地区担当保健師が母子（親子）健康手帳交付時に全数面談を行い、妊娠、出産及び育児の期間を一貫して身近で相談を行い、様々なニーズに即したサービスの提供や切れ目のない支援を行いながら、経済的支援としての出産・子育て応援給付金事業を一体的に実施いたします。

乳幼児健診については、個別通知やLINE等での通知と併せて、母子保健推進員による受診勧奨を行い、未受診者については、保健師による状況把握を行い、次回の健診を案内し、健診受診の機会を提供します。また、健診の結果から個別に発達に関する支援を必要とする家庭には、地区担当保健師や発達相談員による相談などの支援を行います。子ども医療費助成事業については、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにいる者に対して医療費助成を行い、子どもの健康の保持に努めると同時に、満1歳から満15歳未満の子どもに対してフッ化物塗布助成事業などの予防事業を実施し、親と子が自発的に健康に関する行動を身に着ける環境を整備し、健やかな育ちの支援を行います。

※1 子どもの貧困：必要最低限の生活水準が満たされおらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況。

子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、特定不妊治療費助成事業に代わる新たな助成事業の検討を行います。

2. 保育サービスなどの充実

保育の必要性のある家庭等のニーズの把握に努め、公・民保育施設が連携し、待機児童解消に向けて延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実を図ります。

子育て世帯への支援策として、同一世帯で保育所等を利用する子どもが2人以上いる場合の2人目の子どもにかかる保育料の無償化及び保育に係る3歳児以上の副食費の無償化を実施し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ります。

また、保育士等の就業継続、離職防止や就職促進のための事業を検討・実施し、保育人材の確保を図ります。

3. 地域社会における子育て支援の充実

地域で子育てを支援する「子育て支援ネットワーク」の充実を図るとともに、子育ての不安解消や負担軽減等を図るため、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を通じ、育児相談・助言、情報提供、居場所づくり等に取り組み、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図ります。

こども家庭センターを設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、保健師や社会福祉士等の専門職による相談支援として、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を包括的に行い、子育てに関する相談支援の充実を図ります。

また、小学校・中学校・高校へ入学する児童を養育する世帯へ入学祝金を支給し、子育て世帯への経済的支援を実施します。

4. 児童の健全育成・児童虐待の防止

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、ひとり親家庭等の生活安定と自立に向けた就労支援や生活支援、子どもの居場所等による支援を推進し、児童の健全な育成を図ります。

また、児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、こども家庭センターを中心に相談や支援体制の充実を図ります。

主な取組（事業）

1-4-1 母子保健の充実

- 母子（親子）健康手帳交付時に、地区担当保健師による全数面談の実施
- 乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の実施
- 子どもフッ化物塗布助成事業の実施
- 子ども医療費助成制度の実施
- 妊産婦ヘルプサービス事業の実施
- おたふくかぜワクチン接種の助成

1-4-2 保育サービスなどの充実

- 延長保育事業、一時的保育事業、病児・病後児保育事業などの実施

- 保育士確保対策事業、保育体制強化事業などの実施
- 保育ニーズ量に応じた定員数の確保（待機児童の解消）に向けた取り組みの推進

1-4-3 地域社会における子育て支援の充実

- 子育て支援センター事業^{※1}の実施
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- ひとり親家庭等の就労支援・生活支援など、サポートの実施
- 母子及び父子家庭等医療費助成の自動償還制度の実施
- 入学祝金（小学校・中学校・高校）の支給

1-4-4 児童の健全育成・児童虐待の防止

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の拡充
- 児童家庭相談^{※2}の実施
- アウトリーチや子どもの居場所による支援の実施

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	子育て支援の取組に対する満足度	%	69 (R4)	80 (R9)
2	おたふく接種率	%	84.7 (R4)	90.0
3	保育所などの待機児童数	人	7 (R5)	0

関連する個別計画等

- 第2期嘉手納町子ども・子育て支援事業計画

※1 子育て支援センター事業：居場所づくり、育児相談・支援等の取組を指す。

※2 児童家庭相談：養護相談（虐待相談）、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等の取組を指す。

<p>基本目標 1 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり</p>
<p>基本施策 1-5 健康・長寿のまちづくりの推進</p>
<p>基本方向</p> <p>町民の健康づくり、食育推進に関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症、生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。</p> <p>また、こころの健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防に向けた対策の充実にも取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の令和 2 年における平均寿命は、男性が 80.4 年（県内 34 位）で沖縄県より 0.3 年下回ります。女性は 87.5 年（県内 36 位）で沖縄県より 0.3 年下回ります。令和 2 年と平成 27 年の平均寿命を比較すると、本町の男性では 0.6 年延びていますが、女性は変動ありません。 ● 国が策定する「健康日本 21」「食育推進計画」及び沖縄県が策定する「健康おきなわ 21」「沖縄県食育推進計画」と整合性を図りながら、「嘉手納町健康・食育かでな 21」を策定しており、健康づくりと食育を推進するものとして位置づけていることから、健康づくりと食育に関する取組を計画に沿って推進していく必要があります。 ● 本町における 2017 年から 2021 年までの死因の上位を占める「悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」は食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の偏りが発症の大きな要因とされる生活習慣病です。これらの生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、予防を図るために、基本健診、各種がん検診等を実施していますが、受診率が伸び悩んでいることから、広報・チラシ・個別通知等で受診の勧奨を行うとともに、集団健診において「基本健診とがん検診等の同時受診」の実施や人間ドック費用の助成、土日や夜間の受診が可能な「週末健診」「ナイト健診」の実施等、町民が健診（検診）を受診しやすい環境の整備を行っています。しかしながら特定健診受診率は平成 29～令和 3 年度までの 5 年間、35～38%前後で推移しており、令和 3 年度では、沖縄県平均の 32.1%より高いものの、42 市町村のうち 28 位という結果となっています。今後は、複数年にわたり健診を受診していない方に対し、個別通知に加えて戸別訪問などを実施し、健診受診勧奨を強化することによって、健康診査・がん検診等の受診率向上に努める必要があります。 ● 健康を維持するためには、自らの健康に関する自己管理を促す必要があります。住民が、自らの健診結果を理解し生活習慣を振り返るとともに、必要な生活習慣改善の実践および必要な医療受診につなげられるよう支援するため、保健指導の受診率向上に努める必要があります。

- 健康・食育かでな 21 アンケート調査（平成 29 年度）では、次世代に伝えたい料理や味で「伝えたいものがあり、実際に伝えている」人の割合が 17.5%と目標の平成 24 年度より減少しています。食習慣の乱れは、生活習慣病の増加、食の安心・安全等の様々な問題へ派生しています。特に、生活習慣病の増加は、医療費の増大や介護を必要とする人の増加を招き、健康づくりの重要な課題となっています。伝統料理を次世代に伝えることなどにより食習慣を改善し、生涯を通じ町民の健康保持増進に寄与するため、食育のさらなる推進に取り組む必要があります。
- こころの健康については、こころの健康講演会やこころの健康展を開催し、自殺対策やうつ病予防等に関する啓発を行うとともに、悩みを抱えている人に気づき、支えるゲートキーパー^{※1}を養成しています。
- 平成 29 年度に町民の健康づくり、生きがいづくり等に寄与することを目的に嘉手納町民農園（78 区画）を整備し、平成 30 年度から供用を開始しています。

施策の方向性

1. 健康づくりの推進

妊娠期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

町民一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくり（運動、こころの健康、感染症の予防等）に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

2. 健康診査・がん検診、保健指導の受診率向上等

生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、発症および重症化の予防を図るために、各種健診や保健指導の充実を図り、地域と協働で受診率の向上を強化していきます。また、死因原因に心疾患及び脳血管疾患が多いことから、それらの対策の充実強化を図っていきます。

がん検診では、科学的根拠に基づく正しい検診を正しく行うための体制を整え、受診勧奨を強化し、啓発の充実を図ります。

3. 食育の推進

妊娠期から高齢期まで、各ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

食は健康づくりの基本の一つであり、町民一人ひとりがその大切さを理解し、食育に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

主な取組（事業）

1-5-1 健康づくりの推進

- 健康イベントの開催
- ゲートキーパー養成講座の実施
- 自殺、うつ病予防等に関する啓発事業の実施
- 歯周疾患検診の周知及び受診勧奨の実施
- 健康診査の実施及び周知・健診未受診者への受診勧奨の実施
- 人間ドック受診の助成及び周知
- ワクチン接種の助成及び周知
- 健康相談・健診結果説明会の実施

1-5-2 食育の推進

- 食に関する啓発事業の実施
- 健診時に栄養指導、保健指導を実施
- 食生活改善推進協議会の育成・支援

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	平均寿命	年	男性 80.4 女性 87.5 (R2)	男性 80.7 女性 87.8
2	特定健診受診率	%	35.3 (R4)	45.0
3	肥満者（BMI25以上）の割合 （20～64歳） （アンケート調査）	%	29.2 (H24)	25.0

関連する個別計画等

- 健康・食育かでな 21（第2次嘉手納町健康増進計画・嘉手納町食育推進計画）
- 保健事業実施計画（データヘルス計画）

<p>基本目標 1 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり</p>
<p>基本施策 1-6 社会保障制度の運用</p>
<p>基本方向</p> <p>町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。また、生活困窮者にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年の国民健康保険給付の状況を見ると、療養給付費、高額医療費、後期高齢者支援金等の合計額は増加傾向にありますが、今後も国民健康保険事業を安定して運営していくために、保険税の収納率向上、検診受診率向上等の事務事業の適切な実施に努める必要があります。 ● 本町の国民健康保険税徴収率は、県広域目標 93.8%に対し 97.5%（令和 4 年）と高い徴収率となっており継続した徴収率の維持に努める必要があります。 ● 国民年金制度及び介護保険制度は、老後や病気、けが等によって障害を持った時などの生活を支える重要な制度です。関係機関と連携して制度の主旨の更なる周知を図る必要があります。 ● 長引く経済低迷やこれまでのコロナ禍の影響により、大きく変化する社会環境の中で、生活困窮者自立支援制度等により、生活困窮者への支援等が行われています。
<p>施策の方向性</p> <p>1. 国民健康保険制度等の円滑な運用 国民健康保険制度の健全運営のために、保険者努力支援制度等に基づく歳入の確保に努め、被保険者の負担軽減を図ります。 国民健康保険税の適正課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備をすすめ収納率の維持に努めます。 医療費通知、レセプト^{※1}点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより医療費適正化を推進し歳出の削減に努めます。 また、後期高齢者医療制度に関する窓口事務や保険料の徴収事務の適切な実施に努めます。加えて、高齢者の負担を軽減し、その福祉の増進を図るため、高齢者に対して保険料の一部助成を行っていきます。</p>

※1 レセプト：病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。

2. 国民年金制度の周知
高齢者の生活を支える国民年金制度の安定的な運営を図るとともに、各種免除制度の相談、年金生活者支援給付金制度も併せた制度周知の徹底を図ります。
3. 介護保険の周知
高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう必要なサービスの提供と介護保険制度の周知徹底を図ります。
4. 生活困窮者に対する支援と対策
生活困窮者が安定した生活を確保し、自立した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の各種制度の周知、相談及び就労支援などを関係機関と連携して推進します。

- 主な取組（事業）**
- 1-6-1 国民健康保険制度等の円滑な運用
 - 国民健康保険関連事業の実施
 - 1-6-2 国民年金制度の周知
 - 国民年金相談の実施
 - 国民年金制度の広報啓発の実施
 - 国民年金保険料の免除・猶予制度の勧奨
 - 1-6-3 介護保険の周知
 - 介護保険制度への理解に向けた広報活動の実施
 - 1-6-4 生活困窮者に対する支援と対策
 - パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）^{※1}や他専門機関に繋ぐための支援
 - コミュニティソーシャルワーカー^{※2}の配置

指標

No.	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	国民健康保険税徴収率	%	97.5 (R4)	維持
2	コミュニティソーシャルワーカーの配置	人	2 (R5)	2

※1 パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）：失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。

※2 コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。

関連する個別計画等

- 第9期嘉手納町老人福祉計画
- 第2次嘉手納町地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りをもち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-1 学校教育の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>変化の激しいこれからの社会を生きぬき、ウェルビーイングな学校づくりをめざして児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を支援するコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。</p> <p>さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育の推進に取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳児）や預かり保育（5歳児）の実施、給食の提供等を通して、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援しています。幼稚園における教育を希望する保護者の声をもとに、預かり保育の対象年齢を拡充しています。 ● 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、未来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、ふるさと嘉手納を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実にも努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。 ● また、令和5年までの全国学力・学習状況調査では、小学生において、全国平均・県平均より国語・算数は共に近年は上回っています。一方で、中学生においては国語・算数・英語において全国平均・沖縄県平均より低い結果となっているため、今後もさらなる学力向上に向けた取り組みが必要です。 ● 昭和62年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築してきました。今後は「地域に開かれた学校」から、更に一步踏み出し、学校・家庭・地域が「15歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子どもたちを育くむ「地域とともにある学校」への転換を図っていきます。 ● 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研

修会の開催や関係機関との連携による支援などに努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の実現に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。

- すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等が連携、協働し、誰一人取り残されない支援に取り組むとともに、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。
- 児童生徒の不登校や問題行動等の未然防止や解決のために教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動を実施しています。また、学校不適應の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの指導体制の充実を図ること、不登校児童生徒の登校支援や自立支援等が求められています。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状についての的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新などを実施する必要があります。
- 学校給食においては、食物アレルギーを有する児童生徒について、令和2年度より「嘉手納町学校給食における食物アレルギー対応基本方針」に基づいた食物アレルギー除去食の提供に取り組んでおります。
- 保護者の教育にかかる費用の負担軽減を図るため、学校給食費負担金の補助や教材費の助成などに取り組んでおり、子育てしやすいまちづくりを推進しております。

施策の方向性

1. 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、質の高い幼児教育を提供し、豊かな人生を切り拓くために必要な資質・能力を育むことは極めて重要な取り組みとなります。そのため、遊びや他の幼児たちとのコミュニケーションを通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などが適切に育まれるよう、幼児教育の環境充実を推進・支援します。

また、幼児期の経験は、以降の小学校生活を支える重要な資質・能力を育む土台となることから、子ども達の未来を見通した幼児教育の充実が図られるよう取り組みます。

2. 主体的・対話的で深い学びを通じた「かでな型学力（資質・能力）」の推進

社会構造や雇用環境の変化により予測困難な時代となっていく未来社会を子ども達が切り拓いていくためには、新しい時代に求められる資質・能力を獲得するとともに、社会の中で自分自身の良さや可能性を認め、育んでいく働き掛けが必要です。

子ども達に必要な資質・能力とは何かを嘉手納町全体で見極めながら、より質の高い知識の理解を促し、未来を生き抜く基礎力が獲得できるような学習活動を推進します。加えて、学校や家庭だけでなく地域という身近な集団の中で自立し、生きる喜びを実感で

きる体験活動の推進に取り組みます。

3. 豊かな心・健やかな体の育成

豊かな情操や道徳心を育む中で、思いやりの心を持った人間性の形成を促すことは、生涯の幸福感や満足感を獲得するための重要な指標となります。また、運動や食生活に意識を向け、健康増進を図ることも重要です。一人ひとりが身体的・精神的・社会的に満たされた状態（ウェルビーイング）の実現を通して、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるよう目指す取り組みを推進します。

4. 学びを支える環境づくり

充実した学びを実現するためには、子ども達の安心・安全を確保しつつ、新しい時代に適応した学習環境を整備することが重要です。町内の学校教育施設や設備において良好な教育環境の維持・向上に取り組みます。

また、良好な教育環境への働きかけは、施設面だけでなく、地域との連携や教職員の働き方を含めた学校体制のあり方に対しても求められています。地域と連携して子ども達の成長を見守る学校づくり、教職員がじっくり子ども達に向き合うことのできる学校づくりを目指します。

5. 支援を要する児童生徒への対応

障害やいじめ、不登校、ヤングケアラー、家庭環境の事情など、子ども達の学びの機会を損なう可能性のある課題は様々です。こうした多様なニーズに対しても、子ども達への支援を通して一人ひとりの能力・資質を伸ばし、将来の可能性を最大限育むことができるよう、教育支援の充実を推進します。

主な取組（事業）

2-1-1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

- 質の高い幼児教育の提供
- 幼児教育における子育て支援
- 小学校への円滑な接続
- 幼稚園教員の質の向上
- 特別な配慮を必要とする園児への支援

2-1-2 主体的・対話的で深い学びを通じた「かでな型学力（資質・能力）」の推進

- かでな型学力（資質・能力）向上の推進
- ふるさとキャリア教育の推進
- グローバル教育の充実

2-1-3 豊かな心・健やかな体の育成

- 豊かな人間性の育成
- 健やかな体の育成
- 認め支え合う学級風土の醸成

2-1-4 学びを支える環境づくり

- 学校施設等の充実

- 教育DXの推進
- 地域とともにある学校づくり
- 教育環境における指導・運営体制の適正化
- 小中学校教育にかかる費用の負担軽減

2-1-5 支援を要する児童生徒への対応

- 特別支援教育の充実
- 多様な教育ニーズのある児童生徒への支援

指標

No.	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「学校に行くことを楽しいと思う」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学生 80.0% 中学生 80.0% (R9)
2	「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 78.0% 中学生 75.5% (R4)	小学生 80.0% 中学生 80.0% (R9)
3	「自分には良いところがある」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 75.2% 中学生 75.4% (R4)	小学生 80.0% 中学生 80.0% (R9)
4	体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均との比較	%	小学生 男子 53.39 女子 55.62 中学生 男子 38.61 女子 42.60 (R5)	全国平均並

関連する個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 嘉手納町公共施設等総合管理計画（学校施設長寿命化計画）

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-2 人材育成・国内外交流の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組めます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化・スポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。 ● 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。 ● 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準1級やTOEIC 高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を25歳までに引き上げました。今後も英語を中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献しています。 ● 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業などを実施しています。異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育くむことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。 ● スポーツ・レクリエーションに関わる団体としてスポーツ少年団への補助事業や、各種スポーツ団体による県外・離島等派遣時の補助金交付事業を実施しています。 ● 町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体へ補助金を交付していますが、各社会教育補助団体においては、会員数の減少や、活動の停滞による団体活動の継続について問題を抱えており、今後も継続して事業を実施できるよう支援をする必要があります。

- 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。

施策の方向性

1. グローバル社会における人材の育成

感染症の拡大による経済の停滞や、世界情勢の不安定化による国際的分断の懸念が高まっている中、広い視野で物事を捉え、異なる文化や価値観を乗り越えた関係性を構築できるグローバルな人材の育成を推進します。

2. 多様な文化への学びや交流の推進

嘉手納町と異なる地域・歴史・文化を持つ人々と交流し、互いの社会にふれる体験活動を通して、子ども達の視野を広げるとともに、自らのふるさとを振り返り理解と愛着を深める取り組みを推進します。

また嘉手納町出身の海外移住者の子弟を研修生として受入、町民との交流を通して両国の友好を深め、移住先国の発展に貢献し得る人材の育成を図ります。

3. 学びにかかわる人材の育成・活用

昨今の地域の教育力の低下や家庭環境を取り巻く社会構造の変化により、地域コミュニティ機能や地域全体で教育を支える取り組みを再構築する働きかけは重要なものとなっています。

地域の多様な人材が子どもたちの学びを支援する支え手となれるよう、地域の教育力向上を図ります。

主な取組（事業）

2-2-1 グローバル社会における人材の育成

- 海外留学等の推進
- 外国語教育の充実

2-2-2 多様な文化への学びや交流の推進

- 交流事業の実施
- 海外移住者子弟受入事業の実施

2-2-3 学びに関わる人材の育成・活用

- 教育を支える人材・指導者等の育成
- 地域人材の活用

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	中学生における英語検定 3 級以上の 取得率	%	13	20
2	地域を支える人材・指導者等の登録 者数	人	80	100
3	小中学生における「移住先国の理解 は深まった」認知度	%	90	95

関連する個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-3 生涯学習の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがい等を求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。 ● 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。 ● 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動の支援や自主サークル発足準備補助事業を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。 ● 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。 ● 図書館では、約 86,000 冊の蔵書をはじめ、本町の情報を気軽に閲覧することができるふるさとコーナーや学習室等が設置されており、町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。 ● 読書活動を推進する必要があることから、図書館利用の広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。 ● 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティーセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。
<p>施策の方向性</p> <p>1. 生涯学習活動の推進</p> <p>医療の進歩や生活水準の向上により「人生 100 年時代」がうたわれている中、生きがいづくりやリカレント教育など、誰もが年齢に関わりなく生涯にわたって学び続けることのできる社会基盤の整備が進められています。</p> <p>町民が地域の繋がりの中で体験的に学び、様々な活動に積極的・主体的に関わることができるよう、生涯学習の情報発信や生涯学習に触れるきっかけづくり、各種講座の実施等を図り、生涯学習意識の醸成に取り組めます。</p>

2. 生涯学習の活動施設の充実

本町においては、各種生涯学習施設が充実していますが、十分に利用されていない状況も見受けられ、更なる利用促進を図っていくことが求められています。

生涯学習活動を推進する拠点である中央公民館をはじめ、各種社会教育施設において、生涯学習講座や親子体験教室などの様々な事業を実施し、町民が気軽に学び活動できるようにしていきます。

主な取組（事業）

2-3-1 生涯学習活動の推進

- 生涯学習活動の充実
- 生涯学習イベントの充実
- 社会教育の促進と家庭教育の向上

2-3-2 生涯学習の活動施設の充実

- 社会教育施設の充実
- 社会教育施設等のリニューアル

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	「自主的に行っている学習活動（生涯学習）がある」と回答する町民の比率	%	37.1(R4)	40 (R9)
2	「普段から読書をしている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 53.1 中学生 30.8 (R4)	小学生 60 中学生 34 (R9)
3	「普段から地域の行事に参加している」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 50.8 中学生 49.2 (R4)	小学生 70 中学生 70 (R9)

関連する個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 公共施設総合管理計画
- 嘉手納町子どもの読書活動推進計画

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-4 平和学習の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平和学習は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育くむとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指しています。そのために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和学習を教育計画に位置づけ、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要があります。 ● 平和学習の推進として、町立学校において戦争体験の講演会、平和祈念資料館などの参観、平和学習展の開催、「慰霊の日」前後の平和学習等を実施しています。 ● 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、戦争記録の保存とそれらを活用した継承の取り組みが求められています。 ● 戦争を知らない多くの世代に悲惨な戦争を風化させることなく、その教訓を後世に伝えるため、平和資料展の開催等を通して、生命や平和の尊さ、恒久平和を発信していく必要があります。 ● 嘉手納飛行場に隣接する「道の駅かでな」内の学習展示室をリニューアルし、参加型展示により戦前から現在までに至る歴史や嘉手納基地と隣り合うまちの実態を“見る”だけでなく、“触れて体験”しながら学習できる平和学習の拠点を整備した。
<p>施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平和学習の充実 <p>近年、社会情勢や国際秩序が不安定な状況となる中、国内唯一の地上戦を経験した地域として、沖縄が有する歴史体験を後世に引き継いでいくことは重要な取り組みです。平和を希求してきた町民の想いを後世に伝え、世界に発信していくことができるよう、学校や地域社会等、あらゆる機会を通して平和の尊さや戦争の歴史を学び継承していくなど、平和学習の推進に取り組めます。</p> 2. 戦争記録の保存・継承 <p>戦後 80 年余りが経過し、戦争を知らない多くの世代へ悲惨な体験や教訓を正しく継承し</p>

ていく取り組みが急務となっています。

戦争記録の保存および、それらを活用し人々に平和の尊さを感じさせる契機となるような働きかけを推進します。

3. 平和行政の推進

本町は世界の恒久平和の願いを実現するため、昭和 62 年 3 月 31 日、非核平和宣言を行いました。戦後 70 年余が経過する中、悲惨な体験や教訓を後世に継承していく必要があります。そのため、沖縄戦前後の歴史的事実、平和の尊さを若い世代が考える契機として、沖縄戦や被爆体験を継承していく平和交流活動を推進します。また、戦争体験者が高齢化する中で、戦争体験を正しく次世代へ継承していくため、戦争記録などの保存を検討していきます。その他、道の駅かでなから悲惨な戦争の歴史と戦後住民の苦悩や恐怖などの現状を次世代へ伝え、平和の尊さについて、情報の発信を推進していきます。

主な取組（事業）

2-4-1 平和学習の充実

- 学校・地域における平和学習の充実

2-4-2 戦争記録の保存・継承

- 戦争記録の保存・継承・活用

2-4-3 平和行政の推進

- 平和資料展の開催
- 基地に関する講座などを実施
- 「対馬丸平和学習交流事業（県主催）」への参加など
- 平和交流事業の推進
- 平和祈願祭・農林健児之塔慰霊祭の開催

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	平和資料展観覧者数	人	200	400

関連する個別計画等

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りをもち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-5 地域の歴史と文化の保存・継承・活用</p>
<p>基本方向</p> <p>郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとぅば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組みます。</p> <p>また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 嘉手納町の歴史に関する資料の収集・整理・編纂を行い、町史及び関連書籍の刊行を行っています。 ● 「かでな未来館」には、町の歴史学習施設として「嘉手納町歴史民俗資料室」が併設されており、先史時代から現代にかけての嘉手納町の歴史資料を収蔵しています。また、歴史・文化講座や文化財巡りのほか企画展等を開催し、町民が歴史や文化に触れる機会の充実に努めています。 ● かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われています。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。 ● 伝統芸能については、子ども達への三線、琉球舞踊、琴、茶道等に触れる機会の充実や、各自治会におけるエイサー活動の支援に努めています。今後も伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必要があります。 ● 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会（公演）やコンサートを行うなど今後も町が町民へ伝えたい題材や町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組みます。 ● 町内に残る文化財の保護や、文化財調査を実施しています。 ● 豊かな文化資源を町民に広く、そして永く公開することを目的として、資料のデジタル化を推進していく必要があります。 ● 本町の文化財は、約 7,000 年前の爪形文土器が出土した野国貝塚群をはじめ、史跡、民俗、天然記念物、工芸品等があります。これら地域の歴史文化や伝統を知るかけがえのない財産に対する町民の保護意識の高揚を図り保存、継承していく必要があります。

施策の方向性

1. 地域の歴史や多様な文化等の継承・振興

郷土の歴史や伝統・多様な文化活動に親しむことは、豊かな人間性や社会性を育むとともに、ふるさとへの愛着や誇りを持つことにも通じます。

幅広い世代の町民が文化芸術に触れ合うことができるよう、歴史や伝統の継承、交流や体験を通じた文化活動の学びの機会の創出を支援します。

2. 文化財の保護

先人たちから受け継がれてきた歴史や文化財等の地域資源は、郷土への理解と愛着を深める貴重な財産となります。

これらを適切に保護し次代へ継承していくとともに、地域資源を活用したまちづくりへの働きかけを行うなど、文化財の保護を図ります。

未指定文化財の指定に向けた調査を行うとともに、歴史民俗資料室教育普及活動の実施、文化財の説明板や誘導サイン等を設置することで、町民が文化財について学び、育むことのできる環境づくりを行います。また、学校カリキュラムと連携し、地域のふるさと教育を推進します。

主な取組（事業）

2-5-1 地域の歴史や多様な文化等の継承・振興

- 地域の歴史の継承と活用
- 文化活動の振興
- 伝統芸能の継承

2-5-2 文化財の保護

- 文化財の保存
- 文化財の活用

指標

No.	指標	単位	直近の現状値	目標値 (R10)
1	「嘉手納町にどのような歴史資源や文化財があるのか興味があるがよく知らない」と回答する町民の比率	%	42.4	37 (R9)

関連する個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画

<p>基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり</p>
<p>基本施策 2-6 スポーツ・レクリエーションの振興</p>
<p>基本方向</p> <p>町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組みます。また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる機会を創出するため、各種スポーツ教室や大会を開催しています。従来のスポーツ大会やスポーツ教室の他、近年はニュースポーツへの取り組みとして、電子機器を用いる「eスポーツ」講座も実施しています。 ● 近年はスポーツ教室や大会への参加者が減少している傾向にあり、取り組み内容の更新や開催時期等の調整を検討しています。また、自主的にスポーツ活動に取り組む人だけでなく、日常的に運動を行っていない町民に対し、健康予防にも資するような活動を提供していく事業の実施が望まれます。 ● 本町には、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があり、老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えや改修などを行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など（小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放）、より良いスポーツ環境の場の提供を行っています。 ● スポーツ指導者の人材育成のため毎年スポーツ指導者対象講習会を実施しており、負傷時の応急処置の手法やAEDの使用法の講習等を開催しています。 ● 町内のスポーツ指導者に関する掘り起こしが充分に取り組まれていない状況にあります。既存の指導者の活用だけでなく、各種スポーツの指導者ライセンス取得に関する支援を行うなど、「スポーツを“する人”“観る人”“支える人”」に着目した体制づくりや人材育成の方策が求められています。
<p>施策の方向性</p> <p>1. スポーツ・レクリエーション活動の振興</p> <p>健康づくりや生きがいづくりのみならず、仲間づくりや地域づくりといった観点からも、スポーツ・レクリエーションの意義が再認識されています。また、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、人々に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会</p>

の形成にも貢献しています。

そのため、各種スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、スポーツをするだけでなく、競技を観たり、ボランティア等としての関わりを促進していくなど、誰もが参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

2. スポーツ人材の育成と施設環境の充実

スポーツ・レクリエーションの普及を図っていくためには、スポーツ人材・スポーツ団体の育成をはじめ、スポーツ活動を行う場の充実など、スポーツを支える環境づくりを行っていくことが求められます。

地域のスポーツ推進を担うリーダーとして活躍してもらえるよう、スポーツ指導者やスポーツに関わる人材等の育成を図るとともに、町内のスポーツ施設の整備・充実を図ります。

主な取組（事業）

2-6-1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

- スポーツ・レクリエーション活動の充実
- スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

2-6-2 スポーツ人材の育成と施設環境の充実

- スポーツ人材の育成支援
- スポーツ施設の環境整備・充実
- 中学校部活動の地域移行

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	「普段の運動・スポーツ活動の頻度」について「週に1日以上」と回答する町民の比率	%	45.7% (R4)	50.0% (R9)
2	「放課後や休日に外遊びやスポーツをしている」と回答する児童生徒の比率	%	小学生 76.2% 中学生 67.1% (R4)	小学生 80% 中学生 70% (R9)

関連する個別計画等

- 嘉手納町教育振興基本計画
- 嘉手納町公共施設等総合管理計画

<p>基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり</p>
<p>基本施策 3-1 自然環境の保全と緑地の充実</p>
<p>基本方向</p> <p>本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町は、街区公園4箇所、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地、広場がそれぞれ1箇所整備されています。都市計画決定面積は全体で31.73haとなっており、本町町民1人当たりの都市公園等面積は、23.5㎡/人（令和2年国勢調査人口）で、沖縄県が示す確保目標20㎡/人（沖縄県広域緑地計画）を上回っています。しかし、町民アンケート調査結果によると、「自然環境の保全と緑地の充実」について、44.9%が不満足評価となっていることから、引き続き歩道空間や空き地、自然環境や文化資源などの有効活用や、都市公園等の整備を通じて、公園や緑地を充実させていくことが求められています。 ● 本町においては、現在、屋良城跡公園総合再整備事業や兼久海浜公園リニューアル整備事業等の検討を進め、レクリエーション機能、防災機能の充実を図っております。一方で、町民アンケート結果によると、本基本施策の中で、「嘉手納町の公園整備」の取組に最も注力すべきとの指摘があることから、公園の遊具等整備の充実についても取組を強化する必要があります。 ● 比謝川は、その一部が県指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されており、多様な生態系を形成する重要な自然環境を有しています。本町では、自然とのふれあいの場としての水辺空間づくりを推進するため、比謝川における遊歩道の維持管理を行っています。今後も自然環境の保全に努め、適切な利活用を図る必要があります。 ● 地域美化については、環境衛生週間に合わせた自治会での一斉清掃活動及び公共施設美化ボランティア団体による清掃活動を実施するなど、町民の意識高揚に努めています。また公共施設美化ボランティア団体は近年参加増加傾向にあり、引き続き美化活動及び衛生活動を推進する必要があります。
<p>施策の方向性</p> <p>1. 公園・緑地等整備の推進</p> <p>地域住民・企業・行政などのそれぞれの役割と連携のもと、みどり豊かな市街地を形成するため、歩道空間や空き地、自然環境や文化資源等を活用した緑化やポケットパークの整備を推進します。また、兼久海浜公園をはじめ、各公園において、地域住民や利用</p>

者の遊具設置等のニーズを把握し、適切な維持管理・リニューアルを推進します。

2. 水辺空間の整備

町民や来訪者の自然と人とのふれあい活動の場となっている比謝川や海岸の水辺空間の維持管理を推進します。維持管理に際しては、水辺の生態系の保全や景観及び親水性に配慮します。

3. 地域美化の推進

美しい住環境と街並み景観の創出に向けて、町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進します。また、取組について広く周知し、美化ボランティアの団体数増加に向けて取り組みます。

主な取組（事業）

3-1-1 公園・緑地等整備の推進

- 屋良城跡公園総合再整備事業の実施
- 嘉手納公園再整備事業の実施
- 兼久海浜公園リニューアル事業の実施

3-1-2 水辺空間の整備

- 比謝川沿いの遊歩道や護岸整備などの推進
- 比謝川沿いの自然的景観の保全

3-1-3 地域美化の推進

- 事業費の補助
- 美化活動に必要なごみ袋の無料配布
- 苗木配布

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	公園面積の維持	ha	31.73 (R5)	維持
2	公共施設美化ボランティア団体 数	団体	14 (R5)	維持

関連する個別計画等

- 嘉手納町都市計画マスタープラン

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり
基本施策 3-2 循環型社会の推進
基本方向 <p>地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。</p>
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 本町のごみ排出量は、令和 4 年度に 4,382 トンで、平成 29 年度の 4,476 トンと比べると 94 トン減少しています。こちらはリサイクルしているペットボトル及び草木ごみを含めた数値となっており、双方を除くと令和 4 年度は 3,493 トン、平成 29 年度は 3,772 トンとなり、279 トンの減少となります。 ● 「嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例」により、行政、町民及び事業者の責務を規定し、一般廃棄物の減量及び処理などについて定めています。加えて、家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度や草木回収によるチップ化事業、民間事業者と協定を締結して粗大ごみのリユース活動、カンボジアへの古着・古布、食器類、粗大ごみとして出された家具の輸出などを令和 3 年度より開始しており、粗大ごみに関しては令和 3 年度排出量が令和 2 年度より 27%程度の減少率、可燃ごみ全体としても減少傾向にあります。引き続き資源の有効利用を図るとともに、より一層のゴミ減量と再資源化等を促進する必要があります。 ● 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇等をもたらすと同時に、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。 ● 本町では令和 3 年度に町内の事務事業における CO₂削減を目的とした「第三次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、施設の太陽光パネルの設置、照明の LED 化などを実施し、令和元年度を基準年度として温室効果ガス排出量の減量化を推進しております。今後も更なる脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を継続してまいります。

施策の方向性

1. 廃棄物の減量化・再資源化

資源循環型社会の推進に向けて、4R^{※1}の取組を進め、町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減を図ります。また、ごみの不法投棄に対しては、未然に防ぐための看板設置やパトロール等の監視活動強化や不法投棄予防の周知・啓発を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。

2. 地球温暖化防止対策の推進

地球との共生関係を維持するために、温室効果ガスの排出削減に向けて、「第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき省エネルギーやごみ減量・資源化、CO₂の吸収源のみどりの保全、環境意識の啓発等、総合的な取組を進めます。また、CO₂の発生源である化石燃料の使用抑制や再生可能エネルギーの利用と普及促進を図ります

主な取組（事業）

3-2-1 廃棄物の減量化・再資源化

- 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するための廃棄物リサイクル事業の推進
- 監視パトロールや指導体制の強化及び看板設置を行う等の不法投棄防止対策の実施
- 生ごみ処理機の購入補助事業の見直し
- 草木回収・チップ化の推進

3-2-2 地球温暖化防止対策の推進

- 第2次及び第3次「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する照明器具のLED化を推進してきましたが、その他の各種取組を推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図る
- 地球温暖化防止実行計画の区域施策編を策定して温暖化効果ガスの削減の加速化を図る
- 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の実施
- 環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入等の推進

※1 4R：ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

指標				
No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	一般廃棄物排出量原単位（1人1日当たり）	g	749 (R4)	711
2	嘉手納町の事務・事業におけるCO ₂ 総排出量	Kg- CO2	3,033,622 (R3)	3,426,427
3	嘉手納町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）	—	未策定	策定

関連する個別計画等

- 一般廃棄物処理基本計画
- 第3次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

<p>基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり</p>
<p>基本施策 3-3 公害防止の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>生活及び事業活動に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、住宅街や事業場から発生する悪臭、騒音、振動についての生活公害及び産業公害を未然に防止するため、公害に対する定期的な規制基準・環境基準の調査及び啓発を実施しており、加えて苦情があった際には、苦情元に対し指導を行う体制を整えています。 ● 環境衛生の向上のため、死骸処理・ハブや害虫駆除等を実施しています。 ● ペットについては、現在も飼い犬糞害防止対策などを行っていますが、町民アンケートの結果より、本基本施策に関して注力を希望する取組として「飼い犬・飼い猫糞害防止の意識啓発」が最も多くあげられていることから、今後、ペットの適正な飼い方を周知し、飼い主のモラル向上を図る活動を強化する必要があります。 ● 狂犬病予防接種率は令和4年度において36.6%となっており、これは沖縄県内の市町村の中で3番目に低い数値となっており、加えて前期計画策定時に設定した目標値の50%にも達していないことを踏まえ、接種率の向上のため、抜本的な取組を行う必要があります。
<p>施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活公害の防止 人々の生活や事業活動から発生する大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の生活公害を防止するため、環境測定や監視及び情報の収集・公表を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。公共用水域の水質保全については、下水道の接続利用を推進します。汚染、汚濁の発生が確認された際には汚染源の特定、経過観測及び改善策の情報の収集、必要に応じて関係省庁への要請行動を実施します。 2. 環境衛生の推進 犬・猫の糞害やハブ・害虫等による生活環境の阻害については、駆除するなど環境衛生対策を推進し、快適で衛生的な生活環境づくりを進めます。あわせて狂犬病集団予防接種や病院での予防接種後に手続きが必要であることの周知、野犬捕獲、野良猫のTNR活動（避妊・去勢手術）にも取り組みます。また、関係機関が取り組んでいる飼い犬・

飼い猫の避妊・去勢手術の周知などを図るとともに、飼い主のモラル向上に向けた飼い方指導などの取組を検討します。

主な取組（事業）

3-3-1 生活公害の防止

- 自動車交通騒音調査の実施
- 悪臭調査の実施（苦情が発生した場合のみ）
- 比謝川下流域水質モニタリング調査の実施

3-3-2 環境衛生の推進

- 飼い犬・飼い猫糞害防止の注意喚起看板の設置、防犯カメラ設置による監視（苦情が発生した場合のみ）等による意識啓発の向上
- 愛護動物の適正飼養の周知徹底
- 狂犬病集団予防接種事業の実施
- 野犬捕獲及び死骸処理・ハブ・害虫駆除対策の実施
- 野良猫のTNR活動の実施

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	公害苦情件数	件	0 (R1- R4)	0
2	狂犬病予防接種率	%	36.5 (R4)	50
3	TNR 活動	件/ 月	10 (R4)	18

<p>基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり</p>
<p>基本施策 3-4 土地利用と住環境の充実</p>
<p>基本方向</p> <p>定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画、都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間を形成に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町には活用できる規模の空き地が少ないことや未接道による建替えが困難な住宅もあり、新しい住宅の供給が限られ、町内での移住や住替え先の選択肢が少ない状況にあります。一方、町内には居住の使用されていない空家が見られます。そこで、新しい住宅の建設促進を図るとともに、耐震改修や空家の活用等、既存の住宅ストックを活用し定住促進を図ることが課題となっており、快適に安心して暮らせる住環境の整備が求められています。 ● 本町の町営住宅は、昭和 57（1982）年度の水釜第二町営住宅をはじめとする 6 団地 269 戸のほか、県営住宅が 1 団地 182 戸整備されています。水釜第二町営住宅（64 戸）については、戸数を 26 戸増やした 90 戸で建設事業を進めております。その他の公営住宅については、「嘉手納町営住宅等長寿命化計画」に沿って、公営住宅の適切な建替や改善、維持管理等を進める必要があります。 ● 嘉手納町住生活基本計画での調査によると、町外へ「転居（転出）したい」とする意向の理由で最も多いのは「町内で住替えを考えましたが、希望する住宅がない」であり、町内では現時点で、家族構成や生活様式の変化等に応じた移転先の選択肢が少ない状況となっています。こうした本町の住宅ストック不足問題の解決策とし、町有地、国有地の低未利用地の活用を検討する必要があります。 ● 本町を住みにくと感じる町民の意見として「商業施設が充実しておらず、買い物などの日常生活が不便」が最も多くなっており、こうした本町の魅力向上のため、企業誘致などを推進する必要があります。 ● 一部の密集市街地においては、国土交通省により「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表されています。町民に地区の危険性を理解してもらい、狭隘道路の拡幅整備、建築物の共同建替え等、整備事業の着実な実施が必要です。 ● 本町では、平成 26 年に「第 2 次嘉手納町土地利用基本計画」、平成 30 年に「嘉手納町住生活計画」、令和 6 年には「嘉手納町都市計画マスタープラン」を策定し、バランス

のとれた土地利用の確立に取り組んでいます。しかしながら、用途が混在する地域が未だ見られる状況にあり、都市計画制度を活用して、計画的なまちづくりの誘導を図る必要があります。

- 地域住民や訪れる人が癒される良好な景観を創造するため、既存の景観資源の保全、賑わいと活力の都市景観づくりに努める必要があります。
- 墓地については、沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在する状況であり、土地利用、環境衛生、住環境、景観形成等に影響が生じています。そのような中、平成 28 年度からは墓地経営の許可権限が沖縄県から移譲されました。本町では、「嘉手納町墓地整備基本計画」や規則などに基づき、霊園の適正管理や個人墓地の規制・誘導等に取り組んでいますが、隣接する土地所有者や自治会長、墓入口向かいの住宅所有者から許可を得られれば設置できるというのが現状です。また、現行の嘉手納町墓地整備基本計画における公募区画も令和 4 年度の公募で全ての区画が埋まった状態であります。
- 嘉手納飛行場において航空機の離発着などの頻繁な騒音の影響により居住環境として適当でないと思われる区域に航空騒音対策として住宅移転措置が国により行われ、買い上げた国有地が点在しています。

施策の方向性

1. 住まいの確保と住環境の向上

良好な住環境の形成を図り、定住促進と快適に安心して暮らせる住環境を提供するために、定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進を行います。町民の皆さまが、住宅のお悩み相談ができるよう「住みいるコンシェルジュ」を実施します。また、住宅関係における課題解決に向けた情報発信を強化します。

公営住宅においては戸数の確保のため水釜第二町営住宅の建替え事業の推進と、既存公営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕の実施。町内に点在する空家や空地の利用、周辺環境の整備等を促進します。

2. 密集市街地の改善

良好な生活環境や災害時の安全性の確保が懸念される密集市街地の改善・解消に向けた建物の共同化や老朽化対策、道路の拡幅、公園の整備等の市街地整備を住宅と一体となって推進し、良好な生活環境の創出と安全な市街地形成を図ります。

3. 計画的な土地利用と市街地整備

町土のうち 82%が米軍基地で、利用可能面積は 18%という厳しい現状を踏まえ、最適な市街地整備手法や都市計画制度等の活用、整備・維持管理・運営における民間活力の導入等を検討し、計画的な都市づくりを推進いたします。

また、国による住宅移転措置により買い上げた国有地や、町有地についても有効活用を検討します。

4. 景観の形成

地形や自然空間から成る自然景観、住民の暮らしの中に息づく都市景観、地域の歴史や

風土を特徴づける文化的な景観など、地域らしさを特徴づける景観を調査・分析し、良好な景観形成を推進します。また、地域活動団体の美化活動への支援を継続いたします。

5. 墓地対策

「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化を図ります。

また、現行の「嘉手納町墓地整備基本計画」の公募計画に計上されていない区画で返還された区画がありますので、令和6年度以降に公募を実施いたします。

令和7年度以降の次期「嘉手納町墓地整備基本計画」の策定作業の中でロッカー式合葬墓、葬祭場の整備を検討してまいります。

主な取組（事業）

3-4-1 住まいの確保と住環境の向上

- 「住まいるコンシェルジュ」の実施
- 公営住宅などの戸数の確保（水釜第二町営住宅建替）
- 定住促進事業の実施
- 住宅リフォーム支援事業の実施
- （仮称）建物除却支援事業の実施
- 空き家等対策計画の策定

3-4-2 密集市街地の改善

- 住民及び地権者との協議会・個別ヒアリング等の開催
- 住宅市街地総合整備事業の導入

3-4-3 計画的な土地利用と市街地整備

- 国による住宅移転措置により買い上げた国有地や町有地について、町の課題解決に向けた活用
- 都市計画マスタープランの普及啓発

3-4-4 景観の形成

- 良好な景観形成に向けた取組の推進

3-4-5 墓地対策

- 久得霊園空き区画の公募
- 第2次嘉手納町墓地整備基本計画の策定

指標

No.	指標	単位	直近(R4)の 現状値	目標値 (R10)
1	嘉手納町への定住意向 (町民アンケート調査)	%	81.6 (R4)	85 (R9)
2	国有地、町有地の有効活用数	箇所	0 (R5)	2
3	第2次嘉手納町墓地整備基本 計画策定	—	未策定	策定

関連する個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン
- 嘉手納町住生活基本計画
- 嘉手納町住環境整備計画
- 嘉手納町公営住宅等長寿命化計画
- 嘉手納町墓地整備基本計画
- 嘉手納町人口減少対策住環境検討業務報告書

基本目標 3

安全・安心で住みよいまちづくり

基本施策 3-5

道路交通ネットワークの形成

基本方向

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。交通弱者の移手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

現状と課題

- 本町は南北方向に走る国道 58 号、東西方向に走る主要地方道沖縄嘉手納線（県道 74 号線）と主要幹線道路が走り、沖縄本島における中南部と北部地区を結ぶ交通の要衝となっています。これら主要幹線道路の多くが通過交通であり、渋滞回避のために生活道路である町道への流入車両も多く、交通安全の面からも憂慮すべき事態となっています。
- 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があがっています。今後は、急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化、歩道拡幅等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- 町内に点在する橋梁は、令和 4 年度に補修は完了しており、今後は 5 年ごとに定期点検を実施し、必要に応じ補修を行います。
- 大都市部・地方部を問わず、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力のある地域の振興を図る上で「移動」は欠かせない存在です。しかしながら、近年の人口減少の本格化、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなってきました。これまで続けてきた「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」という構造が難しくなっています。
- 路線バスやタクシーなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、本町に適した新たな交通システムなどの導入の検討を進めるため、「地域公共交通計画」の策定を検討する必要があります。

施策の方向性

1. 道路交通ネットワークの構築

広域的、町内及び地区内の都市活動や多様な地域活動により発生する自動車交通に対応するため、それぞれの道路交通機能に応じた幹線道路、地区内幹線道路、区画道路の整

備を関係機関と連携して推進し、より有効な道路交通ネットワークの形成を図ります。

2. 安全で快適な生活道路の整備

多様な地域活動を支える道路の確保と、安全で快適な道路環境をつくるために、急傾斜地に隣接する道路の安全確保、狹隘道路や交通量の多い道路の拡幅、歩道や交差点のバリアフリー化、安全施設の整備等を関係機関と連携して推進します。

3. 公共交通体制の確保

あらゆる人の移動を容易にし、自動車交通の円滑化や地球温暖化防止等に配慮した利便性の高い新たな公共交通の導入の検討を行います。また、地域公共交通計画の策定を検討します。さらに沖縄県鉄道計画の動向を確認しながら公共交通拠点、フィーダー交通ネットワーク^{※1}の形成に向けた検討を行います。

主な取組（事業）

3-5-1 道路交通ネットワークの構築

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上

3-5-2 安全で快適な生活道路の整備

- 急傾斜地に隣接する道路交通の安全対策の検討
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリー、一方通行道路の解消
- 老朽化した道路の改良
- 橋梁長寿命化事業の実施
- 生活道路の新設

3-5-3 公共交通体制の確保

- 国・県・公共交通の関係機関と連携して公共交通の利用促進
- 新たな公共交通システムの導入検討
- 地域公共交通計画策定の検討
- 町内公共交通事業者への支援

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	改良路線数	路線	4 (R5)	8
2	新設道路数	路線	0 (R5)	5

※1 フィーダー交通ネットワーク：広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。

関連する個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町橋梁等長寿命化修繕計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり
基本施策 3-6 上下水道の整備
基本方向 町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実にに向けて取り組みます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 上水道については、「嘉手納町水道施設見直し整備計画」に基づいた配水管の整備、マッピングシステム^{※1}による管理体制の整備、久得第2配水池の整備などを行い、清浄にして豊富・低廉な水の供給に努めてきました。 ● 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、令和4年度策定の「嘉手納町水道施設基本計画」に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靱な水道施設の整備を進める必要があります。また、「水質検査計画」に基づき、町民の皆様が安心して水を利用するために水質検査を行っていきます。 ● 有収率^{※2}については、厚生労働省が示す目標95%以上をすでに達成している一方で、施設提供対価料の減少による経常収支比率^{※3}の低下により、令和4年度の水道会計は赤字決算となっており、「水道事業経営戦略」に基づいた経営改革が求められています。 ● 生活環境の整備と比謝川の汚濁防止を目的に進められてきた下水道事業は、普及率100%となっており、現在は町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能な状態となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。 ● 下水道施設については、今後も老朽化が増大していくことから計画的な修繕・改築を進めていくことが必要とされます。加えて、下水道会計は、令和5年度より公営企業会計に移行しており、今後、定常的な経営の現況分析のもと、安定的な黒字化と、設備の適切な維持管理との両立を図ります。

※1 マッピングシステム：コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。

※2 有収率：（年間の料金徴収の対象となった水量／年間の実績給水量）×100

※3 経常収支比率：経常収益／経常費用×100

施策の方向性

1. 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、水道水の水質管理を行うとともに、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靱な水道施設への更新などを図ります。また、緊急事態に備えた危機管理体制の構築を推進します。健全で安定した水道事業運営を継続していくため、経費節減や業務の効率化に努め、「水道事業経営戦略」を改定した中で、現状の把握及び課題の抽出を行い、収支計画の健全化に努めます。

2. 下水道の維持管理体制の充実

町民の生活の質の向上と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の適正維持と下水道の普及率 100%を維持し、下水道接続率の向上を促進します。また、健全で効率的な下水道事業を運営するために、令和 5 年度からの公営企業会計の適用を踏まえ、経営の現況分析を実施し、安定的な経営の継続に努め、施設の延命化や効率的な維持管理システムの構築を推進します。

主な取組（事業）

3-6-1 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

- 老朽管の更新及び耐震化の推進
- 各水道施設の保守点検の実施
- 漏水調査や水質検査の実施
- 緊急時や突発的な修繕時に迅速に対応できるような危機管理体制の構築

3-6-2 下水道の維持管理体制の充実

- 下水道未接続世帯へ接続の促進
- 老朽化した下水道施設の改築の推進
- 公営企業会計適用を反映した経営状況見直しの推進

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	有収率	%	97.17 (R5)	維持
2	下水道接続率	%	98.3% (R5)	100
3	経常収支比率	%	91.79 (R5)	100
4	下水道普及率	%	100 (R4)	100
5	経費回収比率 ^{※1}	%	82.86 (R5)	100

関連する個別計画等

- 嘉手納町地域水道ビジョン
- 水質検査計画

※1 経費回収比率：（下水道使用料／汚水処理費（公費負担分を除く））×100

<p>基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり</p>
<p>基本施策 3-7 防災力の高いまちづくり</p>
<p>基本方向</p> <p>災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築や ICT 技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」の重要性が再認識される中、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。特に、地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されていますが、前期計画で目標としていた自主防災組織の設立数 6 団体に対して、現時点では 1 団体の設立に留まっており、地域防災力の向上に向けて、抜本的な対策が求められています。 ● 本町では、令和 2 年度に「嘉手納町防災マップ」を作成しました。このマップでは、建物の地番や標高などの情報が視覚的に表示され、防災情報も掲載されており、防災意識を啓発するために活用されています。 ● 令和 4 年度には「嘉手納町地域防災計画」を改定し、防災行政の整備・拡充を進めています。また、国内外の来訪者・観光客の安全確保のため、防災関連情報を多言語化しました。また令和 3 年度までに設置完了した蓄光避難所標識は 4 か国語を表記するなどの取組を行ってきました。国内外の沖縄県への観光客数は回復傾向にあることも踏まえ、引き続き来訪者・観光客の安全確保のための取組を推進していく必要があります。 ● 災害時要配慮者に関しては、「嘉手納町災害時要援護者(避難行動要支援者)避難支援計画」を策定し、要援護者の把握や登録、避難支援のための方策を位置づけていますが、個別避難計画の作成等が進んでいないことが課題となっており、事業の周知や関係機関との連携を図りながら事業を進めていく必要があります。前期計画で目標としていた津波避難ビルの指定については、商業施設等民間の施設活用を中心に検討していましたが、築年数や施設のセキュリティの観点から要件に適合せず、目標値 2 箇所に対して、1 箇所しか指定することができていない状況です。今後は新たに公共施設の活用を含めて検討する等、課題の解消に向け取り組む必要があります。 ● 地域住民及び観光客へ災害時の情報を迅速かつ的確に伝え、安全かつ安心な状態を確保

するため、令和 2 年度の防災無線のデジタル化に合わせて高性能スピーカーを導入し、防災無線の聴取しづらい地域を解消しました。また情報収集及び伝達手段の多様性を確保するために防災情報システムを導入し、地域の防災力を向上させる取組を行っています。

- 本町を含め沖縄本島は、島しょ地域にあり、災害時において外部からの応急活動などが速やかに実施されるとは考えにくく、市町村において防災備蓄品を備えておくことが重要だと考えられます。策定した計画に基づき、備蓄食料などの入替えを継続して行う必要があります。
- 消防・救急に関しては、ニライ消防において、AED 講習や心肺蘇生法の講習会の開催、地域では幼少消防クラブの育成等を実施しています。引き続きいざというときに救急救助に対応できるよう、救命講習会や消防団への参加を推進していく必要があります。

施策の方向性

1. 防災力の高いまちづくり

災害から町民の生命や財産を守るために、これまでの大規模災害や地域特性である基地災害、危機事案を検証し、町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携して、それぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮する計画づくりや訓練等を行い、実効性の高い防災体制を構築します。また、まちそのものが災害に強い都市基盤を整備します。

2. 災害対応・応急体制の充実

家事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による防災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等を推進します。

主な取組（事業）

3-7-1 防災力の高いまちづくり

- 防災意識の啓発
- 商業施設などの避難ビル指定
- 防災マップの充実
- 自主防災組織の立ち上げ支援
- 災害時要配慮者の支援体制の整備
- 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄推進

3-7-2 災害対応・応急体制の充実

- ニライ消防と連携した救命講習会の実施
- 避難訓練の実施
- 消防団の強化

指標				
No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	自主防災組織	行政区	1 (R5)	6
2	津波避難ビルの指定	箇所	0 (R5)	2

関連する個別計画等

- 嘉手納町国土強靱化地域計画
- 嘉手納町地域防災計画
- 嘉手納町国民保護計画

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり
基本施策 3-8 防犯・交通安全の推進
基本方向 防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 町の防犯対策については、青色回転灯車両（通称：青パト）によるパトロールや、夜間街頭指導、「こども 110 番の家^{※1}」の普及に加え、町民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、ちゅうらうちな一安全なまちづくり条例に基づく「ちゅうらさん運動^{※2}」を嘉手納警察署及び嘉手納地区防犯協会と連携して推進してきました。その結果、本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成 29 年の認知件数が 85 件であったところ、令和 3 年の認知件数は 38 件と半数以下に抑えられています。引き続き、嘉手納地区防犯協会や関係機関とも連携を強化し、犯罪の未然防止に向けたパトロールなどの継続、広報、啓発活動を図る必要があります。 ● 本町の交通事故発生状況は、令和 3 年に 25 件で、それ以前と比べて減少傾向にあります。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。 ● 交通安全対策として、春・夏・秋・年末年始の 4 回の交通安全運動の活動をとおして、町民の交通安全意識の向上を図る取組を実施しています。今後も、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進し、町民の安全確保に努める必要があります。
施策の方向性 1. 防犯対策の充実 町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、県・町・警察・関係団体・町民が一体となって連携し、「ちゅうらさん運動」などを推進していきます。また、防犯灯の設置などによる防犯対策の強化を図ります。

※1 こども 110 番の家：子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110 番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。

※2 ちゅうらさん運動：県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅうらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅうらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅうらゆいづくり」の 3 つのちゅうらづくりのこと

2. 交通安全対策の充実
 町民を交通事故から守るために、交通安全対策の啓発活動を推進するとともに、カーブミラーの設置や老朽化した交通安全施設の整備を推進します。

主な取組（事業）

3-8-1 防犯対策の充実

- 「こども 110 番の家」「ちゅらさん運動」の推進
- 防犯協会などの関係機関との連携強化

3-8-2 交通安全対策の充実

- 交通安全運動の実施
- 交通安全協会などの関係機関との連携強化
- 交通安全施設の新設及び改良

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	交通安全啓発活動	回	5 (R5)	5
2	交通安全施設の新設・改良	件	10 (R1-R 5)	10 (R6 -R10)

関連する個別計画等

-

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり
基本施策 3-9 安全な消費生活の推進
基本方向 町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の消費者相談件数は、令和4年度で61件、人口千人当たりの件数は4.6件です。規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現等、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、巧妙で悪質な通信販売、架空請求等の様々な消費者トラブルが発生しています。 ● 各関係機関や団体と連携を密にし、悪徳商法や食の安全等に関する情報把握・情報提供を引き続き行い、必要に応じて相談・苦情対応の充実化を図る必要があります。 ● また、消費者が主体的に意思決定し、トラブルを未然に防げるよう、広報誌やホームページ、公式ライン等、様々な情報媒体を活用して注意喚起や情報提供を引き続き行っていく必要があります。
施策の方向性 1. 消費者保護の推進 消費者を消費者被害から守るために、沖縄県消費生活センターなどの関係機関と連携して消費生活相談の充実を図るとともに、適正な商品取引が行われるよう、消費者保護の推進に努めます。 2. 消費者意識の啓発 消費者被害を未然に防ぐため、消費者意識を高める消費者教育の充実を図るとともに、被害情報の提供を図り、町民の消費者としての自立に向けた意識高揚に努めます。
主な取組（事業） 3-9-1 消費者保護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄県消費生活センターと連携した消費者からの相談や苦情対応の実施 ● 消費者庁などからの消費トラブル情報の収集・共有をLINE等のSNSを活用して周知する 3-9-2 消費者意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ● 消費トラブルや相談に関する事例紹介や注意喚起など消費者啓発の周知徹底

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	消費者トラブル相談に関する周知件数	回	3	10

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり
基本施策 3-10 基地対策の推進
基本方向 町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 戦後 70 年余が経過した現在でも広大な米軍基地が存在し、住民の生命や財産は米軍基地から派生する事件・事故、騒音に脅かされ続けています。 ● 本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）と連携し、政府並びに関係機関に対する要請行動などに取り組んでいます。町民アンケート調査結果において、米軍基地の返還方法については、「徐々に返還した方がよい」の回答が 46.0%となっており、町民の様々な意見を踏まえたうえでの慎重な対応が求められています。 ● 本町では、令和 2（2020）年度に「航空機騒音自動監視システム装置整備事業」を実施し、自動監視システムを更新し、騒音の測定局を 3 局から 4 局へ増やすなど、騒音被害の監視体制の強化を図るとともに、フリーアクセスによる苦情受付として「基地被害苦情 110 番」の設置に加え、令和 3 年度には LINE での苦情受付を導入し、苦情などの集計結果を各種要請に役立てています。 ● 町民アンケート調査結果によると、基地対策の推進は、不満足評価が 53.7%となっています。また、同調査において、基地対策の推進にあたって注力するべき取組として「防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、国・県への要請行動を実施」が 30.4%、「航空機排気ガスの悪臭防止」が 25.2%となっていることから、騒音軽減や悪臭防止に向けた取組が喫緊の課題と言えます。 ● 平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度まで（※滑走路閉鎖期間のある令和元年度を除く）の屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移をみると、各年とも 1 日平均の騒音発生回数が 30 回以上となっています。環境基準超過日数は年間 180 日以上で超過率は 50%を超えています。また、基地苦情として寄せられる悪臭の発生源が嘉手納基地由来ではないかと推測されたことから、発生源を特定するため、平成 28（2016）年度から大学の研究機関と連携して調査を実施してきました。その結果、主な発生源となる機体が特定されたことから、政府に対し駐機場所を移転させる等の有効な対策を講じるよう要請しています。このように、現在もなお基地由来の騒音や悪臭その他の基地被害により苦しめられる現状にあることから、政府への要請行動を継続して実施していく必要があります。

- 海軍駐機場（当時）は、SACO 合意に基づき平成 29（2017）年 1 月に滑走路の南側へ移転を行いました。その後、同跡地を航空機が度々駐機するなど騒音軽減の趣旨に反する使用が行われたことから、その運用について継続して注視する必要があります。
- 第 353 特殊作戦航空団駐機場の拡張整備計画に伴う通称パパループの航空機の運用については、新駐機場完成後も各種航空機による使用の延長が続いています。
- また、同区域では防錆整備格納庫の移設計画が予定されており、その運用について注視する必要があります。

施策の方向性

1. 基地対策の強化

町土の 8 割以上を米軍基地として接収されていることから、まちづくりを進めていく上で大きな阻害要因となっています。こうしたことから、地域の発展を図るため地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還や共同使用を求め、米軍基地の整理縮小に努めます。また、嘉手納基地における運用や現状を把握し、基地に関する情報発信を行うほか基地から派生する諸問題の解決に取り組みます。

2. 基地公害対策の強化

米軍基地の存在によって航空機騒音や排気ガスによる悪臭等をはじめとする基地公害が発生し、町民の生活環境が損なわれています。このため、米軍に対し嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守を求め、基地被害に関する電話・LINE による苦情の受付や航空機の騒音測定などを継続的に実施しながら状況把握を行います。

また、排気ガスによる悪臭対策として悪臭の主な原因である航空機の駐機場移転に関し、引き続き関係機関へ要請を行います。

騒音による基地公害対策事業として、防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、引き続き国・県等への要請を行います。

その他、基地公害が生じた際には、公害の発生防止や低減に向けた対策が講じられるよう、関係機関に対し要請を継続・強化します。

主な取組（事業）

3-10-1 基地対策の強化

- 嘉手納基地に関する諸問題の解決に向け、国・県・米軍等関係機関への要請行動の実施
- 嘉手納基地の監視機能の充実
- 広報誌やホームページ等による基地の現状の情報発信
- 関係機関などと連携し連絡体制の強化による事件・事故等の防止策の強化
- パラシュート降下訓練、即応訓練等の禁止の要請
- 嘉手納基地の運用による旧海軍駐機場の再使用などの禁止の要請

3-10-2 基地公害対策の強化

- 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守

- 基地被害苦情 110 番及び LINE での苦情受付の継続実施
- 航空機騒音自動監視システム装置による測定の継続実施
- 気象情報測定器による測定の継続実施
- 航空機の排気ガスによる悪臭の防止対策
- 基地公害の発生防止・低減に向けた国・県・米軍等関係機関への要請行動の実施
- 住宅防音家屋空調施設維持管理費補助事業の継続実施
- 第二種区域防音住宅空調機器稼働費補助事業の継続実施
- 防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向けた国・県等への要請行動の実施

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
	町民アンケート結果 (基本施策の満足度)	%	46.3 (R4)	50.0 (R9)

関連する個別計画等

- 嘉手納町と基地

<p>基本目標 4 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり</p>
<p>基本施策 4-1 農水産業の振興</p>
<p>基本方向</p> <p>農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組めます。水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組めます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、基幹作物であるさとうきびをはじめ、びわ、マンゴー、野国いも（甘藷）、トマト、きゅうり等、品質のよい作物が栽培されています。 ● 本町の農業就業人口を見ると、令和2年の農業就業人口は52人で16年前の平成16年と比べると約76%に減っています。年齢別でみると、令和2年では52人中40人が60歳以上となっており、農業従事者の高齢化がうかがえます。農家数の減少に伴い、農地面積、農業生産量も減少傾向にあるため、一定の要件を備えている新規就農者については、支援することが求められています。 ● 本町には農業振興地域が存在せず、国・県が行う主要な農業施策の対象外となっていますが、そのような中、優良種苗購入補助、優良農機具購入補助、農薬購入補助等、町独自の農業支援事業を実施しています。 ● 農地面積が極めて少なく、新たな農地の確保も困難な状況であるため、限られた農地で高い収益を生み出すために、優良な品種の選定、栽培方法の確立を図る必要があります。本町では、さとうきびの新植を行った農家への補助事業を行っており、1aあたり生産量が約138%向上するといった成果も出ています。 ● 農業従事者の収益の向上に向けて、関係団体とも協力を図る必要があります。また、産業まつりに向けては、実行委員会事務局として全体を支援していますが、今後は産業まつりに出展する農作物を増やしていく必要があります。 ● 畜産業については、農家の高齢化に伴い離農者が増加し、飼養頭数は減少傾向にあります。本町では、悪臭等の公害防止として悪臭防止剤の配布を行っております。 ● 水産業については、空調機器の取替やトイレの改修工事といった漁業用施設の整備や、優良水産機具購入補助、漁船燃料費購入補助などの町独自の補助事業で振興を図っています。しかし、漁業従事者が少なく、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、新規漁業者支援策として、補助要件の緩和を図る必要があります。 ● 今後はこれらの漁業用施設の整備や補助制度の有効活用を推進するとともに、新たな人材の確保・育成に繋げるため、漁業従事者の収益の向上に寄与し、水産業の活性化を図る必要があります。

施策の方向性

1. 農業の振興

耕地の狭い町の特性を踏まえ、安定かつ持続可能な農業の振興を図るために、基幹作物であるさとうきびを生産する農家に対する支援や、生産できる農産物の選択肢を広げつつ、効率よく生産するための支援、農家が農業を行ううえでの環境改善に係る支援等を推進します。また、久得平山原圃場の適正管理や、嘉手納町産業まつりを中心とした農作物の町内外への周知を推進し、農業の活性化に努めます。

2. 水産業の振興

水域を含めた漁港施設については、県へ協力を仰ぎ、老朽化した設備の復旧及び航路内の土砂浚渫による水深の回復を図る工事を計画しています。また、漁業組合との協力関係を活かし、漁業従事者の収益性向上に繋がる施策を構築することによって、水産業の活性化を図っていきます。

主な取組（事業）

4-1-1 農業の振興

- 優良種苗購入補助事業の実施
- 優良農機具購入補助事業の実施
- 農薬購入補助事業の実施
- さとうきび新植奨励補助金事業^{※1}の実施
- 集出荷施設の機能充実（農家が共同で使用する農機具の整備）
- 農業団体に対する支援の実施
- 農業協同組合との連携強化
- 嘉手納町産業まつりへの支援

4-1-2 水産業の振興

- 優良水産機具購入等補助金事業の実施
- 漁船燃料購入補助事業の実施
- 漁業用施設の機能充実
- 嘉手納町漁業組合との連携強化

※1 さとうきび新植奨励補助金事業：さとうきび農家に対する補助事業を指す。

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	さとうきび1aあたりの生産量	キロ	475 (R4)	539
2	水産物の陸揚量	トン	0.8 (R3)	2.3

<p>基本目標 4 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり</p>
<p>基本施策 4-2 商工業の振興</p>
<p>基本方向</p> <p>嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活力に満ちたまちづくりに向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の経済センサス活動調査（令和 3 年（2021 年））における商業事業所数は 91 事業所、その従業員数は 451 人となっており、また年間販売額は 76 億 8 千 8 百万となっております。平成 28 年度の経済センサス活動調査と比べても事業所数、年間販売額ともに減少しております。商店街や小売市場等の地域に根差した商業が衰退することにより、町民生活にも影響が出ています。これらのことから地域商業の活性化にむけ、さらに踏み込んだ対策を講じる必要があります。 現在、商店街については空き店舗はほとんど解消されつつありますが、今後は町全域の空き店舗解消に向けて取り組む必要があります。 ● 商店街の活性化に向けて、継続的な事業者の販売促進活動および消費者の購買意欲促進への取組に対する支援が必要です。引き続き嘉手納町商工会に加えて、嘉手納町観光協会と連携し、優良特産品の県外物販などに取り組んでいく必要があります。 ● 本町においては、野國總管商品券事業を継続的に実施しておりますが、今後は電子化に対応していく必要があります。 ● 本町では、既存商店街への集客を図るため、嘉手納町エイサーまつりなどの地域活性化イベントに対して運営補助を実施しています。商業の活性化には、町民のみならず町外の人々の来訪が必要不可欠であることから、商店街に人が訪れる仕組みづくりの推進に努めます。 ● 町民アンケートの結果によると、住みにくさの理由として回答者数の 64.3%の方が「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便」回答していることから、企業誘致を含め対策が急務です。 ● 新型コロナウイルス感染症による影響は、経済産業界に大きく変化を与えています。営業時間の短縮等による、公共交通事業者の衰退が見られます。 ● 本町の中心商店街の一部である港通りでは、店舗等の老朽化に伴う入居者の退去が進んでおり、今後さらなる事業所数の減少が懸念されます。 ● 本町を拠点に活動する事業所は、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、地域経済の活性化や雇用の創出等に貢献しています。しかし、小規模な企業や、経済社会情勢の

影響を受けやすく、資金調達の円滑化による経営基盤の強化や経営革新の促進、販路開拓、人材の確保のほか、事業存続のための支援が必要です。

施策の方向性

1. 商工業の振興

持続可能である商工業を創出するために、嘉手納町商工会と連携して行っている「かでの元気プロジェクト」の内容をより有効なものとなるよう、検証を行いながら推進してまいります。また、現在の優良特産品推奨事業については、よりよい制度となるよう次期計画に向けて見直しを図ります。また継続的に行っている野國總管商品券の電子化に向け、取り組んでまいります。

企業誘致を含めた嘉手納町全体の産業振興に向けた計画の策定について、検討してまいります。

2. 商店街の活性化

賑わいのある商店街の創出と活性化に向けて、事業者と町民の交流を促進し、商店街へ訪れるきっかけづくりとして、地域活性化イベントなどの開催を支援します。また、商店街入り口にモニュメントの設置を行うとともに、ガイドブックやSNSを活用し、積極的に情報を発信していくよう努めます。

観光客など町外・県外客を対象とした商業地域の魅力強化を促すとともに、住宅地隣接の商業地域においては地元客・県内客を中心とした活性化を支援し、それぞれの特性を活かした商店街等の形成を目指します。

主な取組（事業）

4-2-1 商工業の振興

- かでの元気プロジェクト事業
- 優良特産品推奨事業^{※1}の実施
- 野國總管商品券事業^{※2}の実施
- 産業振興計画策定の検討

4-2-2 商店街の活性化

- 地域活性化イベント補助金事業^{※3}の実施
- 商店街モニュメントの設置
- 町内空き店舗への企業誘致

※1 優良特産品推奨事業：特産品制度の見直し等の取組を指す。

※2 野國總管商品券事業：商品券の電子化等の取組を指す。

※3 地域活性化イベント補助金事業：嘉手納町エイサーまつり、ビアフェスタ、泡盛まつりへの支援の取組を指す。

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	商工会加入者数	件	463 (R4)	500
2	町内新規創業者数	件	3 (R4)	10

<p>基本目標 4 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり</p>
<p>基本施策 4-3 観光業の振興</p>
<p>基本方向</p> <p>地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT 技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、令和 6 年度に「第 3 次嘉手納町観光振興基本計画」を策定し、観光資源の見直し、観光資源の活用方法の確立、推進体制の検討等、地域一体となった観光施策を推進してまいります。 ● 本町では令和 3 年度に、地域の特性を活かした協働による持続可能な観光のまちづくりを推進することにより、文化の維持発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的に嘉手納町観光協会を設立しました。また、新たな観光の拠点として、令和 4 年度には「比謝川自然体験センター」の設置及び「道の駅かでな」リニューアルを行いました。 ● 教育旅行などの団体や個人観光客が「道の駅かでな」に訪れ、嘉手納基地を一望できる展望場や、本町の基地の歴史と環境を学ぶ展示、平和ガイドにより学んでいます。本町では、新たな平和学習等体験コンテンツの作成にも取り組んでいます。 また、「嘉手納ガイドブック」に掲載されている店舗や施設、スポットの紹介を「道の駅かでな」内にある観光協会で行っています。 ● 町内を訪れる外国人旅行者への多言語対応など、インバウンド旅行者への対応が課題となっています。 ● 令和 3 年度に設立した嘉手納町観光協会においては、これからの観光振興を行う上で、観光資源の PR 活動やイベント実施、観光資源と観光客のスムーズな結び付けなど、重要な役割を担うことが期待されます。 ● 本町の観光情報発信を効果的に行うために、制作した各種プロモーションツールを活用して、県外の観光イベント等への出展を実施しております。 ● 観光産業は、農業、水産業、飲食、小売、交通など裾野が広く、地域経済全体に波及効果を及ぼすほか、本町固有の歴史、伝統・文化の魅力向上や活用が、そこに暮らす町民の誇りにつながります。また、町民、観光事業者、そして行政が協働して取組を進めることを通し、旅行者の満足度だけでなく、まちの魅力や町民生活の向上つながる、持続可能な観光振興が求められます。 ● 本町には宿泊施設がないため、地域の発展と観光業の促進のために、宿泊施設の誘致について検討することが求められています。

- 新型コロナウイルス感染症により、堅調な推移を見せていた沖縄観光は需要が低迷し、域外からの観光流入は減少し、観光産業全体と関連する経済活動に大きな影響を与えています。
- 嘉手納町を知ってもらうきっかけとして、「嘉手納基地」や町内に点在する歴史資源、エイサーなどの伝統芸能をはじめとする文化資源を活用することが必要です。
- 新たな観光誘客としてスポーツツーリズムを推進していくため、町内体育施設の活用を検討していくとともに、スポーツコミッションの設立を行っていく必要があります。

施策の方向性

1. 観光資源の発掘・活用

本町の観光資源として、野國總管をはじめとした先人たちの歴や文化や「比謝川自然体験センター」、「道の駅かでな」等があります。その観光資源の認知度を高め、魅力創出のため「第3次観光振興基本計画」を策定し、観光客や来訪者のニーズにあった観光プログラムの開発提供を町民、事業者、商工会、観光協会と連携して推進します。また、スポーツツーリズムとして、プロスポーツのトップチームやアマチュア合宿の誘致のほか、イベント誘致も視野に、施設の拡充と施設レベルの向上を検討します。また、観光協会に対しては他地域の情報収集及び自主事業の充実に向けて支援及び連携を行い、団体の自立を図ります。

2. 観光受入の強化

観光・交流拠点の充実を図るため、令和3年度に設立した嘉手納町観光協会の支援を行い、観光資源の効果的な活用や、本町の知名度の向上と新たな顧客の獲得に向け、嘉手納町観光協会が実施する観光プロモーション事業において積極的なPRを行ってまいります。特に、教育旅行客の受け入れ強化に向けた取組を推進します。また、アフターコロナにおいて、インバウンド旅行客が増える予想されることから、インバウンドにも対応した観光情報の充実等を図ります。SNS等による本町の魅力や多様な観光資源に関する情報発信を行います。国・県・商工会・観光協会、各種関係組織・団体との連携強化を図ります。

主な取組（事業）

4-3-1 観光資源の発掘・活用

- 地域の伝統（芸能・技能・先人の歴史）を活かしたプログラムの開発・提供
- イベントの観光活用・充実及び支援（イベント実施方法の検討）
- 甘藷発祥の地のPR、優良特産品の魅力発信
- 観光プロモーション事業^{※1}の実施

※1 観光プロモーション事業：「道の駅かでな」の周知、「比謝川自然体験センター」の周知、イベントの観光活用、音楽によるまちづくり推進事業を指す。

- スポーツコミッションの設立

4-3-2 観光受入の強化

- 観光協会補助金（嘉手納町観光協会の支援）の助成
- 観光・交流拠点の充実（「道の駅かでな」、「比謝川自然体験センター」、屋良城址公園等）
- インバウンド旅行者の受け入れ対応（外国語版の「嘉手納ガイドブック」の作成）
- 教育旅行受け入れの強化（平和ガイドに関する取組への支援）
- 情報発信方法の確立と情報の一元的発信（観光に特化したホームページの内容充実、ガイドブックの活用、LINE や Instagram を活用した SNS による情報発信等）
- 観光に関する人材育成・確保及び新たな市場開拓
- 継続的なマーケティング調査の実施・分析

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	嘉手納町の観光入域客数	人	56 万 (R4)	100 万以上
2	平和ガイドを受け入れた団体数	団体	45 (R5)	100

関連する個別計画等

- 第 2 次嘉手納町観光振興基本計画（令和 6 年度に第 3 次計画を策定予定）

基本目標 4 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり
基本施策 4-4 情報通信産業の振興
基本方向 町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組めます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、嘉手納町 ICT センターや嘉手納町マルチメディアセンターの建設等により、情報関連企業の立地が促進され、新たな雇用の場が創出されるなど、一定の成果をあげていましたが、企業が立地する土地・建物が不足している等により、企業誘致ができない状況が続いています。 ● また、情報通信産業振興地域についても県内の多くの自治体で指定が進んでおり、当該指定を理由とした企業誘致も難しくなっています。 ● マルチメディアセンターでは、就職支援や資格取得支援のための講座、一般企業からもパソコン研修などで使用される他、町民がパソコンを利用できる環境を提供し、町民の情報リテラシーの向上に寄与しています。今後は施設の更なる利活用を目指し、情報通信産業以外の利活用についても検討が必要です。
施策の方向性 1. 情報通信産業の振興 これまで行っていた情報通信産業に特化した補助金制度は、別の事業で行っている補助金制度を活用することとし、現在マルチメディアセンターで行っている講座等は継続しながらも、施設の新たな利活用方法について検討を進めていきます。
主な取組（事業） 4-4-1 情報通信産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ● 研修室を活用した講座などの内容拡充 ● 指定管理者と連携した新たな施設の利活用の検討 ● 就職支援講座の実施

指標				
No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	マルチメディアセンターの 新たな利用方針の策定	—	未策定	策定

関連する個別計画等

-

基本目標 4 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり
基本施策 4-5 就労支援の充実
基本方向 <p>あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組みます。</p>
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 本町の失業率の推移を見ると、令和 2 年度（2020 年）国勢調査における本町の完全失業率は 7.5%となっており、直近で改善傾向にあります。しかしながら、沖縄県平均の 5.5%、全国平均の 2.8%と比べると依然として失業率は高い状況にあります。また、経済状況の変化に伴う企業間での賃金格差、若者の減少、雇用形態の多様化による非正規雇用の雇用条件の悪化、産業構造の変化による人員整理など依然として厳しい状況となっています。 ● 本町では、雇用情勢の改善に向け、就職相談窓口を開設し、就労支援を行ってきました。町民アンケート調査結果によると、注力を希望する取組として、「資格取得支援事業の実施」（25.8%）、「公共職業安定所・町内求職情報の提供」（22.1%）、「就職支援活動総合窓口事業の実施」（16.9%）などが上位に挙げられています。これらの町民ニーズにあった就労支援を検討し、更なる雇用拡大に繋げる必要があります。 ● 新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、就業機会の拡大、在宅勤務など地域ニーズに合わせた就業形態、育児、介護、新しい生活様式など働き方の多様化が求められております。 平成 31(2019)年 4 月 1 日から「働き方改革関連法」の施行に伴い、同一労働同一賃金をはじめ、「パートタイム労働法」など大幅な改正があり、正規非正規雇用の格差解消などが求められています。
施策の方向性 <p>1. 就労支援の充実</p> <p>雇用情勢の改善に向け、引き続き就職相談窓口を開設し、就職活動における基礎知識などを得る機会を創出することで、求職者へ就職意識の高揚と事業者の雇用拡大に繋げるとともに、公共職業安定所や町内事業者と連携し、より効果的な求職情報の提供に努めます。また、資格取得支援補助金については、対象者の見直しを行うとともに、LINE 等の SNS を活用し、積極的に周知を図ってまいります。</p>

主な取組（事業）

4-5-1 就労支援の充実

- 就職支援活動総合窓口事業^{※1}
- 公共職業安定所・町内求職情報の提供
- 資格取得支援事業^{※2}

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	町内就職相談窓口利用者の就職決定者数	人	10 (R4)	15
2	完全失業率	%	7.5 (R2)	5.5
3	資格取得支援補助金の補助件数	件	11 (R4)	15

※1 就職支援活動総合窓口事業：就職相談窓口の開催等の取組を指す。

※2 資格取得支援事業：資格取得支援補助金による補助等の取組を指す。

<p>基本目標 5 皆でとりくむ協働のまちづくり</p>
<p>基本施策 5-1 適切な行財政運営の推進</p>
<p>基本方向</p> <p>まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組みます。</p> <p>また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取組を強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権改革が進められてきた中、地方自治体の役割や立ち位置が政策自治体へと変容し、自治体主導の下、自立した地方をつくることを目標に、主体性のある施策を展開する必要があります。またあわせて町民満足度を高めていくためには、限りある財源と人員による適切な対応とともに職員一人ひとりの知識やスキル向上を図り、政策形成能力を培うことが求められています。 ● 今後の行政のあり方を考えた場合、自治体 DX 推進等、行政を取り巻く状況の変化を踏まえた改革が必要となり、前期の行政改革のあり方について見直しが必要と考えられます。しかし、行政改革大綱については、総合計画や総合戦略等その他計画の中において、行政改革に関する内容が網羅されていることから、当該大綱の策定は行わず、今後は各種計画に基づき、今年度実施の業務プロセス改革分析結果や自治体 DX 推進の状況等を踏まえ、行政サービスの効率的かつ効果的な運営に努める必要があります。 ● 公共施設などの老朽化に伴う改築・維持補修費の増加や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、多数の大型事業が控えていることなどから、多額の財政支出を必要としており、自主財源の確保をはじめ、行政組織の見直しや事務事業の効率化、民間活力の活用等に取り組み、質が高く効率的な行政運営に努める必要があります。 ● 変革の時代の中で、より効果的な事業を推進及び行政サービスの質の向上を図るために事業評価を実施する必要があります。 ● 本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。今後も引き続き連携・協力による広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図ります。 ● 国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、地方自治体は自治体 DX に取り組むことが求められており、本町の特性や課題等を踏まえながら自治体 DX を推進していく必要があります。本町においても、オンライン手続きの需要が増加しているため、令和 4 年度にシステム整備を行い、オンライン手続きが可能

な環境が整いました。今後はオンライン手続きの推進が不可欠であり、それに関連して、デジタルデバインドへの対応も求められています。町民の利便性向上や業務効率化の観点から ICT や AI などを活用した自治体 DX の取組も検討が必要です。また、情報システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化を図る必要があります。

- 証明書コンビニ交付などで活用できるマイナンバーカードへの関心や需要が高まりつつあり、交付件数が増加しています。
- 過去 5 年間の町税収入は、令和 3 年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり前年度比較で減少しましたが、それ以外は概ね増加しております。
- 経常経費である人件費や物件費、扶助費、補助費等は物価高騰等の影響もあり、増加傾向となっています。経常収支比率も 73.9%（平成 30 年度）から 76.7%（令和 4 年度）まで増加しました。
- 今後も複数の大型事業が予定されており、厳しい財政状況が想定されるため、より一層の自主財源の確保に努める必要があります。

施策の方向性

1. 合理的な行政運営の推進

経営マネジメント思考を取り入れ、施策や事務事業の評価を行い、予算化や運営組織体制の編成や効率的な事務事業の横断化を図るなどして、合理的かつ効果的な行政運営を推進します。

2. 充実した行政サービスの提供

多様化する町民の行政ニーズに対応できるよう、また各職務階層に必要とされる能力を身に付けることができるよう長期的な視点を持った計画的な研修や人事交流等を通じて、人材育成に取り組めます。

3. 健全な財政運営の実施

安定かつ持続可能な財政運営を目指し、課税対象の的確な把握と適正課税の実施、自主財源の確保、効率的な事業運営と各種経費のスリム化による事業コストの軽減、事業評価の実施により、目的の明確化、数値目標等を設定し客観的に評価検証する体制を構築します。また、老朽化が進む公共施設は「嘉手納町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な更新・統廃合・長寿命化等を行い、財政負担の軽減・平準化に努めます。

4. 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

ICT や AI などを活用した自治体 DX に取り組み、行政情報の発信の拡充やオンライン手続きを推進し、町民の利便性向上や業務効率化を促進します。また、情報システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化に努めます。また、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及・促進を行います。

5. 広域連携の強化

広域的な課題などに適切に対処するため、国、県との連携強化を図ります。事務事業の効率化や広域的に取り組んだ方が効果的な行政サービスを行うことができるものについ

ては、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合、構成市町村等との連携した広域行政を推進します。

主な取組（事業）

5-1-1 合理的な行政運営の推進

- 事務改善委員会の開催
- 自治体 DX 推進を踏まえた行政サービスの効率的かつ効果的な運営の実施

5-1-2 充実した行政サービスの提供

- 外部団体への職員派遣や交流の実施
- 人材育成基本方針に基づく効果的な職員研修の実施
- EBPM の推進

5-1-3 健全な財政運営の実施

- 町内所在固定資産の定期的な現地調査による実態把握
- 各種調査による適正課税
- 町税滞納整理の推進
- 事業評価の実施

5-1-4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

- 行政事務の ICT 化の推進
- 行政情報発信の拡充に向けた環境整備
- オンライン手続きの推進
- デジタルデバイド対策事業の実施
- AI の導入
- 情報システムの標準化・共通化
- 情報セキュリティ対策の強化

5-1-5 広域連携の強化

- 広域行政の強化・連携を推進

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	町税徴収率	%	98.6 (R4)	98.6
2	オンライン申請可能な手続き数	個	30 (R5)	36

関連する個別計画等

- 中期財政計画
- 公共施設等総合管理計画

基本目標 5

皆でとりくむ協働のまちづくり

基本施策 5-2

男女共同参画社会の推進

基本方向

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。嘉手納町では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちを目指し、平成 19 年度に嘉手納町男女共同参画計画を策定、平成 31 年 4 月に第 5 次嘉手納町総合計画（前期基本計画）を策定、基本施策 5-2 に「男女共同参画社会の推進」を掲げ、令和 3 年に「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定し、嘉手納町の男女共同参画社会の実現に取り組んできました。令和 4 年度に制度改正や既存計画期間の終了を踏まえ、国や県の計画、さらには町の関連計画と整合を図りながら、これまでの施策の実施状況や男女共同参画社会を取り巻く環境の変化等を考慮し、「第 2 次嘉手納町男女共同参画計画」を策定しています。
- 第 2 次嘉手納町男女共同参画計画に係る意識調査報告書より、性的マイノリティへの認知度についてたずねると、「言葉は聞いたことはあるが、意味は分からない」、「言葉を聞いたことがなかった、知らなかった」で 3 割を占めています。言葉の認知度は高くなってきていますが、幅広い年齢層に向けて内容まで含めた周知をしていく必要があります。また、性の多様性を認める社会を実現するために必要な取組として、「学校や職場での教育・啓発活動（研修・講習など）」が 7 割弱と最も高くなっています。
- 町民意識調査結果より、男性の家事・地域活動等への積極的な参加のために必要なことについて、男性自身や社会全体で固定的な性別役割分担意識を改善することが求められており、労働時間の短縮や育児休業などの取得に対して事業主の理解も重要となります。また、女性が社会の多様な場面で活躍するために重要なことについては、「男性の理解・協力」、「古い慣習やしきたりをかえることやなくすこと」など、これまでの社会通念や慣習、役割分担にとらわれない環境づくりが求められています。

- 近年我が国では DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1}・虐待・あらゆるハラスメント等への多様な暴力的事象への対応、LGBT^{※2}などの性の多様性への理解が求められており、誰もが人権を尊重され、共に支え合う社会の実現に向けた人権教育の更なる強化が必要です。
- 12月の人権週間に人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）合同相談所（人権相談、行政相談、なんでも相談）を開設していますが、相談に訪れる人数が少ないため、引き続き周知を図る必要があります。第2次嘉手納町男女共同参画計画に係る意識調査報告書によりますと、被害者の相談状況や相談先についてたずねると「どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）」が約4割で最も高く、DVによる被害が表面化しづらい状況にあると考えられます。DVは明らかな人権侵害であり、DVに関する正しい知識の普及啓発や相談先の周知等を図っていく必要があります。

施策の方向性

1. 男女共同参画意識の形成

男女が共に社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、パネル展や広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動を実施し、子どもから高齢者まで、男女共同参画社会への理解を深める取組を推進します。

性的マイノリティへの支援を行うため、行政サービスにおける対応を推進します。また、性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を支援します。

2. あらゆる分野における男女の活躍推進

男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身もつ能力を最大限発揮できる社会を目指します。また、あらゆる分野において女性が活躍できるよう、職場や地域等のあらゆる場において女性の積極的な登用を促すとともに職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めるなど様々な取組を推進します。また、ハラスメント防止のための啓発や、育児・介護休業制度の利用促進、子育て・介護サービスの充実を推進します。

3. 人権尊重と暴力の根絶

人権擁護委員と連携し、人権尊重に対する町民の理解を深めるために、様々な機会を捉えて人権教育や人権啓発活動を推進します。また、男女間の暴力をなくすため、DV防止の啓発や相談、自立に向けた支援を推進します。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：「domestic violence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

※2 LGBT：Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

主な取組（事業）

5-2-1 男女共同参画意識の形成

- 男女共同参画推進事業^{※1}の実施

5-2-2 あらゆる分野における男女の活躍推進

- 男女共同参画推進事業^{※2}の実施
- 町役場における女性管理職登用

5-2-3 人権尊重と暴力の根絶

- 男女共同参画推進事業^{※3}の実施
- 人権の尊重、理解を目的に人権教室の開催
- 人権相談を必要とする町民に対する、常設人権相談所^{※4}への案内
- 12月の人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）の合同相談所の開設
- 庁舎内相談所の開設の周知強化（広報誌やLINE等の活用）
- 人権擁護委員との連絡調整会議による情報交換や連携強化（月1回程度の実施）

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	第2次嘉手納町男女共同参画計画の内容を知っている町民の割合	%	25 (R3)	30 (R9)
2	町役場における女性管理職登用率	%	16.7% (R5)	現状維持

関連する個別計画等

- 第2次嘉手納町男女共同参画計画
- 嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

※1 男女共同参画推進事業：広報紙やホームページ等における普及啓発活動、性的マイノリティへの支援等の取組を指す。

※2 男女共同参画推進事業：女性活躍推進への働きかけ、ハラスメント防止のための啓発、育児・介護休業制度の利用促進等の取組を指す。

※3 男女共同参画推進事業：DVに関する相談窓口の周知や、意識啓発、情報提供の充実等の取組を指す。

※4 常設人権相談所：法務局沖縄支局内(沖縄人権擁護委員連絡協議会)に設置されている人権相談所

基本目標 5 皆でとりくむ協働のまちづくり
基本施策 5-3 町民協働のまちづくり
基本方向 町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組めます。
現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権一括法（平成 12 年）の施行に伴い分権型社会が進行するとともに、住民が持つ力を発揮し、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進める「協働によるまちづくり」が全国的な動きとなっています。本町では、第 4 次総合計画の策定を契機に「協働によるまちづくり」を目指し、各種計画づくりに際してパブリックコメントをはじめ、町民ワークショップの開催を図るなど、町民参画機会の創出に努めてきました。令和 3 年度に実施した町民アンケート調査結果において、町民の声を行政に反映させる方法として希望するものについては、男女別、年代別、地区別すべてで「アンケート調査」の割合が高く、70 歳代においては、他年代と比較して「行政懇親会を通じて」「自治会長等を通じて」の割合も高くなっています。町民アンケート調査結果を受けて、これからも町民自らが政策形成段階からまちづくりに参加・参画できる機会の拡充に努めるとともに、町民参加に際しては偏りのない構成員の確保に努める必要があります。 ● 本町では、開かれた町政を目指し、情報公開制度の導入や町政要覧・広報紙の発行、嘉手納町 LINE 公式アカウントによるプッシュ通知の実施、大型ビジョンの活用により、情報を提供しています。引き続き情報発信の充実を図り、行政の説明責任を果たすとともに町民の町政への関心を高める必要があります。 ● 電話や窓口での相談、ご意見箱の設置やホームページから意見を述べる機会を設け、町民が声を届やすい環境を整えており、必要に応じて拡充を検討していきます。 ● 各行政区との意見交換などを行う行政懇談会を隔年で開催し、住民ニーズの把握に努めています。 ● 町が所有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関連法令及び嘉手納町個人情報の保護に関する法律施行条例等にもとづき、自己情報の開示などの請求権を保障し、制度の適正な運用に努めています。
施策の方向性 1. 広報活動の充実 広報紙やホームページ、嘉手納町 LINE 公式アカウント等を通して、積極的な町政情報を発信します。また、広報におけるアンケートを実施し、町民ニーズを確認したうえ

で、周知方法について見直しを行います。

2. 広聴活動の充実

町民のニーズを把握するために、行政懇談会をはじめパブリックコメントや町民アンケート、ご意見箱等の活用を引き続き実施し、的確に町政に反映できるよう努めます。

3. 町民参加の促進

町民の町政への参画機会を促進するために各種審議会、ワークショップの開催等、様々な場面で町民がまちづくりに参加できる機会を創出します。また行政計画の策定などには、町民参加の促進を図ります。

4. 協働への取組

町民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進するために、パートナーシップ意識の啓発に取り組みとともに、町内団体の把握及び支援に取り組みます。

主な取組（事業）

5-3-1 広報活動の充実

- 嘉手納町行政情報発信事業^{※1}の実施
- 広報における住民ニーズ把握のためのアンケート実施

5-3-2 広聴活動の充実

- 町民アンケートの実施及び回収率向上の方法の検討
- パブリックコメントの実施
- 行政懇談会の開催

5-3-3 町民参加の促進

- 講演会やセミナーの開催
- 行政計画などへの町民の参加促進

5-3-4 協働への取組

- 地域課題解決のための協働の支援
- コミュニティセンターの活用

※1 嘉手納町行政情報発信事業：広報紙、嘉手納町 LINE 公式アカウント、大型ビジョン等を活用した情報発信の取組を指す。

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	「町政情報の満足度」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	78.9 (R4)	85 (R9)
2	「町民協働のまちづくり」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	56.8 (R4)	60 (R9)

<p>基本目標 5 皆でとりくむ協働のまちづくり</p>
<p>基本施策 5-4 地域コミュニティ活動の充実</p>
<p>基本方向</p> <p>地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。</p>
<p>現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本町では、地域コミュニティの育成を推進するため、各種補助金、自治会長会、あいさつ運動（交通安全指導）等を実施しています。 ● 町民アンケート調査結果によると、現在参加しているコミュニティ活動において、「特になし」が 67.3%で最大となっており、また今後参加したいコミュニティ活動についても、「特になし」が 43.1%で最大となっています。加えて、嘉手納町の住みにくさについて調査した項目では、「地域の連帯感が乏しい」という回答が前回調査時から 3.8 ポイント上昇する等、地域のつながりの希薄化が懸念されています。 ● 地域コミュニティを支える自治会をはじめとした地域活動への参加率は低く、コミュニティ意識の希薄化は、子どもや高齢者の見守り、災害時の援助といった分野において、共助という考え方に基づく相互支援を妨げる要因となります。 そこで、自治会等、地域コミュニティの活動基盤に対する支援及び参加促進を行うとともに、自治公民館をはじめとした既存施設については、各種活動の拠点としての機能付加を検討する必要があります。 ● 「協働によるまちづくり」を進めるうえで、NPOやボランティア団体、自治会等、地域で活動する様々な団体・組織の重要性が高まっています。地域コミュニティの活性化に資する文化活動や福祉活動等、様々な活動の中核を担っている自治会を中心に、各種町民団体等への支援を行っていますが、役員・会員の高齢化や自治会への新規加入減少、それに伴う人材不足が課題となっています。町外からの転入者や活動に参加していない町民に対する自治会加入や活動への参加促進を行い、人材の確保に努めることが急務です。また、世代を超えた交流や転入者との交流等、住民間の多様な交流や連帯感を深める活動等を支援し、地域活動の充実・連携を強化することが地域力の向上に重要です。
<p>施策の方向性</p> <p>1. 地域コミュニティ活動への支援</p> <p>地域生活における課題の解決や地方分権化、多様化する住民ニーズに対応するためには、町民同士の共助による地域コミュニティの形成が不可欠であることから、コミュニティの</p>

基礎となる自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う各種団体を積極的に支援し、町民の地域活動への参加促進を図ります。また住民に身近なコミュニティーセンターを地域の生涯学習の場として活用するとともに、子どもから高齢者まで誰でも気軽に訪れるコミュニティ活動の拠点となるよう、地域住民の意向を広く反映させた運営の支援に努めます。

主な取組（事業）

5-4-1 地域コミュニティ活動への支援

- 自治会への支援・育成（補助金助成、自治会活動参加促進等）
- 各種団体（ボランティア団体、市民団体等）との連携
- コミュニティ活動に必要な備品などの整備

指標

No.	指標	単位	直近の 現状値	目標値 (R10)
1	地域活動に参加している割合（町民アンケート調査）	%	32.7 (R4)	35% (R9)